

# 岩内町都市計画マスタープラン

(改定版素案)

平成 27 年 3 月

岩 内 町



## 目 次

序．都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方	1
1．見直しの背景と目的	1
2．個別の都市計画における見直し対応	3
(1) 用途地域・臨港地区・特定用途制限地域などについて	3
(2) 都市計画道路について	3
(3) 都市計画公園について	3
(4) 準防火地域の現状分析について	3
(5) その他の都市施設について	3
3．都市計画マスタープランの位置づけ等	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	4
(3) 対象範囲	4
4．策定体制	5
I．岩内町の現況	7
1．位置・地勢・気象等	7
(1) 位置・地勢等	7
(2) 交通	8
(3) 地目別面積	8
(4) 気象	8
2．人口・世帯数	9
(1) 人口・世帯数	9
(2) 年齢別人口の推移	10
(3) 65歳以上の親族のいる世帯の状況	11
(4) 地区別人口・世帯数の推移	12
(5) DIDの推移	15
3．産業	16
(1) 就業者別人口	16
(2) 農業	17
(3) 漁業・林業	18
(4) 工業	19
(5) 商業	20

(6) 観光	21
4. 土地利用の状況	22
(1) 国土利用計画	22
(2) 都市計画区域	22
(3) 用途地域	22
(4) 準防火地域	23
(5) 臨港地区	23
(6) 開発行為等の状況	27
(7) 主な未利用地・オープンスペースの状況	29
5. 都市施設の整備状況	31
(1) 道路	31
(2) 公園・緑地	33
(3) 墓園	33
(4) 下水道	33
(5) 市場	36
(6) 火葬場	36
(7) 一般廃棄物処理施設	36
6. 住宅の状況	37
(1) 住宅の所有状況	37
(2) 住宅の居住水準	38
(3) 町営住宅等	39
7. 生活関連施設の整備状況	41
(1) 文化・歴史的施設	41
(2) 教育施設	41
(3) 官公庁施設	41
(4) 福祉・医療・厚生施設等	41
(5) その他の施設	41
8. 上位・関連計画	43
(1) 新たな岩内町総合計画	43
(2) 岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	55
(3) 岩内町住生活基本計画	57
(4) 岩内町公営住宅等長寿命化計画	58
(5) 岩内町第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	60
(6) 岩内町次世代育成支援行動計画	61
(7) 岩内町障害者計画・岩内町障害福祉計画	61

II. 住民意向の把握	63
1. アンケート等調査及び住民懇談会の結果のまとめ	64
2. 町内会・自治会アンケート調査	67
3. 関係者（地権者）アンケート調査	77
4. 関係団体（建築士会）ヒアリング調査	80
5. まちづくり（都市計画）住民懇談会	81
III. 主要課題の整理	83
1. 個別の都市計画課題	83
（1）用途地域・特定用途制限地域について	83
（2）都市計画道路について	84
（3）準防火地域について	85
（4）公園について	86
（5）都市施設について	87
2. まちづくりの課題	87
（1）自然や歴史的遺産の保全と活用	87
（2）便利で安心して暮らせる生活環境の整備	87
（3）適正な土地利用と交通対策	88
（4）中心市街地の活性化	89
IV. 全体構想	93
1. まちづくりの将来像	93
2. まちづくりのテーマ（目標）	93
3. 将来都市構造	96
（1）自然や歴史とのふれあいゾーンづくり	96
（2）コンパクトな市街地形成と活動軸の整備	98
（3）にぎわいの核と交流拠点づくり	100
4. 土地利用方針	103
（1）基本的な考え方	103
（2）土地利用方針	103
5. 交通体系方針	108
（1）基本的な考え方	108
（2）交通体系方針	108

6. 公園・緑地方針	111
(1) 基本的な考え方	111
(2) 公園・緑地方針	111
7. その他の都市施設の整備方針	114
(1) 基本的な考え方	114
(2) 主要な施設の整備方針	114
V. 実現化方策の検討	117
1. 実現化への取組み方針	117
2. 住民参加（協働）によるまちづくりの仕組みづくり	118
(1) 情報の整理・公開による共有化	118
(2) 町民が参加しやすい仕組みづくり	118
(3) 適切な合意形成の機会づくり	119
3. 効果的なまちづくりの進め方	120
(1) 先導的なまちづくりプロジェクトの展開	120
(2) 部門別の優先施策の展開	125
(3) 関連施策の展開	125

# 序. 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方

## 1. 見直しの背景と目的

岩内町では、平成 17 年に、都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を策定し、平成 36 年度までを計画期間として都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところである。

策定から 10 年程度経過する中で、上位計画である「岩内町総合計画」の改定が行われたほか、まちを取り巻く周辺環境も当時とは変化している状況にある。

このような中で、都市分野においては、公有水面の埋立事業完了後の対応、小学校閉校後の施設活用や大規模な町営住宅等再編後の環境整備など、新たな対応が求められている状況にある。

このような背景から、計画期間内の中間見直しとして大きな枠組みは現行計画を踏襲しつつも、上位計画との整合や昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、今後の都市計画において対応すべき方向を示していくため、今般の見直しを行うものである。

具体的な「見直し課題」としては、次の 5 つを設定する。

### <都市計画マスタープランの見直し課題>

- ①人口減少に対応した都市空間形成が必要
- ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成が必要
- ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成が必要
- ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成が必要
- ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成が必要

これらの見直し課題の設定に至る背景や必要性は、以下に示すとおりである。

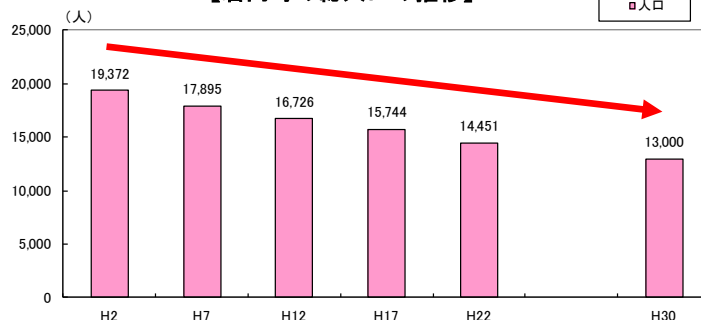
### ■「見直し課題」設定の背景や必要性について■

#### ①人口減少に対応した都市空間形成

岩内町の人口は近年減少傾向にあり、総合計画における平成 30 年度の計画人口は、13,000 人と想定されている。

これを踏まえ、人口減少を見据えた将来のまちのあり方を検討していくことが必要と考える。

【岩内町の総人口の推移】



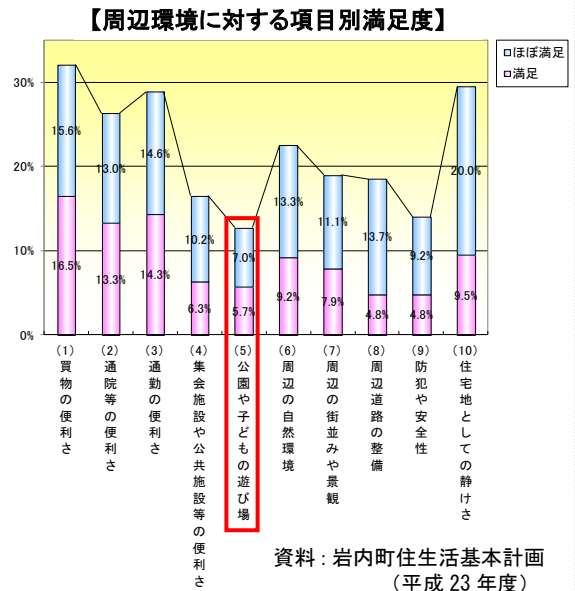
資料：H2～H22 は国勢調査  
H30 は「新たな岩内町総合計画」における計画人口の想定値

## ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成

少子高齢化社会が進行する中、基盤整備面においても、高齢者や子育て世帯等への配慮が求められているといえる。

このような中、近年行われた岩内町の住環境に関するアンケート調査によると、周辺環境に対する満足度が低い項目として、「公園や子どもの遊び場」が挙げられている。

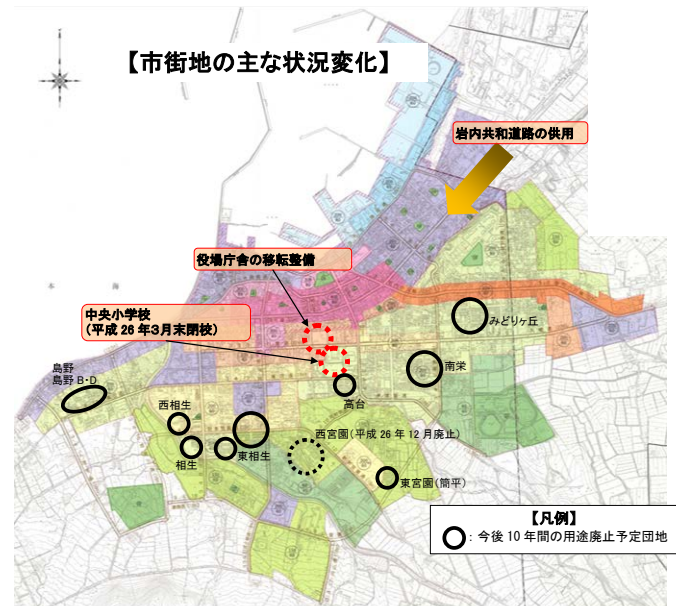
これらを踏まえ、今後とも、安心・安全に暮らせる都市空間のあり方を検討していくことが必要と考える。



## ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成

岩内町においては、昨今、役場庁舎の移転整備、小学校の統廃合、町営住宅等の再編、岩内共和道路等の広域連絡道路の整備など、まちの状況変化がみられる。

将来のまちづくりにおいては、このようなまちの大きな状況変化に的確に対応していくことが必要と考える。



## ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成

国においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月施行）」の制定により、環境にやさしいまちづくりが進められている。

また、北海道が定める「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※」においても、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換が位置付けられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこれらの趣旨を受け、環境に配慮したまちづくりの視点をもって進めていくことが必要と考える。

※「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：北海道が都市計画区域ごとに定める都市計画の基本的な方針。市町村の都市計画マスタープランは、これに即して定めることとされている。

## ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成

岩内町においては、「新たな岩内町総合計画」のまちづくりの方向性として、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」が掲げられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこの趣旨に則り、将来の市街地像を見据えた効率的かつ効果的なまちづくりのための指針としていくことが必要と考える。



## 2. 個別の都市計画における見直し対応

都市計画マスタープランの見直し課題を受け、個別の都市計画においては次のような対応を図る。

### (1) 用途地域・臨港地区・特定用途制限地域などについて

今後の動向を見据え、今後のまちづくりに見合ったものとしていくことが必要と考えられる。具体的には以下の検討を行い、「全体構想-土地利用方針」に反映していく。

#### ○用途地域の内部（特別用途地区検討も含む）

⇒昨今の状況変化や今後のまちづくりとの整合を踏まえ、用途地域の変更の必要性を検討する

#### ○用途地域の外部（特定用途制限地域検討も含む）

⇒近隣町村の海外資本による開発や町内における町外資本（大型店・系列店）の出店を踏まえて市街地が拡散しないような規制や自然環境の保全に対する検討を行う（持続可能なコンパクト）

#### ○市街地の周縁部で、農地や未利用地となっているエリア

⇒土地利用の実態や、地権者の今後の利用意向の把握などを行い、今後の方向性を検討する

#### ○公有水面の埋立事業に伴う部分

⇒陸域告示に併せて、適切な対応が求められる

### (2) 都市計画道路について

都市計画道路は順次整備が進められているが、一方では、未整備となっている路線もみられる。

都市計画道路のネットワークの再検討を通して今後の整備のあり方を検討し、「全体構想-交通体系方針」に反映していく。

### (3) 都市計画公園について

郊外部においては、町営住宅等団地整備と一体的に児童遊園整備が行われてきたが、団地の老朽化に伴い、用途廃止・再編が予定されている。

これを受け、今後の当該エリアの公園整備の必要性や可能性を検討し、「全体構想-公園・緑地整備方針」に反映していく。

### (4) 準防火地域の現状分析について

約60年前の大火の経験から、岩内町では他都市に比較して準防火地域が広く指定されている。

防火性能向上等の環境変化も踏まえ、現時点での延焼危険性を確認しておく。

### (5) その他の都市施設について

法令上の都市施設とは、道路、駐車場、公園、緑地、広場、墓園、水道、下水道、ごみ焼却場、河川、学校、図書館、その他の教育文化施設、病院、保育所、社会福祉施設、市場、火葬場、団地などあらゆるものを指す。

これら施設の状況変化に、都市計画としても機動的に対応していく必要がある。

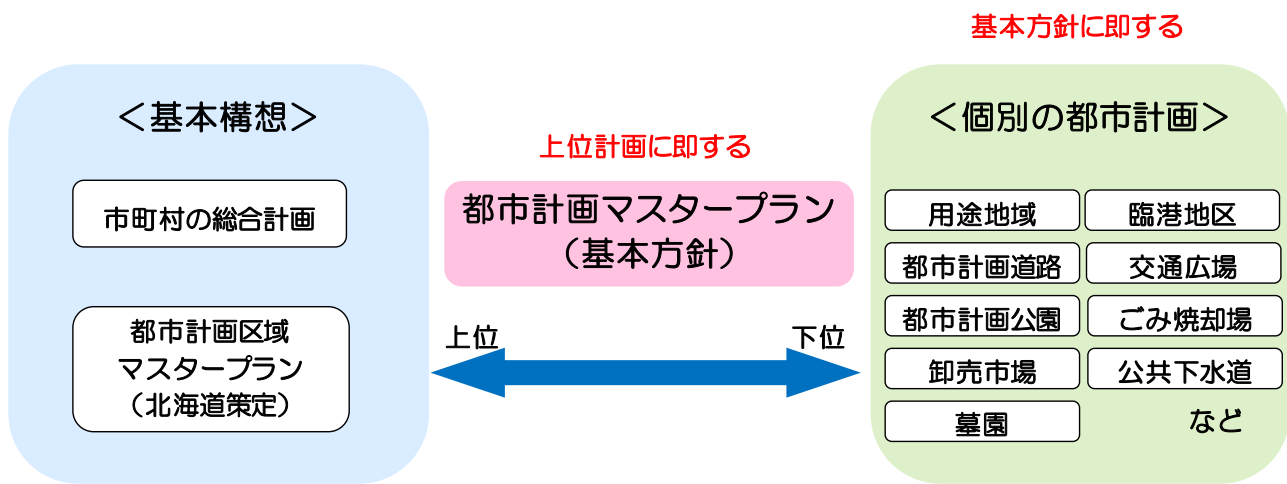
### 3. 都市計画マスタープランの位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

「岩内町都市計画マスタープラン」は、平成21年10月に策定された「新たな岩内町総合計画」の都市づくりに係る部門別計画として位置づけられる。したがって、岩内町において現在までに策定されている他の部門別計画との整合を図る必要がある。

また、個別の都市計画は、法律上基本方針と整合が求められることから、次の展開に支障をきたさないよう、個別の都市計画を視野に入れた方針としなければならない。

図 計画の位置づけ



#### (2) 計画期間

現行「岩内町都市計画マスタープラン」の計画期間は、平成17年度（2005年度）～平成36年度（2024年度）となっており、見直しにあたっては計画期間は変更しないものとする。

なお、岩内町を取り巻く社会情勢の変化などに伴い更なる見直しの必要が生じた場合は、柔軟な姿勢で他の計画や圏域の動向との整合に留意しつつ、計画の見直しを行っていくものとする。

#### (3) 対象範囲

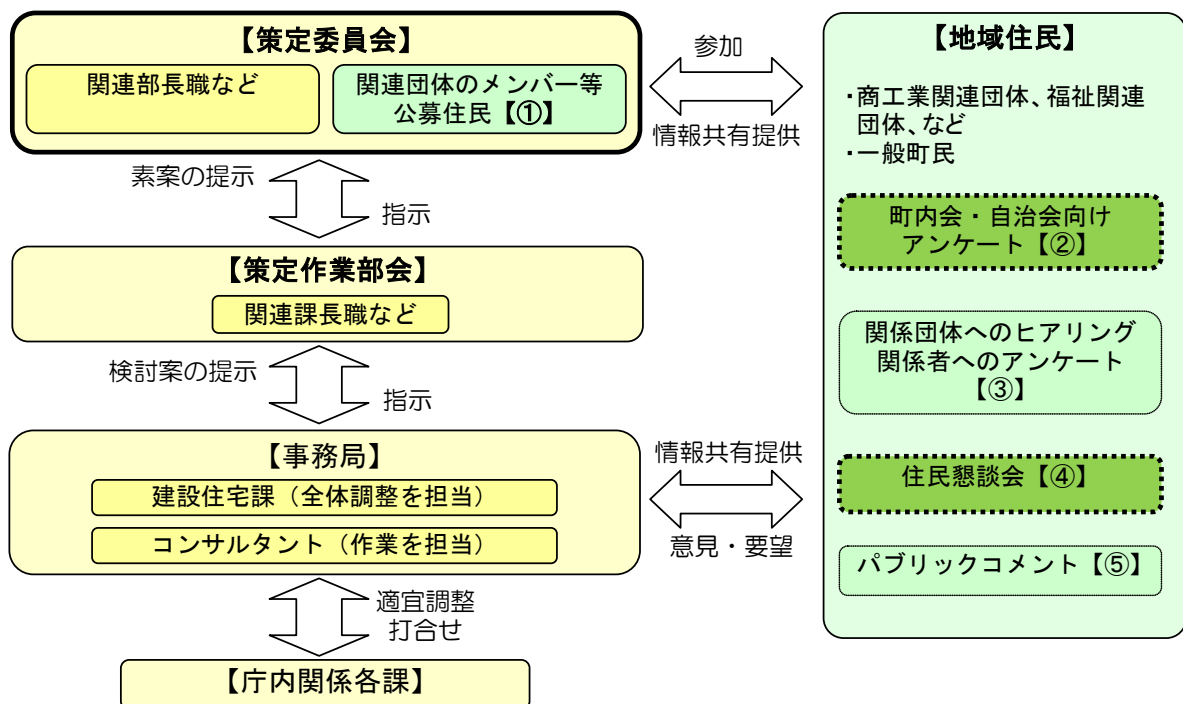
計画の対象範囲は、岩内町の都市計画区域とする。

## 4. 策定体制

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、庁内関連部長職及び町内関連団体・公募住民で構成される「策定委員会」と、庁内関連課長職で構成される「策定作業部会」の検討を踏まえて策定を進める。

さらに、「町内会・自治会向けアンケート」等や「関係団体ヒアリング」、「住民懇談会」、「パブリックコメント」を実施することにより、広く情報収集・共有化を図りながら策定を進めることとする。

図 都市計画マスタープラン見直し策定体制



### ■見直し作業における「住民参加のプロセス」

- ①一般町民や商工・福祉等団体のメンバーを含めた「策定委員会」における議論
- ②身近な生活環境に対する評価や、今後のまちづくりに関する意見把握のため「町内会・自治会向けアンケート」の実施
- ③準防火地域のあり方を検討するための関係団体（建築士会）へのヒアリング  
市街地の周縁部における用途地域のあり方を検討するための関係者（地権者）へのアンケート
- ④まちづくりについての情報共有と意見交換のため「住民懇談会」の実施
- ⑤計画内容を町内外に広く共有化するため、素案段階で「パブリックコメント」の実施



# I . 岩内町の現況

## 1. 位置・地勢・気象等

### (1) 位置・地勢等

本町は東経140° 31'、北緯42° 59'で、北海道の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、北は岩内湾越しに積丹半島を眺望し、西は日本海を臨む。南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁し、丘陵部は農業・観光ゾーンが形成されている。また、海岸沿いの229号線等を軸として市街地が形成されており、行政面積は70.63km<sup>2</sup>となっている。

本町の地勢や地域特有の景観特性としては、次のようなものがある。

- ・市街地内に2級河川や普通河川があり、自然に恵まれた河川景観がある。
- ・玄関口としての機能をもつ駅前通をはじめ、道路敷地が古くから広く確保され、整然とした道路網が都市空間を形成している。
- ・明治大火により、江戸期からある寺社等の多くが焼失しているが、明治30年前後に、その多くが大火を踏まえて再建されたため、昭和大火では中心市街地の8割が焼失したにもかかわらず、ほとんどの寺社は焼失を逃れ、明治期の貴重な歴史的遺産として現存している。
- ・明治期から庭園等の整備がなされている含翠園周辺は、近接する神社も含めて地域の歴史や自然を継承するシンボリックな存在である。
- ・そのほか、岩内岳山麓の緑豊かな農村風景と雪景色、そこから望む積丹ブルーの海、水平線に沈む夕日や北海道四大夜景、また歴史的遺産とも隣接する神社通りの桜並木や、夏祭りの幟・旗のほか、漁り火といった港町ならではの色彩など、四季折々の景観が存在する。

図 岩内町の位置



## (2) 交通

岩内町と江差・寿都方面や積丹半島経由で余市町と連絡する229号線が整備されているほか、岩内小沢線（国道276号）から国道5号経由で小樽・札幌方面、倶知安・道南方面へ連絡する広域交通ネットワークが形成されている。

今後、北海道横断自動車道の余市までの延伸や岩内共和道路の整備により、札幌、新千歳空港とのアクセス向上が見込まれている。

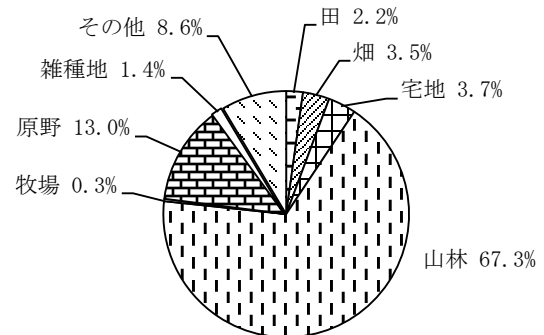
## (3) 地目別面積

岩内町の行政面積は70.63km<sup>2</sup>であり、このうち山林が47.55km<sup>2</sup>と全体の約67%、次いで原野が9.18km<sup>2</sup>で全体の約13%を占めている。また、宅地は2.59km<sup>2</sup>で全体の約4%となっている。

表 地目別面積（平成22年）

地目	面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)
田	1.55	2.2%
畑	2.47	3.5%
宅地	2.59	3.7%
山林	47.55	67.3%
牧場	0.22	0.3%
原野	9.18	13.0%
雑種地	1.01	1.4%
その他	6.06	8.6%
計	70.63	100.0%

図 地目別面積割合（平成22年）



資料：国勢調査

## (4) 気象

岩内町は日本海沿岸地域に位置するため冬期間の降雪量が多く、夏冬を通して北西の卓越風があり、年平均風速は3m/sを超えている。平成25年の平均気温は8.6℃で、年間降水量は1,251.5mmとなっている。

表 気象概況

年	気温(°C)			風速(m/s)				降水量(mm)	降雪の合計(cm)	
	平均	最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			
					風速	風向	風速			風向
平成23年	8.4	31.1	-13.9	3.4	17.1	南南東	31.3	南	1215.0	562
平成24年	8.7	33.4	-16.4	3.4	17.7	北西	28.8	西	1036.5	548
平成25年	8.6	32.2	-14.4	3.5	17.5	西北西	27.3	南東	1251.5	620

資料：気象庁ホームページ

## 2. 人口・世帯数

### (1) 人口・世帯数

#### ①総人口の推移

岩内町の総人口は、平成22年で14,451人である。

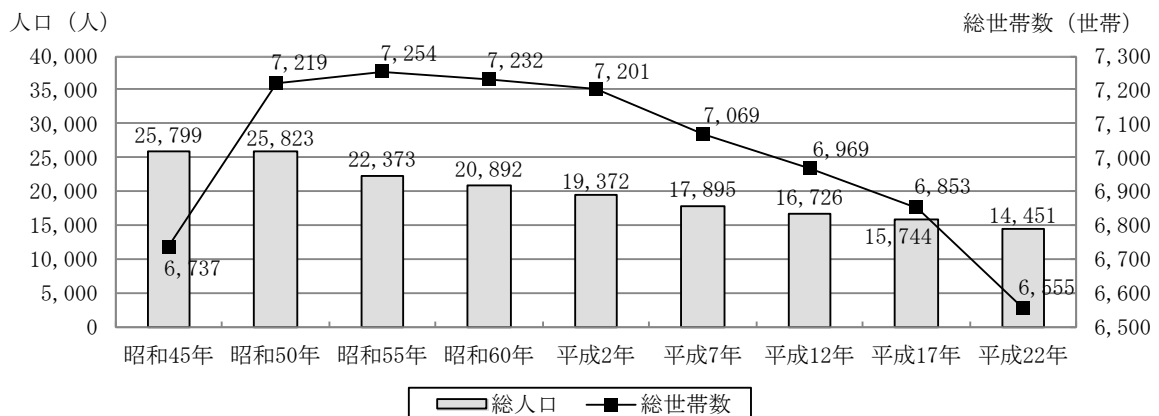
総人口は昭和50年の25,823人をピークに年々減少傾向にあり、それぞれ前回調査と比較して87%～94%で推移している。

#### ②総世帯数の推移

岩内町の総世帯数は、平成22年で6,555世帯である。

総世帯数は昭和55年の7,254世帯をピークに年々減少傾向にあり、特に近年の減少傾向が著しい。

図 総人口と総世帯数の推移

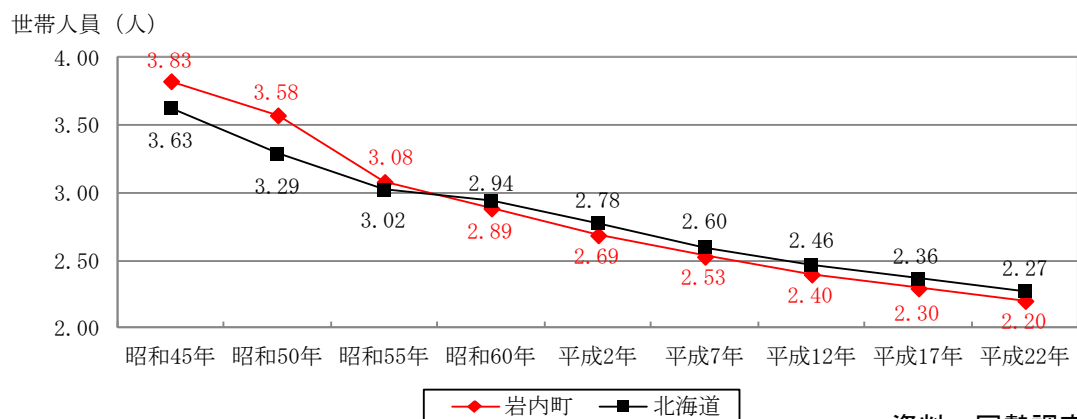


資料：国勢調査

#### ③世帯人員の推移

岩内町の平均世帯人員は平成22年で2.20人で、年々減少傾向にあり、北海道の平均世帯人員とほぼ同傾向で推移している。

図 平均世帯人員数の推移



資料：国勢調査

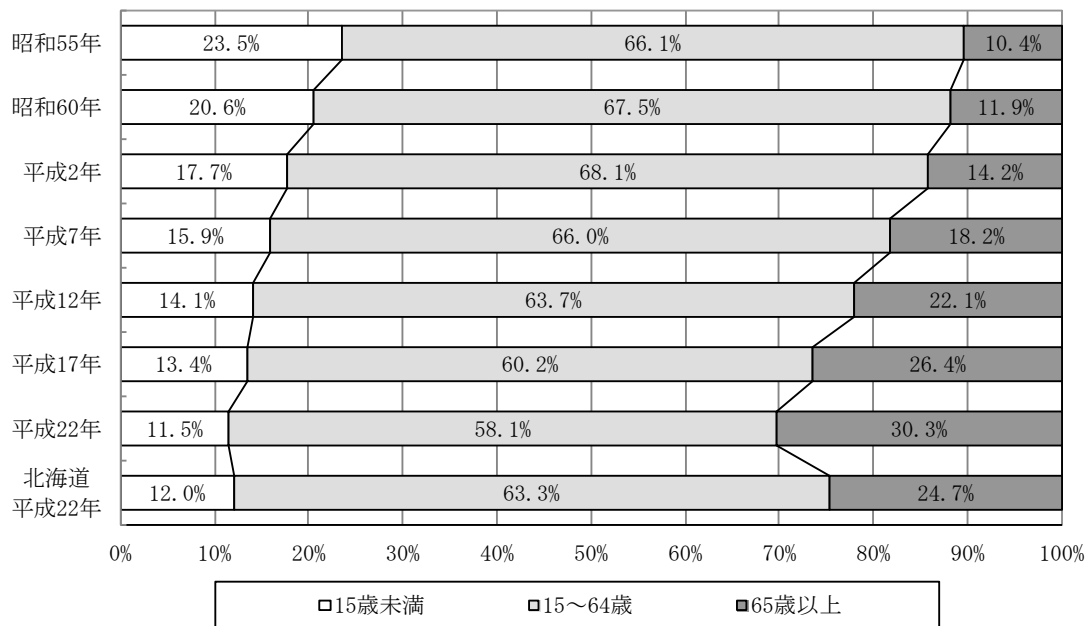
## (2) 年齢別人口の推移

年齢階層別人口の構成比は、平成22年で15歳未満人口が11.5%、15～64歳人口が58.1%、65歳以上が30.3%となっている。

昭和55年からの推移をみると、15歳未満の人口が12.0ポイント減少している一方で、65歳以上の人口が19.9ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいるといえる。

また、平成22年における岩内町の65歳以上の高齢者率は、北海道全体の24.7%と比較して高い値である。

図 年齢階層別構成比の推移



資料：国勢調査



### (3) 65歳以上の親族のいる世帯の状況

一般世帯総数に占める65歳以上の親族がいる一般世帯数は、平成22年では3,007世帯で、全体の約46%を占める。このうち、高齢単身世帯は1,097世帯、高齢夫婦世帯は740世帯、その他の世帯は1,170世帯である。

平成12年から22年までの10年間に於ける65歳以上の親族のいる一般世帯の推移をみると、実数にして329世帯の増加（約12%増）がみられ、このうち、高齢単身世帯は272世帯の増加（約33%増）、高齢夫婦世帯は149世帯の増加（約25%増）となっており、一般世帯全体に占める高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の比率が高まっている。

平成22年における北海道の比率と比べ、高齢夫婦世帯は3.0%低い比率を示しているが、高齢単身者の世帯数は6.9%高い比率を示している。

また、10年間の高齢者のみ世帯の推移をみると、75歳以上の高齢単身世帯は約1.7倍、同期間における75歳以上の高齢夫婦世帯は約2.3倍となっており、両者とも65歳以上74歳未満の増加率を大きく上回っている。

表 65歳以上の親族のいる一般世帯の居住状況

	平成12年		平成17年		平成22年		北海道(平成22年)	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
一般世帯総数	6,969	100.0%	6,853	100.0%	6,548	100.0%	2,418,305	100.0%
65歳以上の親族のいる一般世帯	2,678	38.4%	2,960	43.2%	3,007	45.9%	884,711	36.6%
高齢単身世帯	825	30.8%	982	33.2%	1,097	36.5%	261,553	29.6%
高齢夫婦世帯 (夫婦とも65歳以上)	591	22.1%	696	23.5%	740	24.6%	244,528	27.6%
その他の世帯	1,262	47.1%	1,282	43.3%	1,170	38.9%	378,630	42.8%

図 65歳以上の親族のいる一般世帯の構成比

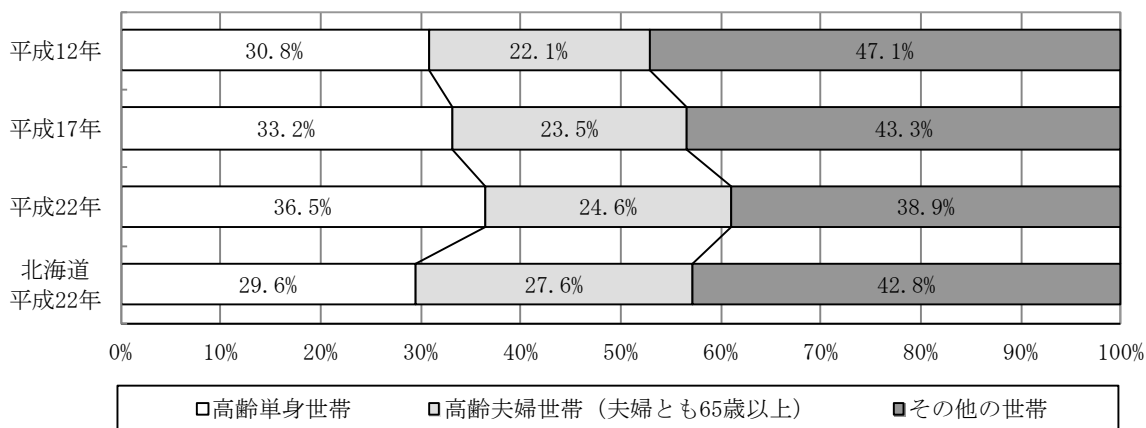


表 高齢者のみ世帯の推移

	高齢者単身			高齢者夫婦		
	総数	65歳～74歳	75歳以上	総数	夫婦とも65歳～74歳	夫婦とも75歳以上
平成12年	825	467	358	591	355	100
平成17年	982	487	495	696	351	175
平成22年	1,097	503	594	740	332	233
H22/H12 (%)	133.0	107.7	165.9	125.2	93.5	233.0

資料：国勢調査

#### (4) 地区別人口・世帯数の推移

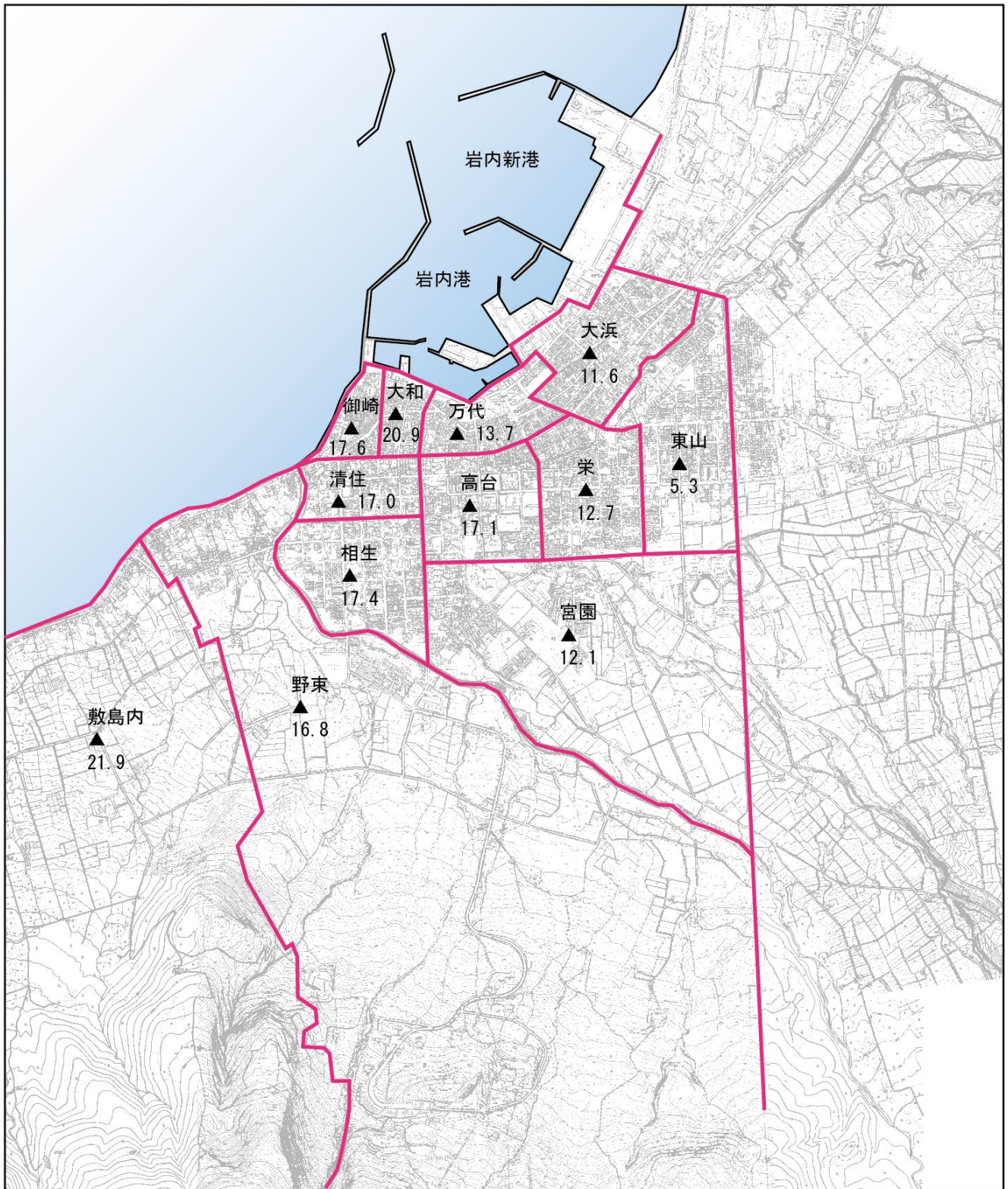
平成18年から平成26年における地区別人口の推移をみると、全ての地区で減少傾向にあり、中でも敷島内地区や大和地区の減少率が高く、それぞれ2割以上の人口減少がみられる。町全体としては、東部地域よりも西部地域の方が人口減少率が高い傾向にある。

同様に、平成18年から平成26年における地区別世帯数の推移をみると、万代、宮園、大浜の各地区で微増となっているほかは、微減もしくは減少傾向にある。中でも敷島内、大和、御崎、相生の各地区で1割以上の世帯数減少がみられる。

表 地区別人口・世帯数の推移

	平成18年3月		平成26年3月		平成26年/平成18年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口 (%)	世帯数 (%)
東山	1,958	964	1,854	958	▲ 5.3	▲ 0.6
大浜	1,800	827	1,592	833	▲ 11.6	0.7
万代	833	363	719	369	▲ 13.7	1.7
栄	1,738	852	1,518	794	▲ 12.7	▲ 6.8
高台	1,155	563	957	509	▲ 17.1	▲ 9.6
大和	622	273	492	243	▲ 20.9	▲ 11.0
御崎	573	278	472	249	▲ 17.6	▲ 10.4
清住	872	393	724	372	▲ 17.0	▲ 5.3
相生	2,025	938	1,673	844	▲ 17.4	▲ 10.0
宮園	2,456	1,067	2,158	1,077	▲ 12.1	0.9
野東	1,926	898	1,602	824	▲ 16.8	▲ 8.2
敷島内	324	151	253	132	▲ 21.9	▲ 12.6
計	16,282	7,567	14,014	7,204	▲ 13.9	▲ 4.8

資料：住民基本台帳



### 地区別人口の推移

平成26年  
平成18年

増加 ◎ (%)  
減少 ▲ (%)



0 200 500 1000M



### (5) DID の推移

平成12年から平成22年におけるDIDの推移をみると、DID人口は約86%に減少しており、面積はほぼ横ばいとなっている。このため、人口密度も約87%に減少している。

表 DID の推移

	DID人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
平成12年	14,939	4.13	3,617
平成17年	13,843	4.05	3,418
平成22年	12,891	4.08	3,160
H22/H12	86.3%	98.8%	87.4%

図 DID の推移 (平成 12 年)

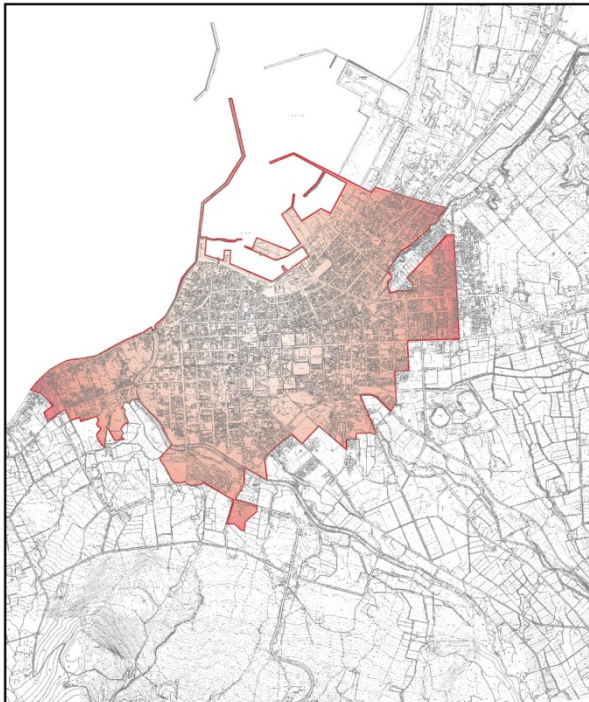
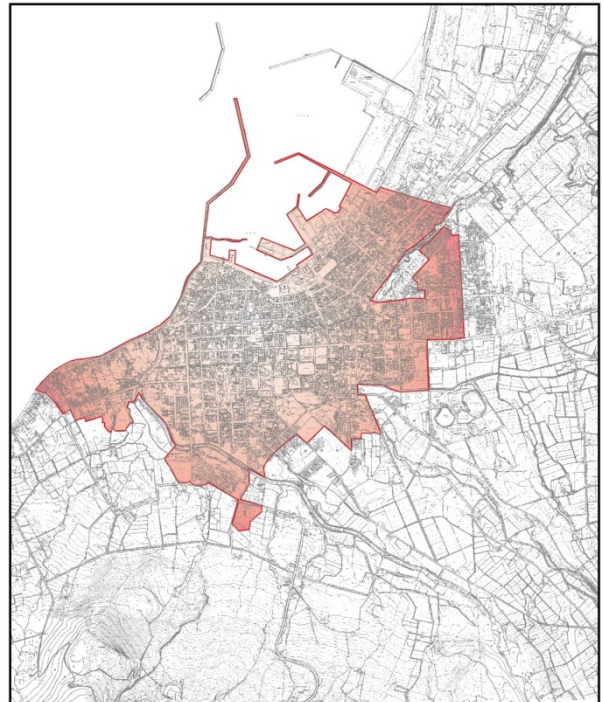


図 DID の推移 (平成 22 年)



資料：国勢調査

### 3. 産業

#### (1) 就業者別人口

平成22年の産業別就業人口は、第1次産業就業者が257人（3.9%）、第2次産業就業者が2,031人（30.6%）、第3次産業就業者が4,274人（64.5%）である。

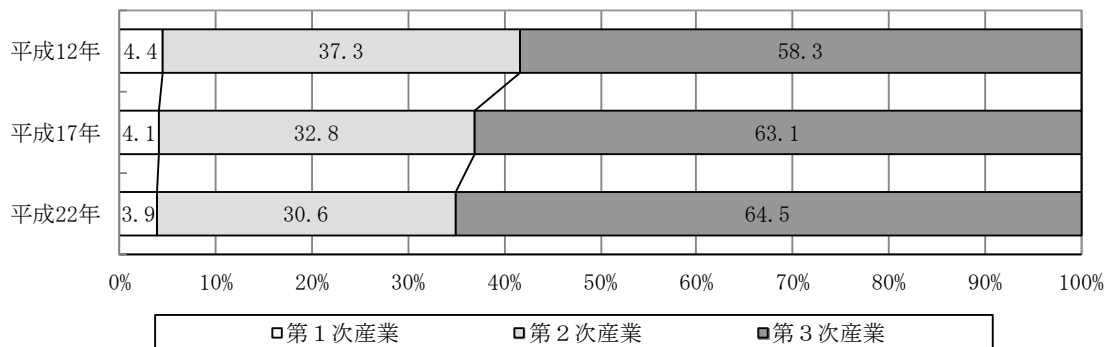
近年の就業者数の推移をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少しており、中でも第1次産業と第2次産業の就業者数はそれぞれ3割程度の減少となっている。

これを就業者比率でみると、第1次産業、第2次産業の比率が減少する中で、第3次産業の比率は高くなっている。

表 産業別就業人口の推移

産業区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
第1次産業	355	4.4%	306	4.1%	257	3.9%
農林業	176	2.2%	146	2.0%	129	1.9%
漁業	179	2.2%	160	2.2%	128	1.9%
第2次産業	3,014	37.3%	2,424	32.8%	2,031	30.6%
鉱業	4	0.0%	3	0.0%	4	0.1%
建設業	2,009	24.9%	1,577	21.3%	1,297	19.6%
製造業	1,001	12.4%	844	11.4%	730	11.0%
第3次産業	4,705	58.3%	4,665	63.1%	4,274	64.5%
電機・ガス・熱供給・水道業	44	0.5%	47	0.6%	62	0.9%
運輸・通信業	457	5.7%	—	0.0%	—	0.0%
情報通信業	—	0.0%	9	0.1%	13	0.2%
運輸業	—	0.0%	344	4.7%	328	4.9%
卸売・小売業、飲食店	1,681	20.8%	—	0.0%	—	0.0%
卸売・小売業	—	0.0%	1,210	16.4%	1,063	16.0%
飲食店・宿泊業	—	0.0%	508	6.9%	493	7.4%
金融・保険業	174	2.2%	144	1.9%	130	2.0%
不動産業	16	0.2%	17	0.2%	56	0.8%
サービス業	1,979	24.5%	—	0.0%	—	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	—	0.0%	—	0.0%	127	1.9%
生活関連サービス業、娯楽業	—	0.0%	—	0.0%	249	3.8%
医療、福祉	—	0.0%	572	7.7%	637	9.6%
教育、学習支援業	—	0.0%	254	3.4%	217	3.3%
複合サービス事業	—	0.0%	126	1.7%	92	1.4%
サービス業（他に分類されないもの）	—	0.0%	1,108	15.0%	497	7.5%
公務（他に分類されないもの）	354	4.4%	326	4.4%	310	4.7%
分類不可能の産業	2	0.0%	—	0.0%	65	1.0%
総数	8,076	100.0%	7,395	100.0%	6,627	100.0%

図 産業別就業者比率の推移



資料：国勢調査

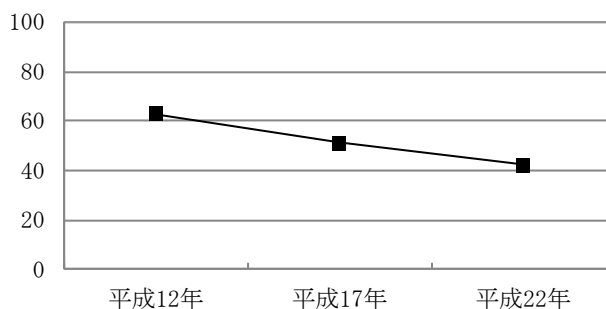
(2) 農業

岩内町の農家数は年々減少しており、平成22年には42戸と平成12年に比べ約67%に減少している。

表 農家数の推移

年次	平成12年	平成17年	平成22年
総農家数	63	51	42

図 農家数の推移



資料：世界農林業センサス

平成23年における耕地面積は363haで、このうち水稲が77ha (21.2%) を占めている。

収穫量は、水稲が400 t、ばれいしょが8 t (H22)、そばが5 tとなっている。

家畜では乳牛が155頭と最も多く、肉牛、馬を合わせた総頭数の85.6%を占めている。

表 主要作物・家畜の状況

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	
作物	耕地面積 (ha)	364	363	363	
	水稲	面積 (ha)	77	71	77
		収穫量 (t)	375	350	400
	ばれいしょ	面積 (ha)	8	8	—
		収穫量 (t)	158	155	—
	そば	面積 (ha)	—	10	9
収穫量 (t)		—	6	5	
家畜	乳牛 (頭)	204	177	155	
	肉牛 (頭)	22	21	17	
	馬 (頭)	9	8	9	

図 作物面積別割合(平成 22 年)

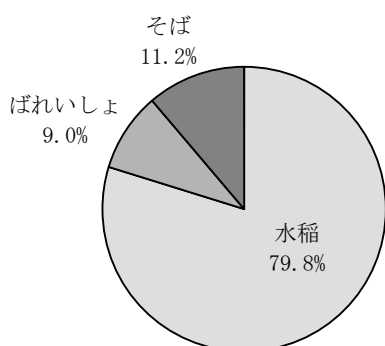
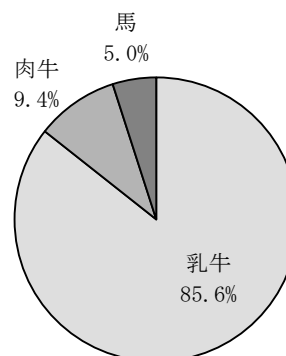


図 家畜頭数別割合(平成 23 年)



資料：岩内町調べ

(3) 漁業・林業

平成24年の漁業生産高は、数量で2,434 t、金額で約661百万円となっており、平成21年以降は減少もしくは横ばい傾向にある。

魚種別金額では「さけ」や「するめいか」が多くなっており、それぞれ全体の3割弱を占めている。

表 漁業生産高の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
数量 (t)	5,996	3,762	2,722	2,997	2,434
金額 (千円)	1,123,913	763,694	544,445	783,789	660,823

表 魚種別金額 (平成 24 年)

区分		金額 (千円)	構成比 (%)
魚類	さけ	191,079	28.9%
	すけとうだら	38,177	5.8%
	ほっけ	51,741	7.8%
	その他	88,552	13.4%
小計		369,549	55.9%
水産動物	するめいか	180,540	27.3%
	その他	108,603	16.4%
	小計	289,143	43.8%
貝類	あわび	674	0.1%
	いがい	617	0.1%
	その他	497	0.1%
	小計	1,788	0.3%
海藻類		342	0.1%
合計		660,823	100.0%

図 金額の推移

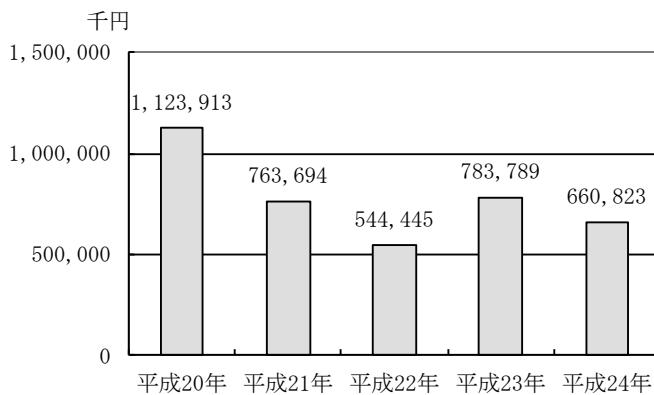
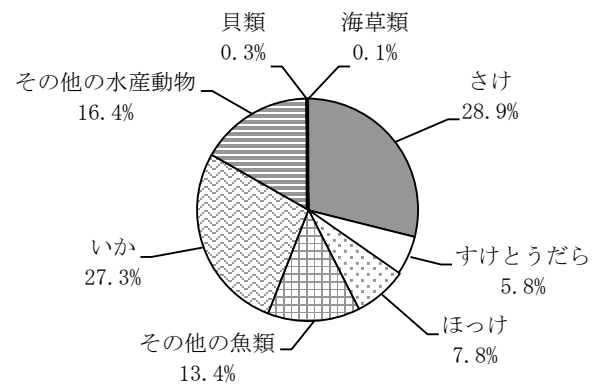


図 魚種別金額 (平成 24 年)



資料：北海道水産現勢

森林総面積は5,509haで、このうち私有林等が953haで約17.3%を占め、国有林が4,330haで約78.6%、町有林が226haで約4.1%を占める。

表 所有区分別森林面積 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

所有区分	面積 (ha)					蓄積 (千m <sup>3</sup> )		
	計	天然林	人口林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	4,330	3,655	163	-	513	273	30	243
その他国有林	-	-	-	-	-	-	-	-
道有林	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村有林	226	161	60	5	-	23	10	13
私有林等	953	874	73	5	-	70	11	59
計	5,509	4,690	296	10	513	365	51	314

資料：北海道林業統計



#### (4) 工業

平成24年における工業出荷額は約121億円で、従業者数は637人、事業所数は32件である。

平成20年以降の工業出荷額の推移をみると、減少傾向から横ばいに転じており、従業者数及び事業所数も横ばい傾向にある。

また、産業分類別工業出荷額では、水産加工業を中心とする食料品製造業が約1/4と最も多くを占めている。

表 工業の推移（4人以上の事業所）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
事業所数（件）	37	35	33	26	32
従業者数（人）	622	593	595	600	637
出荷額等（万円）	1,488,970	1,451,593	1,264,222	1,211,698	1,206,626

図 出荷額等の推移（4人以上の事業所）

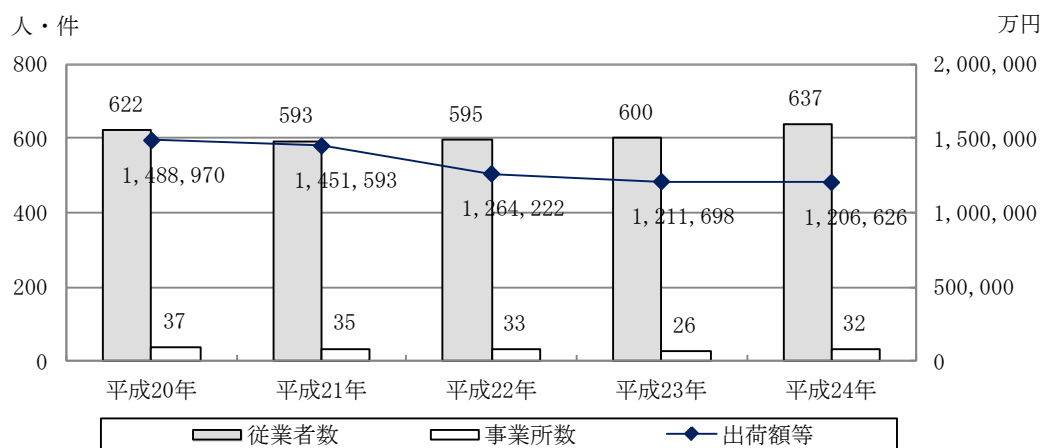


表 産業分類別工業出荷額（平成24年）

区分	事業所数（件）	従業者数（人）	出荷額等（万円）
総数	32	637	1,206,626
食料品製造業	18	307	299,015
飲料・たばこ・飼料製造業	2	193	×
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	18	×
印刷・同関連業	3	32	22,929
化学工業	1	5	×
窯業・土石製品製造業	1	14	×
金属製品製造業	3	22	28,872
生産用機械器具製造業	1	28	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	18	×

資料：工業統計調査

## (5) 商業

平成19年における卸・小売業全体の年間商品販売額は18,038百万円、従業者数は1,007人、事業所数は266件である。

平成9年以降の年間商品販売額の推移をみると約68%に減少しており、事業所数も約78%に、従業者数も69%に減少している。

平成19年における業種別年間商品販売額では、小売業が13,581百万円と全体のおよそ3/4を占め、そのうち飲食料品（5,215百万円）とその他（5,979百万円）がそれぞれ4割前後を占めている。

表 商業の推移

(単位：件・人・百万円)

区分	合計			小売業			卸売業		
	事業所数	従業者数	販売額	事業所数	従業者数	販売額	事業所数	従業者数	販売額
平成9年	339	1,457	26,552	304	1,322	21,137	35	135	5,415
平成11年	328	1,452	25,555	283	1,261	18,594	45	191	6,961
平成14年	300	1,274	21,757	268	1,139	16,357	32	135	5,400
平成16年	285	1,173	20,806	249	1,026	15,234	36	147	5,572
平成19年	266	1,007	18,038	235	885	13,581	31	122	4,457

図 商業の推移

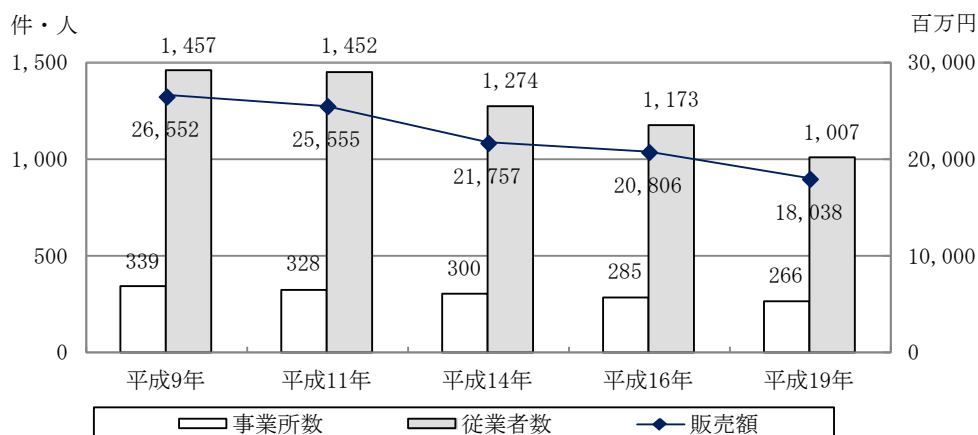


表 業種別年間商品販売額等 (平成19年)

(単位：件・人・百万円)

業種	事業所数	従業者数	年間商品販売額
合計	266	1,007	18,038
卸売業	31	122	4,457
小売業	235	885	13,581
各種商品小売業	-	-	-
織物・衣服・身の回り品小売業	36	84	655
飲食料品小売業	87	388	5,215
自動車・自転車小売業	11	37	794
家具・じゅう器・機械器具小売業	17	52	937
その他の小売業	84	324	5,979

資料：商業統計調査

## (6) 観光

平成25年度における年間観光入込客数は約457.7千人で、近年は横ばい傾向にある。

また、観光入込客全体のうち宿泊客は概ね22%～27%で推移しており、近年は増加傾向にある。

平成25年度における観光入込客数の月別入込状況をみると、7月～8月の夏期に約半数近くが集中しており、スキーシーズンの冬期は最も少ない状況にある。

表 年間観光入込客数の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入込総数（千人）	462.2	449.2	431.9	421.9	457.7
内道外客（千人）	26.5	26.7	24.1	31.7	38.7
内道内客（千人）	435.7	422.5	407.8	390.2	419.0
内日帰客（千人）	362.2	345.5	328.7	313.6	333.2
内宿泊客（千人）	100.0	103.7	103.2	108.3	124.5
宿泊客延数（千人）	110.0	114.1	113.6	119.4	137.0

図 年間観光入込客総数の推移

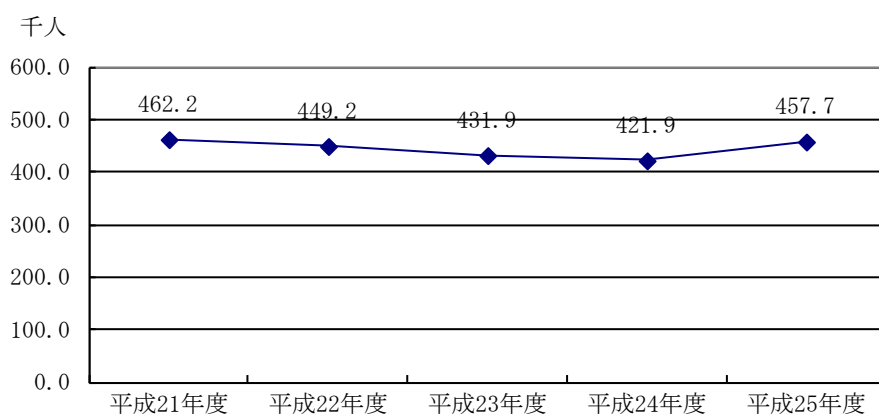


図 年間観光入込客数の推移

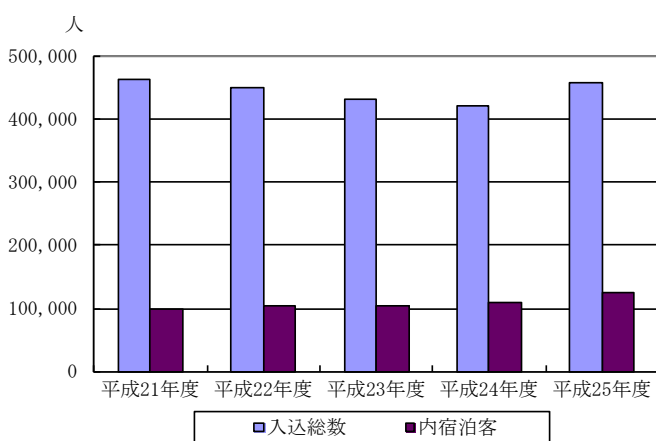


図 月別観光入込客数（平成25年度）

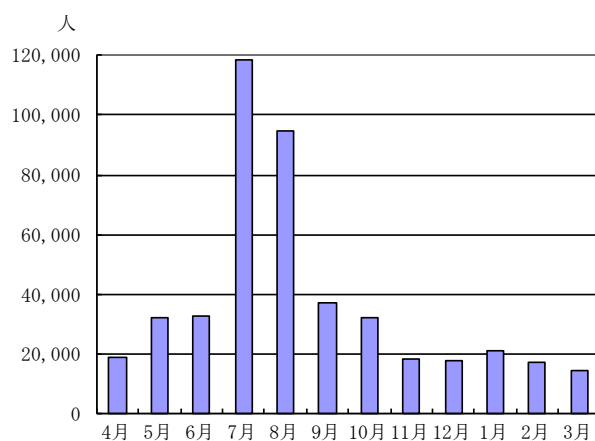


表 月別観光入込客数（平成25年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入込総数（千人）	19.3	32.3	33.0	118.6	94.7	37.1	32.5	18.4	18.0	21.5	17.6	14.7	457.7

資料：北海道観光入込客数調査

## 4. 土地利用の状況

### (1) 国土利用計画

岩内町の行政面積7,063haのうち都市地域（都市計画区域）は2,596haで約36.8%を占める。都市地域外の区域は海岸沿いの地区を除くと全て国有林であり、西部及び南部はニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の自然公園地域に指定されている。

### (2) 都市計画区域

岩内町は共和町と一体の岩内都市計画区域を形成しており、共和町の都市計画区域740haを含めて全体で約3,336haの規模を有する。

岩内町の都市計画区域のうち、用途地域は566haで、用途地域の外側は山岳部を除くと全て農業振興地域である。

農業振興地域のうち用途地域に接する1km～2km圏内は、岩内西小学校周辺、墓園周辺、野束川や運上屋川及び円山通の延長上の道道野束清住線沿いの地区を除くと全ての地区が農用地区域に指定されている。

用途地域から1km～2km圏外の地域は、農用地から除外された区域もしくは地域森林計画対象民有林であり、円山地区の森林公園から岩内岳にかけては一部保安林に指定されている。

### (3) 用途地域

用途地域は旧岩内駅を中心としてほぼ2km圏内に同心円的に広がっており、住居系が372haで全体の65.7%、商業系が44haで全体の7.8%、工業系が150haで全体の26.5%を占めている。

商業系用途地域は229号線と万代御崎通（道道岩内港線）を軸として、その間に飲食店街を挟むように南北約200m、東西約1,200mの範囲が商業地域に指定されているほか、旧国鉄跡地のマリンプラザや町役場から229号線にかけての旧波止場通（道道野束清住線）沿線及び万代地区の一部が近隣商業地域に指定されている。

工業系用途地域は臨港地区の工業港区が工業専用地域に、商港区が工業地域に指定されているほか、漁港区が準工業地域に指定されている。また、港湾背後の御崎、大和、万代、大浜地区は水産加工場や建設・運輸施設、業務施設と住宅の混在する準工業地域に指定されているほか、西部海岸沿いの漁家や倉庫が混在する野束（島野）地区や水産加工場の混在する野束川河口近くの清住・相生地区、工場（日本アスパラガス）の敷地が準工業地域に指定されている。

住居系用途地域は、これら商業系及び工業系用途地域以外の南部高台地区に配置されており、運動公園周辺と野束川右岸の開発区域（ほうらん団地）を中心とする宮園・野束地区が低層住居専用地域に指定されている。岩内小沢線（国道276号）を軸とする沿道サービスゾーンが準住居地域に指定されているほか、各種公共施設や業務施設の集積する八幡通の沿線地区や相生・宮園地区が第一種又は第二種住居地域に指定されている。これら以外の市街地周辺部は全て中高層住居地域に指定されており、大規模な町営住宅団地等を中心とした住宅地が形成されている。

表 都市計画区域、用途地域面積 (単位：ha)

	面積	割合
都市計画区域	2,596	—
用途地域	566	100.0%
住宅系	372	65.7%
第1種低層住居専用地域	60	10.6%
第2種低層住居専用地域	0	0.0%
第1種中高層住居専用地域	100	17.7%
第2種中高層住居専用地域	125	22.1%
第1種住居地域	49	8.7%
第2種住居地域	28	4.9%
準住居地域	10	1.8%
商業系	44	7.8%
近隣商業地域	16	2.8%
商業地域	28	4.9%
工業系	150	26.5%
準工業地域	102	18.0%
工業地域	37	6.5%
工業専用地域	11	2.0%
用途地域指定外	2,030	—

図 岩内町の用途地域指定状況

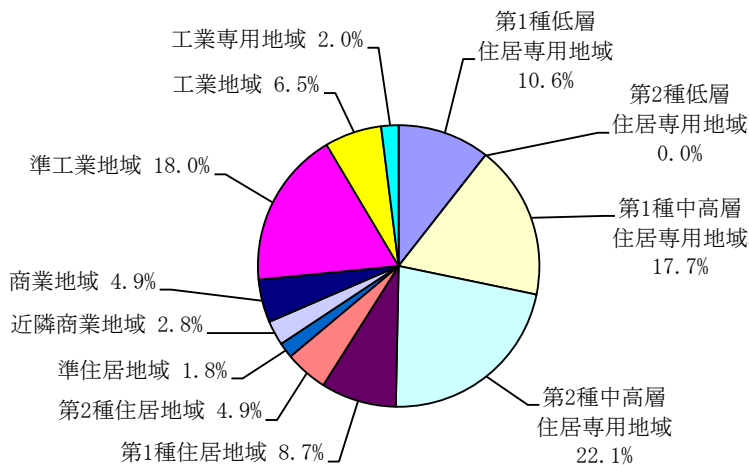
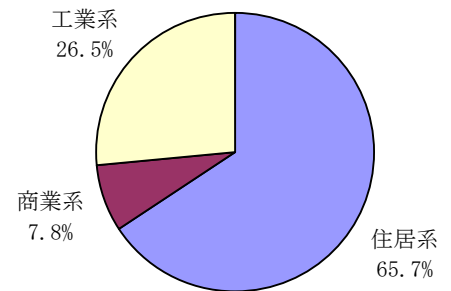


図 用途地域の構成



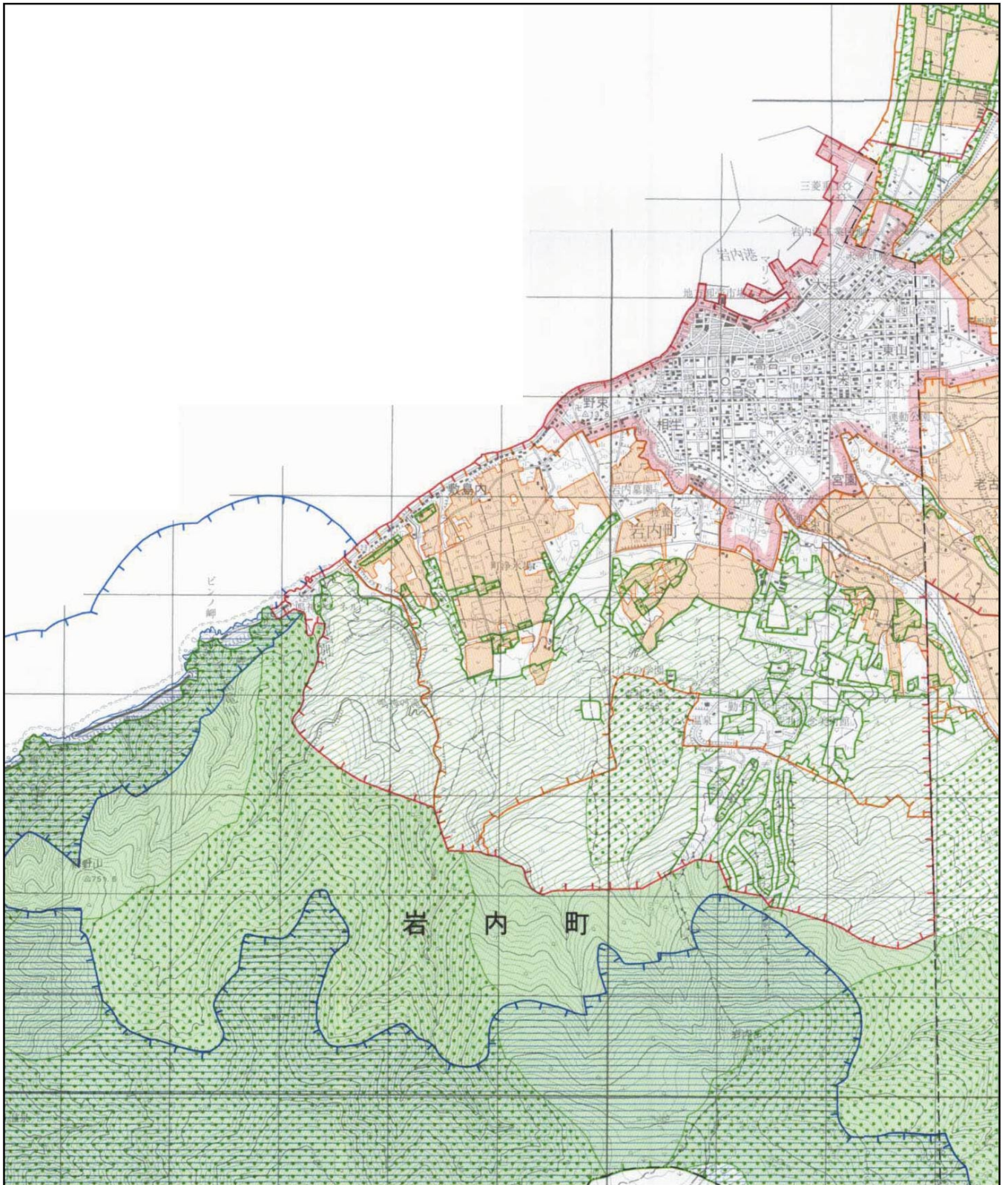
資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）

#### (4) 準防火地域

岩内町は昭和29年の岩内大火で海岸沿いの中心市街地が焼失したことから、海岸段丘以北の中心市街地や港湾地区の172.4haが準防火地域に指定されている。

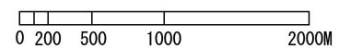
#### (5) 臨港地区

岩内港は地方港湾として位置づけられており、平成26年3月末現在で港湾埋立地を中心として59haが臨港地区に指定されている。このうち漁業ふ頭地区や商業ゾーンに近接した漁協や給油施設及びふ頭用地からなる中央ふ頭地区、新港の旧フェリーターミナル用地、駐車場や工業用地からなる新港地区の34.9haが商港区に指定されている。これら商港区と中心市街地の間に挟まれた工業用地11.6haが工業港区に指定されているほか、漁港と漁港から東に伸びる物揚場の細長い地区9.5haが漁港区に、3.5haが無分区となっている。

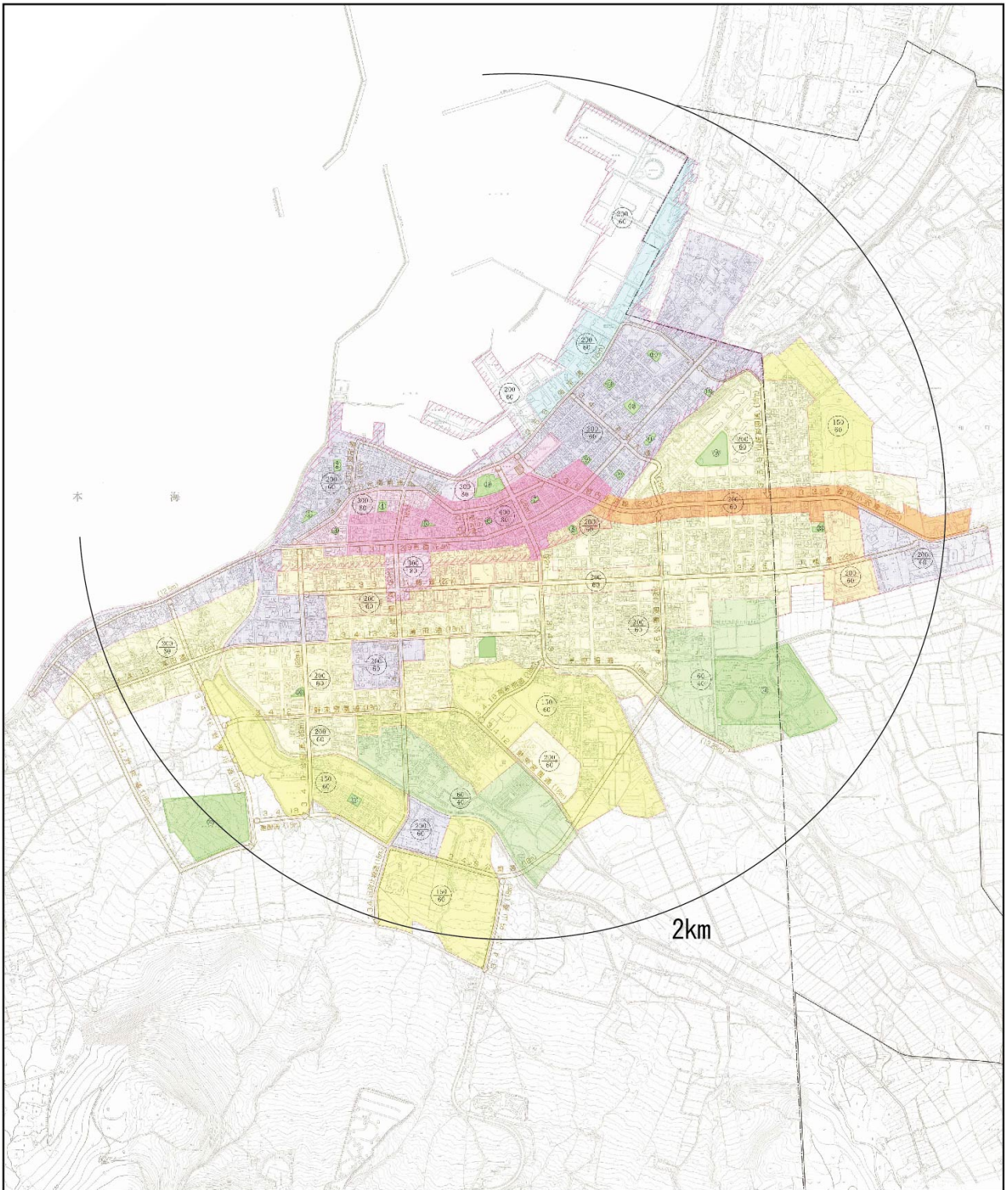



- |   |  |
|---|--|
|  都市地域              |  地域森林計画対象民有林  |
|  その他都市計画区域における用途地域 |  保安林          |
|  農業地域              |  国有林          |
|  農用地区域             |  自然公園地域       |
|  森林地域              |  自然公園地域（特別地域） |

土地利用基本計画図

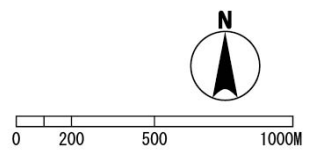


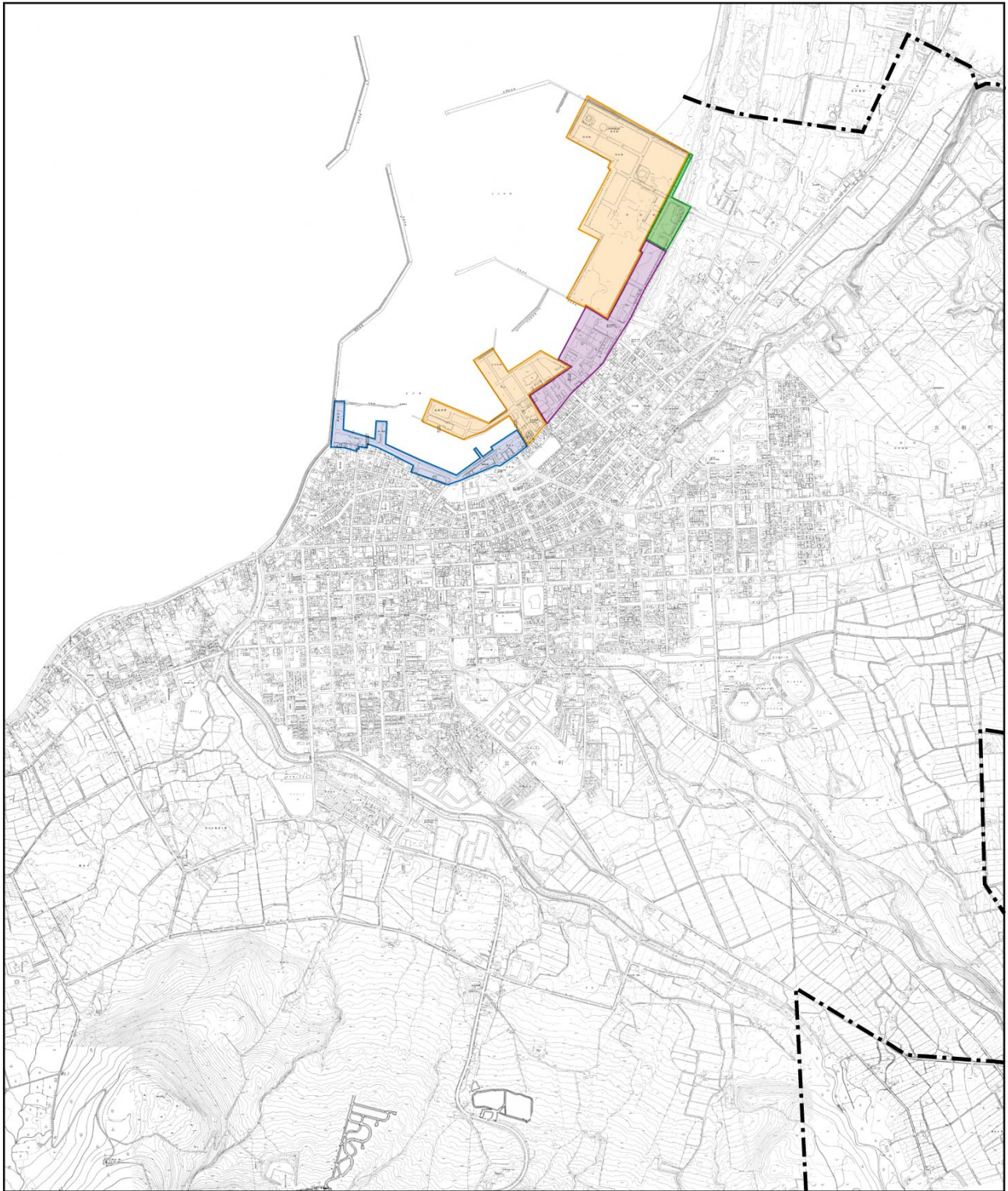
※平成16年3月31日現在の指定状況



- |   |              |   |        |   |            |
|---|--------------|---|--------|---|------------|
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 近隣商業地域 |  | 都市計画道路     |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 商業地域   |  | 都市計画公園     |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域  |  | 交通広場       |
|  | 第一種住居地域      |  | 工業地域   |  | 行政界        |
|  | 第二種住居地域      |  | 工業専用地域 |  | 都市計画区域     |
|  | 準住居地域        |  | 準防火地域  |  | 道路または河川中心線 |
|   |              |   |        |  | 上記以外の境界による |

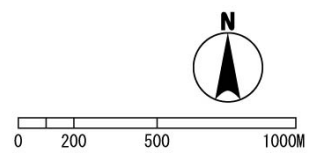
都市計画用途地域図  
(平成 23 年度調製)





- 都市計画区域
- 商港区
- 工業港区
- 漁港区
- 無分区

臨港地区の状況図  
(平成 26 年 3 月末)





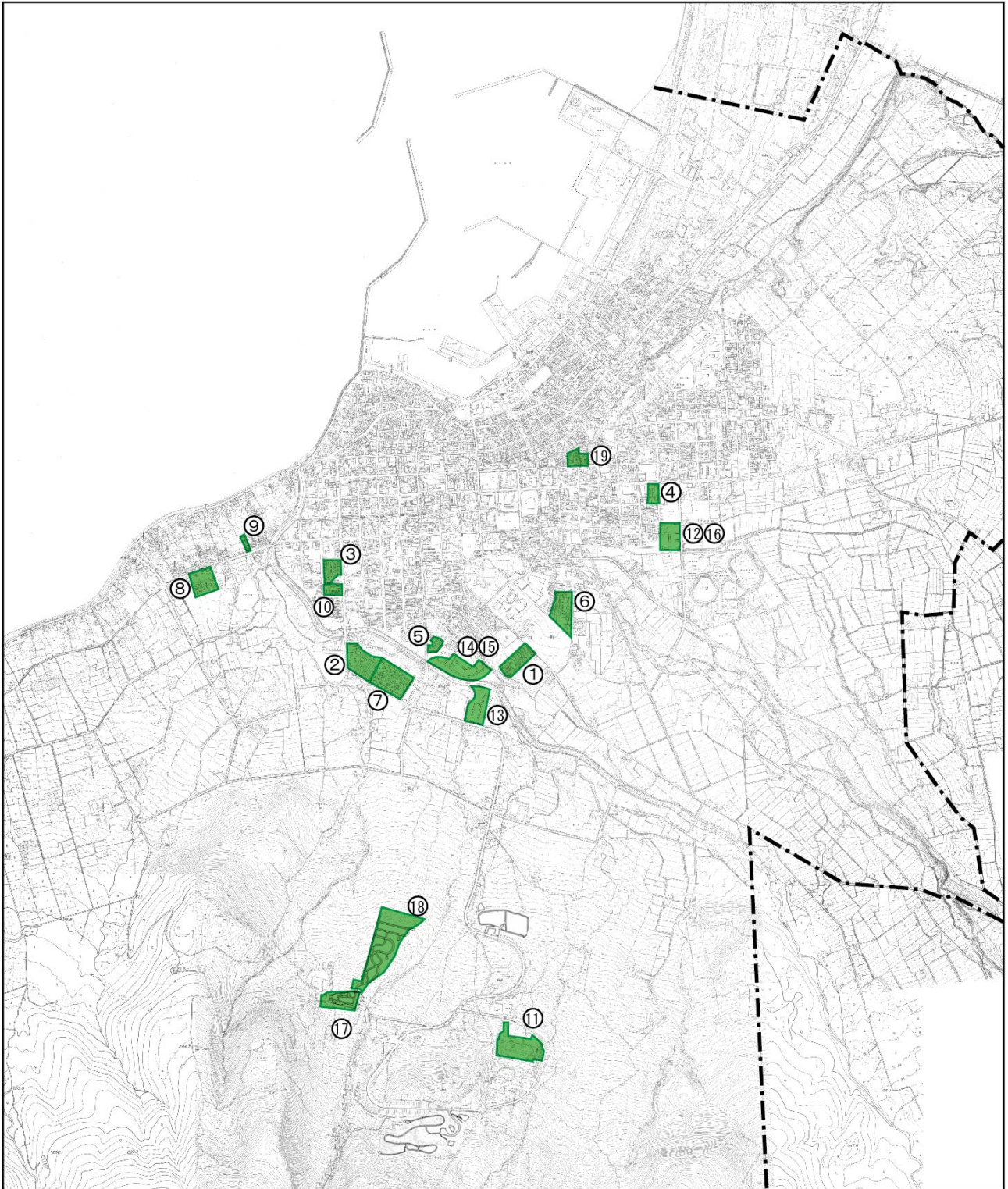
## (6) 開発行為等の状況

近年の開発行為等の状況を見ると、市街地周辺部での民間による宅地分譲が数ヶ所みられるが、いずれも1～2ha（20～50区画）の小規模なものである。また、円山地区においては、温泉付き別荘地開発等が進行しているが、景観への配慮や温泉の枯渇等の問題が危惧されている。

表 開発行為等一覧



対図 番号	開発区域	開発用途	根拠法 (開発手法)	事業主体	開発年次(年)		開発面積 (㎡)	進捗状況 (%)	備考 (戸数及び区画数)
					開始	終了			
①	宮園団地	公営住宅建設	開発行為	町	S50	S52	20,180	100	84戸
②	野東団地	公営住宅建設	開発行為	町	S52	S56	25,234	100	92戸
③	相生タウン	住宅地分譲	開発行為	町	S56	S57	11,846.75	100	27区画
④	白樺団地	住宅地分譲	開発行為	民間	S56	S57	4,147.97	100	17区画
⑤	ほうらん団地	住宅地分譲	開発行為	民間	S59	S59	6,667.12	100	20区画
⑥	東宮園団地	公営住宅(建替)建設	開発行為	町	S61	H1	20,579.15	100	184戸
⑦	野東タウン	公営住宅建設	—	北海道 ・ 北海道住宅供給公社	S58	S59	9,164.87	100	36区画
		住宅地分譲			S58	S59	15,800		
⑧	野東地区	住宅地分譲	—	町	S55	S55	17,098.54	100	38区画
⑨	野東地区	住宅地分譲	—	町	S53	S53	1,227	100	5区画
⑩	道営相生団地	公営住宅建設	—	北海道	S54	S56	6,381.24	100	48戸
⑪	岩内文化村	別荘分譲	開発行為	民間	H4	H4	34,585.00	100	21区画
⑫	東山ボン団地Ⅰ	住宅地分譲	開発行為	民間	H9	H9	9,336.26	100	26区画
⑬	円山望岳タウン	住宅地分譲	開発行為	民間	H9	H9	20,090.75	100	47区画
⑭	アリストウン1次	住宅地分譲	開発行為	民間	H11		11,764.45	100	29区画
⑮	アリストウン2次	住宅地分譲	開発行為	民間	H11		14,745.38	100	34区画
⑯	東山ボン団地Ⅱ	住宅地分譲	開発行為	民間	H12		9,972.56	100	16区画
⑰	アリスの里	住宅地分譲	開発行為	民間	H12	H12	19,925.50	100	54区画
⑱	アリスの里(第2期)	住宅地分譲	開発行為	民間	H13	H13	63,951.00	100	109区画
⑲	栄夕陽ヶ丘団地	公営住宅建設	開発行為	北海道	H24	H24	7,218	100	20戸


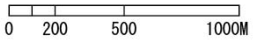
資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）



- <開発地区>
- |          |              |              |
|----------|--------------|--------------|
| ① 宮園団地   | ⑧ 野東地区       | ⑮ アリスタウン（2次） |
| ② 野東団地   | ⑨ 野東地区       | ⑯ 東山ポン団地Ⅱ    |
| ③ 相生タウン  | ⑩ 道営相生団地     | ⑰ アリスの里      |
| ④ 白樺団地   | ⑪ 岩内文化村      | ⑱ アリスの里（第2期） |
| ⑤ ほうらん団地 | ⑫ 東山ポン団地Ⅰ    | ⑲ 栄夕陽ヶ丘団地    |
| ⑥ 東宮園団地  | ⑬ 円山望岳タウン    |              |
| ⑦ 野東タウン  | ⑭ アリスタウン（1次） |              |

開発行為等（住宅関連）位置図

 都市計画区域  
 開発行為等

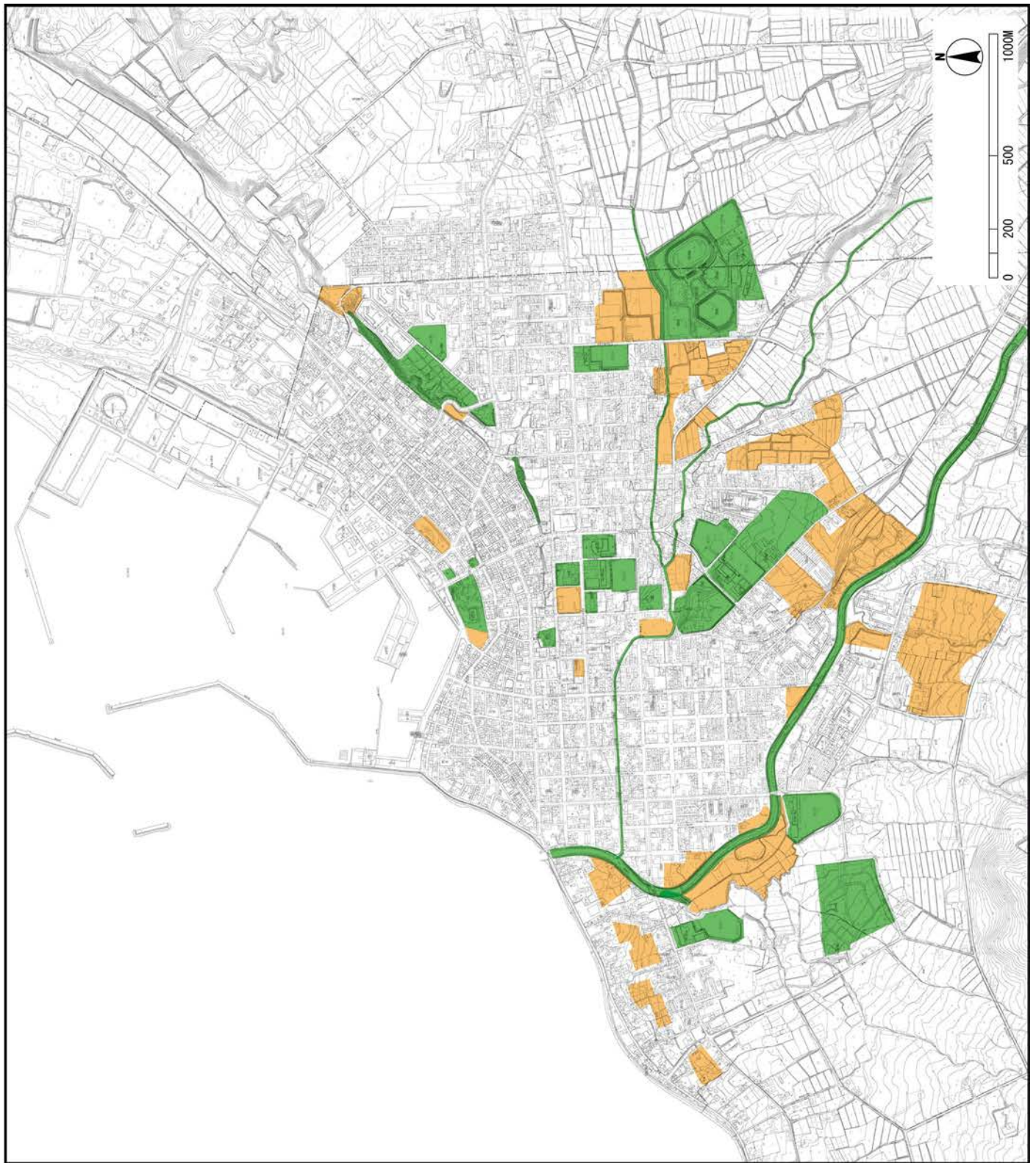
  


資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）

#### (7) 主な未利用地・オープンスペースの状況

主な公共施設や公園及び河川・がけ地等からなる緑地・オープンスペースは、野東川や神社通り等を軸とする地区や共和町との境界沿いに分布している。また、主な未利用地や資材置き場等も同じ地域に分布しており、緑地・オープンスペースに近接しているものが多い。

なお、中心市街地及びその周辺地域についても、学校及び鉄道跡地等の大きな未利用地が残っているほか、N T Tやパチンコ店及び空き店舗等の未利用施設がみられる。



主な未利用地・オープンスペース  
の分布状況図

- 主な未利用地・資材置場等
- 主なオープンスペース・緑地等

## 5. 都市施設の整備状況

### (1) 道路

岩内町内の都市計画道路は、以下の表に示す18本であり、整備状況は、計画延長28.17kmのうち整備済が51.1%にあたる14.40kmである。このうち全て整備済の道路は岩内小沢線（国道276号）、八幡通、万代御崎通、神社通、浜中大通及び野束通の6路線であり、全て未整備の道路は山崎宮園通、野束宮園通、高校前通、円山通及び墓園通である。また未整備区間が整備済区間より多い道路は、停車場通、公園通、薄田通及び野束川通である。

このほか、旧国鉄岩内駅の跡地にバスターミナルと一体的に整備された1,400㎡の交通広場（3・3・2岩内小沢線の一部）と運上屋記念ドームの設置されている1,200㎡の交通広場（3・3・4旧波止場通の一部）が整備されている。

表 都市計画道路

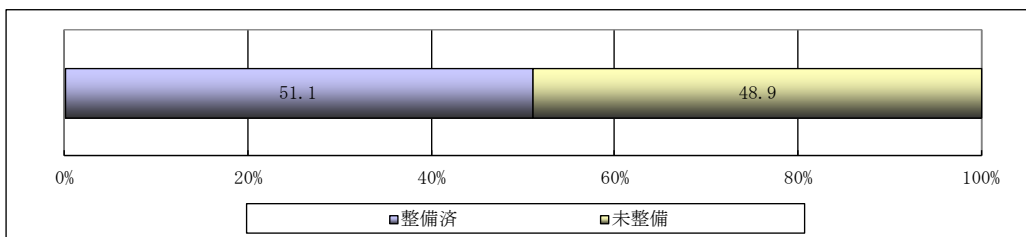
（単位：m）

番号	路線名	幅員	延長	整備状況	
				整備済	未整備
3・3・1	229号線	22	3,650	2,370	1,280
3・3・2	岩内小沢線	22	1,240	1,240	0
3・4・3	停車場通	22	1,940	570	1,370
3・3・4	旧波止場通	22	2,110	1,130	980
3・3・5	八幡通	22	2,180	2,180	0
3・4・6	公園通	18	4,160	1,170	2,990
3・4・7	万代御崎通	18	1,230	1,230	0
3・5・8	海岸通	15	2,200	1,380	820
3・5・9	山崎宮園通	15	890	0	890
3・5・10	神社通	15	110	110	0
3・4・11	浜中大通	18	700	700	0
3・4・12	野束宮園通	18	1,820	0	1,820
3・4・13	薄田通	20	2,070	680	1,390
3・4・14	野束通	18	1,520	1,520	0
3・4・15	野束川通	18	1,200	120	1,080
3・4・16	高校前通	18	450	0	450
3・4・17	円山通	18	440	0	440
3・4・18	墓園通	18	260	0	260
計	—	—	28,170	14,400	13,770

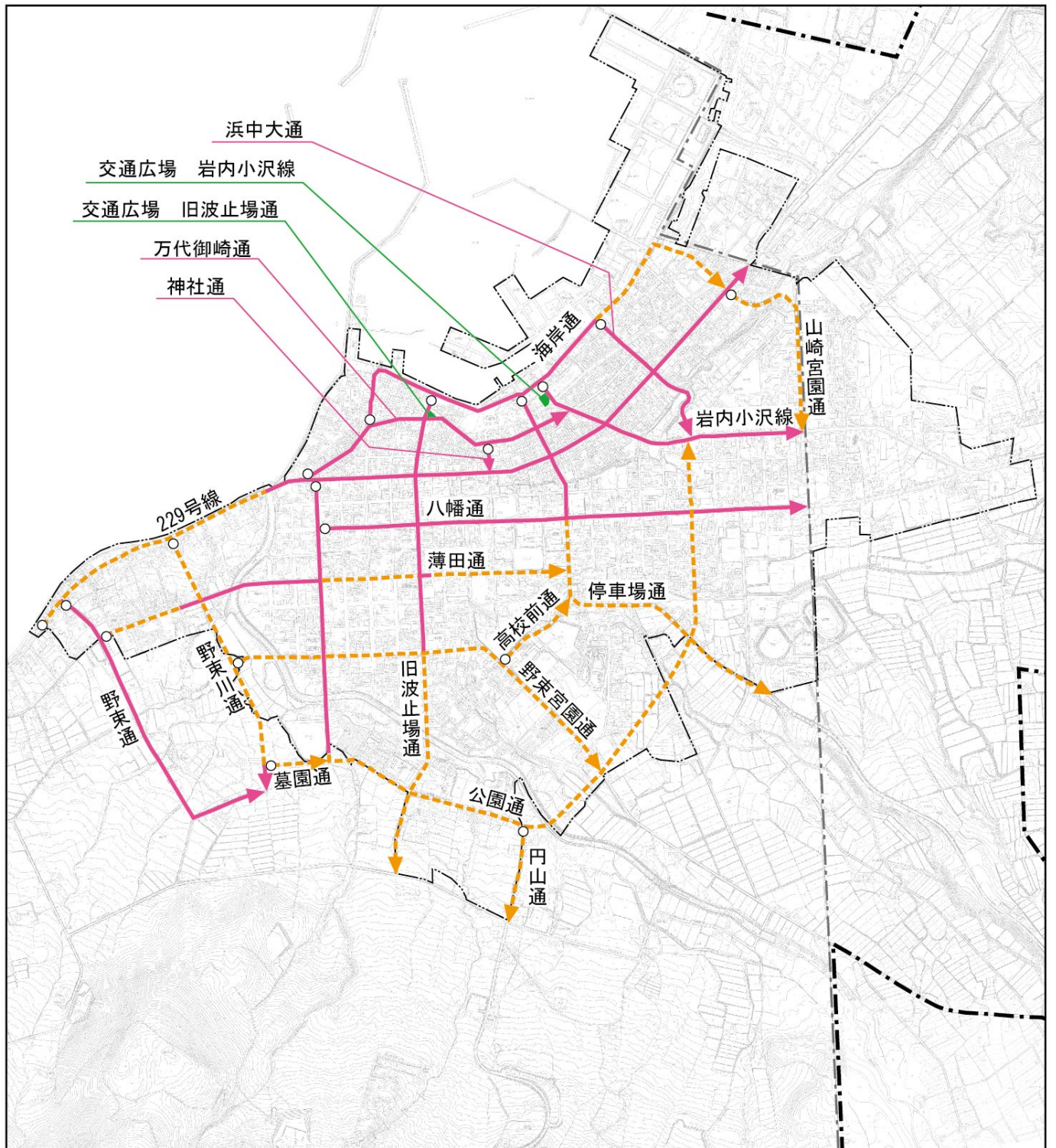
表 都市計画道路の整備状況





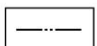

延長			種別路線数及び延長								
計画 km	整備済 km	整備率 %	計 本	自動車専用 道路		幹線街路		区画街路		特殊街路	
				本	Km	本	Km	本	Km	本	Km
28.17	14.40	51.1	18			18	28.17				

図 都市計画道路の整備率



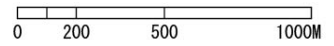
資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）



- |  |  |
|--|--|
|  行政区域   |  整備済  |
|  都市計画区域 |  未整備  |
|  用途地域   |  交通広場 |

整備済: 都市計画決定通り整備が終了している区間  
未整備: 上記以外の区間

### 都市計画道路整備状況図



資料：岩内町調べ（平成 26 年 3 月末現在）

## (2) 公園・緑地

本町の都市計画決定された公園・緑地は22カ所で、供用済が街区公園17カ所、近隣公園2カ所、総合公園1カ所、運動公園1カ所であり、風致公園1カ所が現在未供用である。

表 都市計画公園

対図 番号	種別番号	名称	種別	計画決定面積
①	2・2・1	汐見公園	街区公園	約0.18ha
②	2・2・2	御崎公園	街区公園	0.18ha
③	2・2・3	橋公園	街区公園	0.06ha
④	2・2・4	大和公園	街区公園	0.20ha
⑤	2・2・5	うきよ公園	街区公園	0.12ha
⑥	2・2・6	万代公園	街区公園	0.05ha
⑦	2・2・7	おもない公園	街区公園	0.10ha
⑧	2・2・8	旭公園	街区公園	0.13ha
⑨	2・2・9	あかしや公園	街区公園	0.15ha
⑩	2・2・10	みずしま公園	街区公園	0.13ha
⑪	2・2・11	みどり公園	街区公園	0.15ha
⑫	2・2・12	大浜公園	街区公園	0.33ha
⑬	2・2・13	かもめ公園	街区公園	0.18ha
⑭	2・2・14	はまなす公園	街区公園	0.22ha
⑮	2・2・15	きよみず公園	街区公園	0.12ha
⑯	2・2・16	相生公園	街区公園	0.20ha
⑰	2・2・17	風っ子公園	街区公園	0.23ha
⑱	3・3・1	東山公園	近隣公園	1.50ha
⑲	3・2・2	いわないマリパーク	近隣公園	1.0ha
⑳	5・5・1	いわないリゾートパーク	総合公園	21.8ha
㉑	6・5・1	岩内運動公園	運動公園	16.8ha
㉒	7・2・1	含翠園	風致公園	0.6ha

資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）

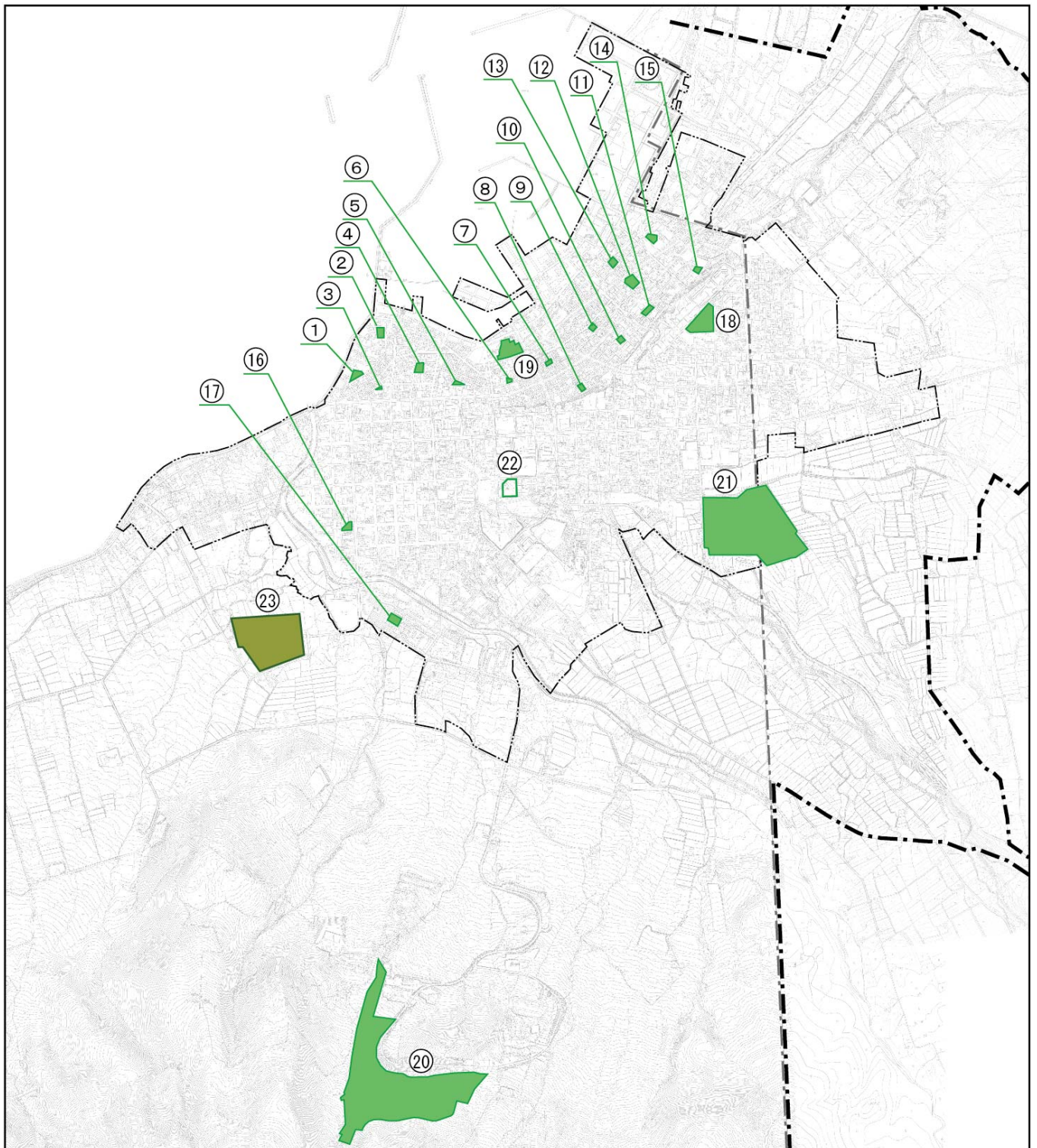
## (3) 墓園

岩内町には都市計画墓園が1カ所あり、面積は8.7haで供用済である。

## (4) 下水道

本町の公共下水道は平成11年7月2日に都市計画決定され、用途地域全てと南部円山地区の一部を含んだ604haが処理計画面積として、12,700人が処理区域内人口として全体計画で位置づけられている。

平成26年3月末現在で220haが整備済みである。

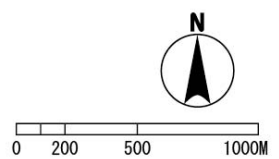


<名称>

- |          |          |               |
|----------|----------|---------------|
| ① 汐見公園   | ⑨ あかしや公園 | ⑬ 風っ子公園       |
| ② 御崎公園   | ⑩ みずしま公園 | ⑭ 東山公園        |
| ③ 橋公園    | ⑪ みどり公園  | ⑮ いわないマリンパーク  |
| ④ 大和公園   | ⑫ 大浜公園   | ⑯ いわないリゾートパーク |
| ⑤ うきよ公園  | ⑬ かもめ公園  | ⑰ 岩内運動公園      |
| ⑥ 万代公園   | ⑭ はまなす公園 | ⑱ 含翠園         |
| ⑦ おもない公園 | ⑮ きよみず公園 | ⑳ 岩内墓園        |
| ⑧ 旭公園    | ⑯ 相生公園   |               |

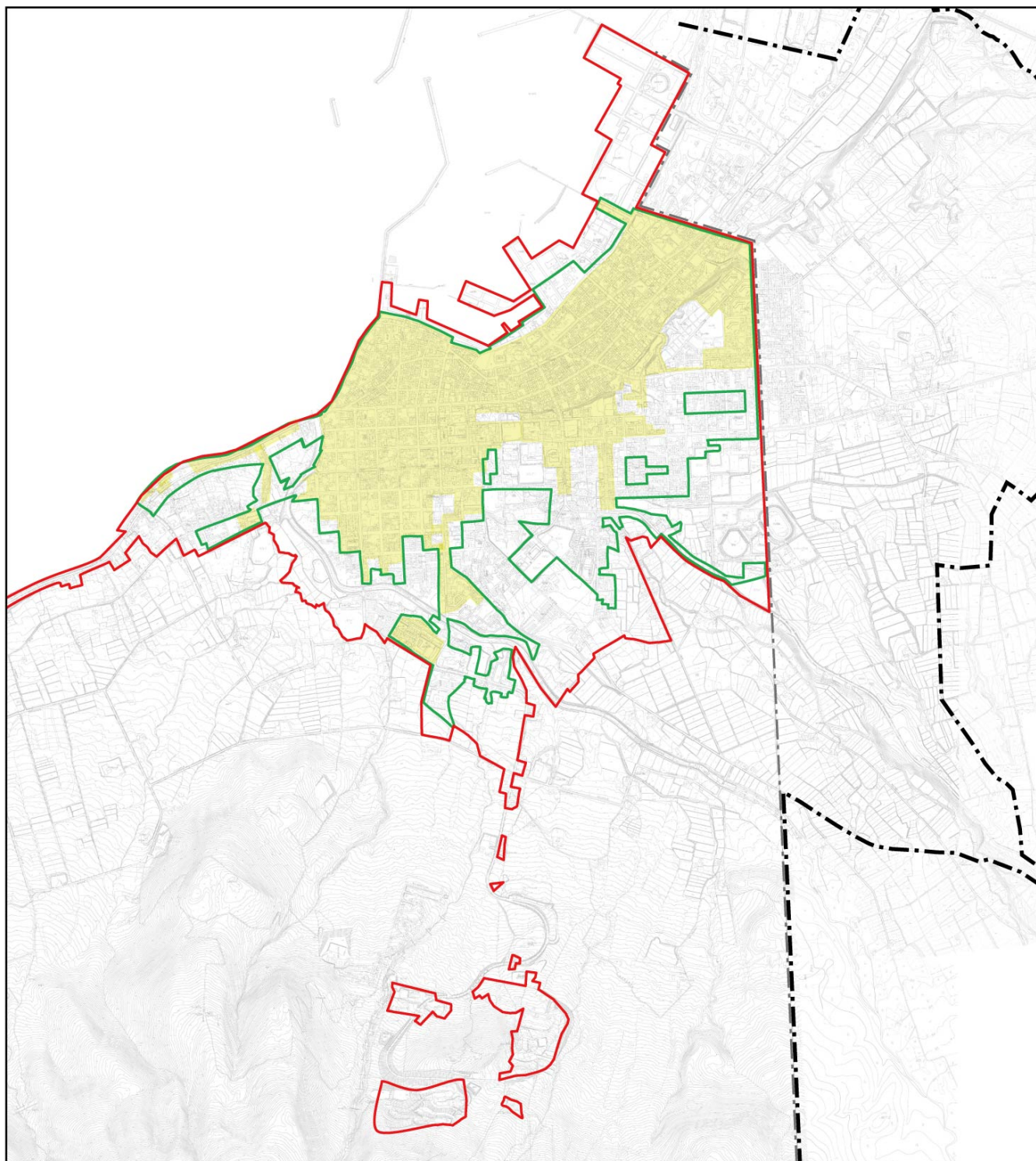
- |  |             |
|--|-------------|
|  | 行政区域        |
|  | 都市計画区域      |
|  | 用途地域        |
|  | 都市計画公園（供用済） |
|  | 都市計画公園（未供用） |
|  | 都市計画墓園      |

都市計画公園等整備状況



資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）





--- 行政区域

-.-.- 都市計画区域

全体計画エリア

認可計画エリア  
(認可期間 平成27年度まで)

既整備区域 (平成25年度末)

### 下水道計画図



0 200 500 1000M

資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）

#### (5) 市場

本町の漁業ふ頭には昭和54年7月12日に都市計画決定された0.7haの岩内郡漁業協同組合地方卸売市場があり、供用済である。

#### (6) 火葬場

本町の南部には平成7年2月28日に都市計画決定された1.4haの岩内町霊苑があり、供用済である。

#### (7) 一般廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物処理施設は、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る予定である。

## 6. 住宅の状況

### (1) 住宅の所有状況

平成22年における住宅に住む一般世帯の持ち家比率は54.9%、公営借家は19.4%、民営借家は19.2%、給与借家は4.8%、間借りは1.7%となっている。

平成2年以降の推移をみると、持ち家、民営借家比率は年々増加傾向にあるが、公営借家、給与住宅は減少もしくは横ばい傾向にある。

全道の比率と比較すると、持ち家、給与住宅、間借り比率は同水準にあるが、公営借家は高い比率を、民営借家は低い比率を示している。

全道と比較して、公営借家率が高い主な原因は、昭和29年の大火後に多くの町営住宅等が建設されたことが大きな原因と考えられる。

図 住宅所有関係別住宅に住む一般世帯数の推移

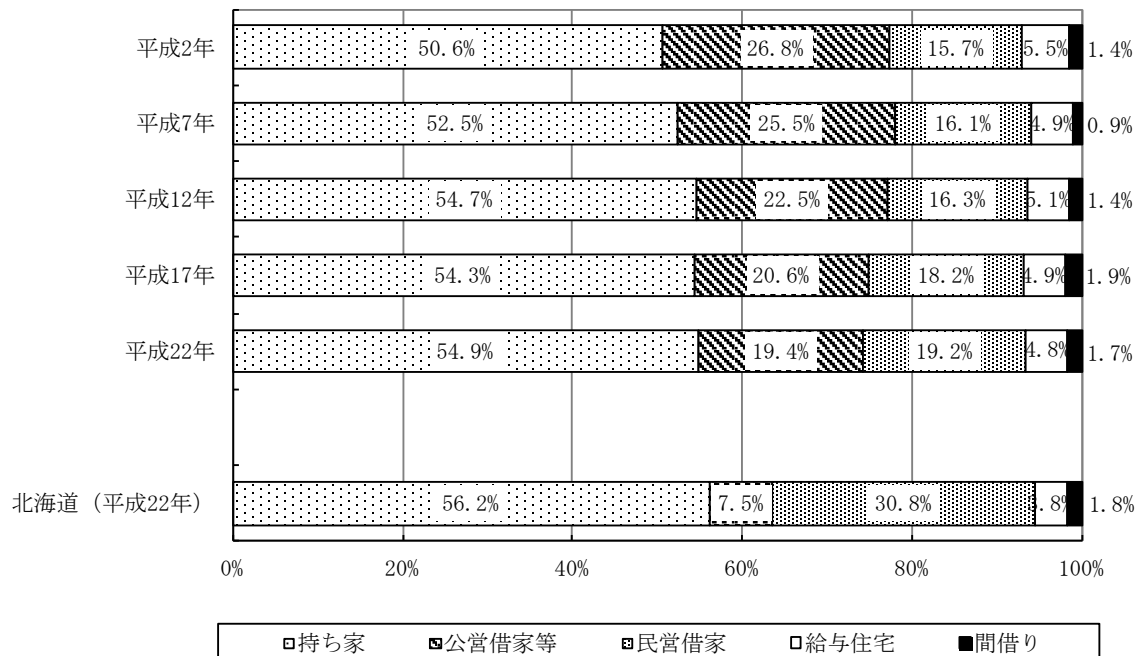


表 住宅所有関係別住宅に住む一般世帯の推移

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		北海道(平成22年)	
	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比
住宅に住む 一般世帯	7,121	100.0%	6,978	100.0%	6,797	100.0%	6,771	100.0%	6,462	100.0%	2,388,442	100.0%
持ち家	3,601	50.6%	3,666	52.5%	3,716	54.7%	3,680	54.3%	3,548	54.9%	1,341,788	56.2%
公営借家等	1,910	26.8%	1,780	25.5%	1,532	22.5%	1,395	20.6%	1,251	19.4%	178,339	7.5%
民営借家	1,115	15.7%	1,122	16.1%	1,111	16.3%	1,233	18.2%	1,240	19.2%	735,027	30.8%
給与住宅	393	5.5%	344	4.9%	344	5.1%	333	4.9%	313	4.8%	91,432	3.8%
間借り	102	1.4%	66	0.9%	94	1.4%	130	1.9%	110	1.7%	41,856	1.8%

資料：国勢調査

## (2) 住宅の居住水準

### ①世帯当たりの住戸規模

平成17年では持ち家が118.7m<sup>2</sup>で最も広く、次いで給与住宅71.1m<sup>2</sup>、民営借家59.9m<sup>2</sup>となっており、持ち家、民営借家、給与住宅は全道の平均値を上回っている一方で、公営借家は全道の平均値を若干下回っている状況にある。

表 世帯当たりの住戸規模の推移 (単位：m<sup>2</sup>/世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	北海道(平成17年)
住宅に住む一般世帯	77.9	81.2	89.2	90.4	86.5
持ち家	105.7	109.6	118.0	118.7	114.6
公営借家	43.2	42.4	45.1	51.4	53.7
民営借家	56.0	54.9	61.9	59.9	47.1
給与住宅	63.5	73.0	74.0	71.1	64.7
間借り	40.1	38.4	48.6	46.8	49.3

資料：国勢調査

### ②1人当たりの住戸規模

平成17年における1人当たりの住戸規模は、持ち家で48.1m<sup>2</sup>、公営借家25.7m<sup>2</sup>、民営借家28.1m<sup>2</sup>、給与住宅38.2m<sup>2</sup>となっており、北海道の平均値を上回っている。

1人当たりの住戸規模の推移をみると、全ての所有関係において増加傾向にある。

表 1人当たりの住戸規模の推移 (単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	北海道(平成17年)
住宅に住む一般世帯	29.2	32.3	37.3	39.7	37.2
持ち家	36.2	39.3	44.9	48.1	43.3
公営借家	17.8	19.3	21.8	25.7	25.0
民営借家	24.4	24.5	28.7	28.1	26.3
給与住宅	24.4	32.5	35.4	38.2	29.1
間借り	15.4	15.7	21.2	21.5	23.0

資料：国勢調査

### (3) 町営住宅等

#### ①町営住宅の概況

平成26年12月末現在の町営住宅の管理戸数は1,540戸で、その内訳は、町営1,068戸、改良472戸となっている。

管理戸数の多い団地は、順に東山団地（300戸）、東相生団地（208戸）、東宮園団地（200戸）となっている。

簡易耐火構造の住宅（簡平、簡2）の多くは耐用年限を経過している状況にある。

表 町営住宅一覧

団地名	管理戸数(戸)		構造(戸)			合計(戸)
	町営	改良	簡平	簡2	耐火	
東山	300				300	300
みどりヶ丘		164		164		164
大浜		32			32	32
栄	56				56	56
南栄	104		98	6		104
高台	8		8			8
東相生	32	176	32	176		208
相生1号棟	24				24	24
相生2号棟	24				24	24
相生		50		50		50
西相生	32		32			32
東宮園	200		16		184	200
宮園	84		84			84
島野B	56	50	56	50		106
島野D	12		12			12
島野	20		20			20
野束	92		92			92
野束1号棟	24				24	24
合計	1,068	472	450	446	644	1,540

資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）

#### ②道営住宅の概況

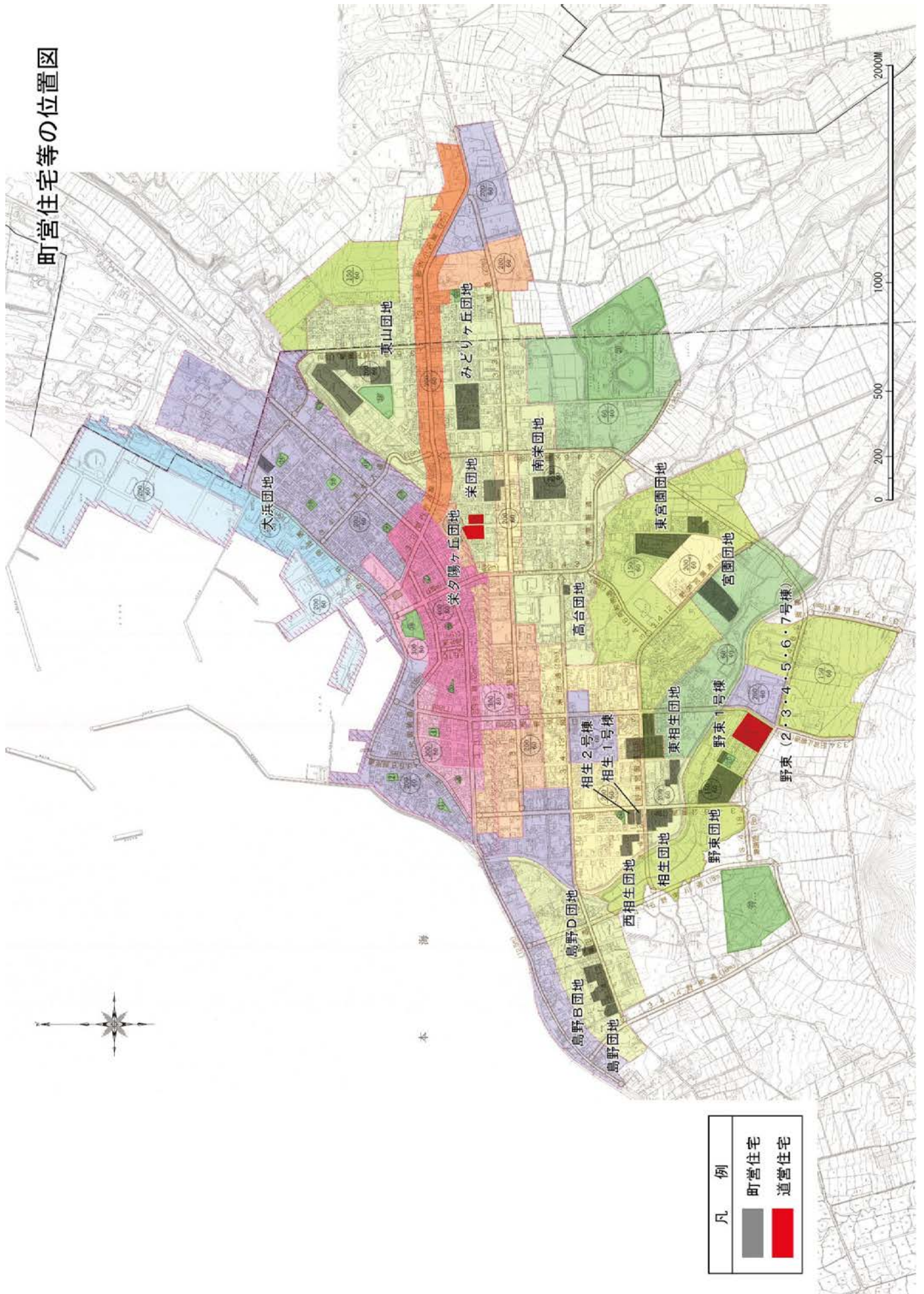
平成26年12月末現在の道営住宅の管理戸数は124戸であり、野束2,3,4,5,6,7号棟で104戸、栄夕陽ヶ丘で20戸となっている。

表 道営住宅一覧

団地名	管理戸数(戸)		構造(戸)		合計(戸)
	道営	改良	木平	耐火	
野束2.3.4.5.6.7号棟	104			104	104
栄夕陽ヶ丘	20		20		20
合計	124		20	104	124

資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）

# 町営住宅等の位置図



## 7. 生活関連施設の整備状況

### (1) 文化・歴史的施設

文化施設としては岩内地方文化センター（公民館、図書室含む）、木田金次郎美術館のほか、旧中央小学校校舎を活用した岩内町地域交流センター、民間施設であるが円山地区に荒井記念美術館（コンサートホール含む）が立地している。

歴史的施設の多くは岩内大火で大半が焼失したが、郷土館のほか岩内神社や帰厚院の大仏等の寺社仏閣、運上屋記念ドームや夏目漱石記念碑等の各種史跡、東山縄文遺跡等の文化財が残っている。

### (2) 教育施設

学校教育施設としては幼稚園が2カ所、小学校が2カ所、中学校が2カ所のほか高校が1カ所立地している。その他の教育・研究施設としては、岩内地域人材開発センターが立地している。

### (3) 官公庁施設

周辺町村の中心都市として岩内警察署、岩内郵便局、岩内消防署、岩内簡易裁判所、札幌地方裁判所岩内支部、札幌家庭裁判所岩内支部、岩内保健所、小樽開発建設部岩内道路事務所、岩内公共職業安定所などが立地している。このほか、岩内町役場の移転整備が行われている。

### (4) 福祉・医療・厚生施設等

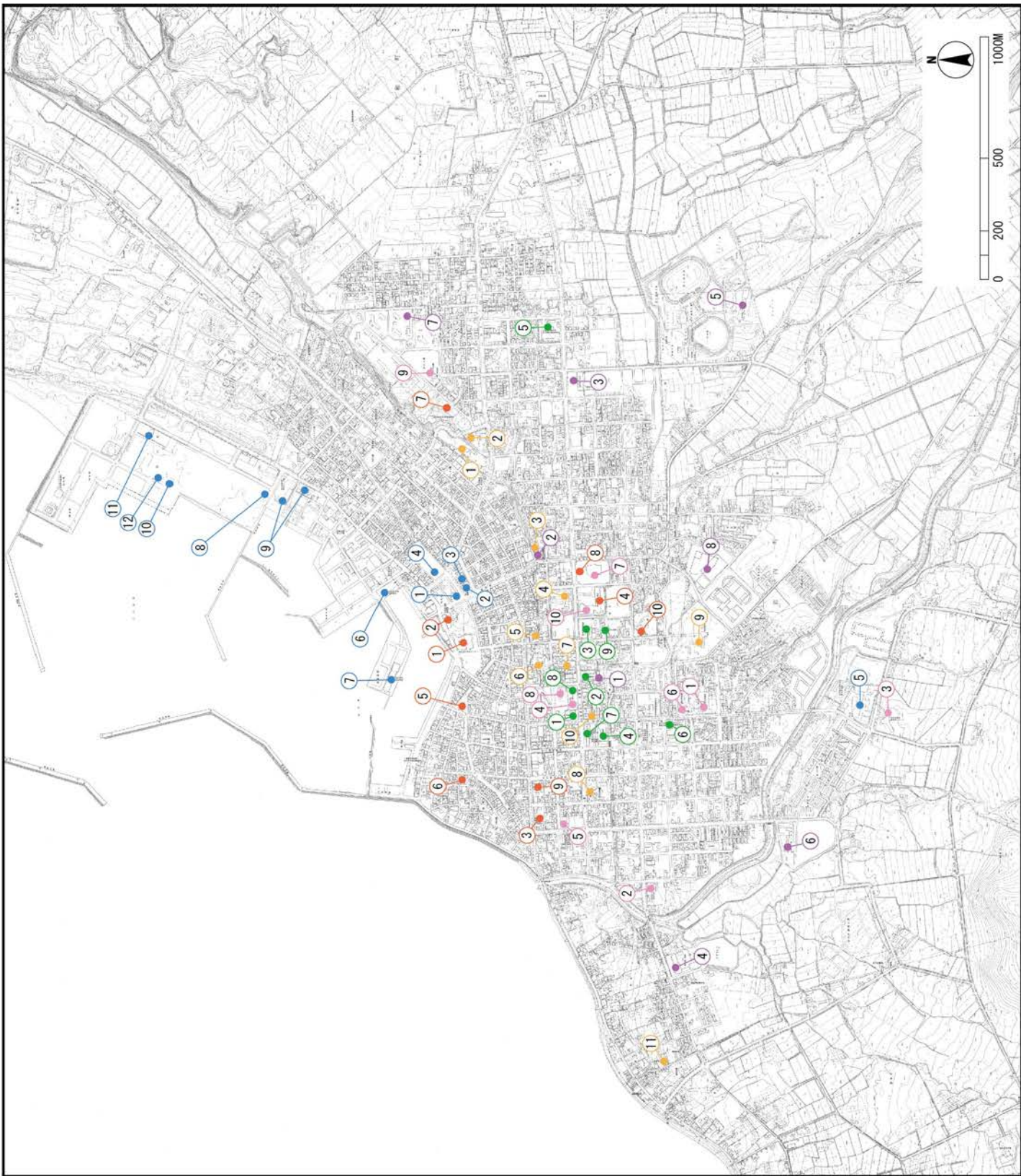
福祉施設としては保育所が3カ所、老人福祉施設（岩内ふれ愛の郷等）、働く婦人の家、老人福祉センター、岩内厚生園等が立地している。医療施設としては、岩内協会病院、各種診療所、歯科医が立地している。

厚生・運動施設としては岩内町民プールや旧中央小学校体育館を活用した岩内町民体育館等が立地しているほか、円山地区にはスキー場やパークゴルフ場、森林公園、オートキャンプ場等が整備されている。

### (5) その他の施設

マリンプラザにはバスターミナルのほか、道の駅いわない（たら丸館）、岩内商工会議所、タラ丸市場等が立地している。

大規模な町営住宅等の団地には各集会所が整備されているほか、市街地南部には工場（日本アスパラガス）が立地している。また、岩内新港には、岩内郡漁業協同組合及び卸売市場、水道関連製品、産業用機械器具賃貸・販売、電子部品、製材・木製品など各種工場等が立地している。



**生活関連施設の整備状況図  
(用途地域内)**

● **文化・歴史的施設**

- ① 岩内地方文化センター
- ② 木田堂次郎美術館
- ③ 郷土館
- ④ 岩内町地域交流センター
- ⑤ 運上屋記念ホール
- ⑥ 夏目漱石記念碑
- ⑦ 東山織文遺跡
- ⑧ アスバラガス発祥の地記念碑
- ⑨ 野生ホップ発見の地記念碑
- ⑩ 倉翠園

● **教育施設**

- ① 岩内幼稚園
- ② 高田幼稚園
- ③ 東小学校
- ④ 西小学校
- ⑤ 第1中学校
- ⑥ 第2中学校
- ⑦ 岩内地域人材開発センター
- ⑧ 岩内高校

● **寺社**

- ① 阿波陀寺
- ② 本仏寺
- ③ 願成寺
- ④ 光照寺
- ⑤ 蓮華寺
- ⑥ 全修寺
- ⑦ 幡厚院
- ⑧ 智恵光寺
- ⑨ 岩内神社
- ⑩ 金刀比羅神社
- ⑪ 地藏寺

● **官公庁施設**

- ① 岩内警察署
- ② 岩内郵便局
- ③ 岩内簡易裁判所
- ④ 岩内簡易裁判所 岩内支部
- ⑤ 岩内簡易裁判所 岩内支部 (札幌地方裁判所岩内支部)
- ⑥ 岩内保健所
- ⑦ 小樽開発建設部岩内道路事務所
- ⑧ 岩内公共職業安定所
- ⑨ 岩内消防署
- ⑩ 岩内区役所
- ⑪ 岩内区役所庁舎
- ⑫ 札幌地方検察庁岩内支局

● **福祉・医療・厚生施設等**

- ① 中央保育所
- ② 西保育所
- ③ 老人福祉施設 (岩内ふれ愛の園等)
- ④ 働く婦人の家
- ⑤ 老人福祉センター
- ⑥ 岩内厚生園
- ⑦ 岩内協会の会館
- ⑧ 岩内市民プール
- ⑨ 東山味蔵所
- ⑩ 岩内町民体育館

● **その他の施設 (企業等)**

- ① バスターミナル
- ② 道の駅いわない (たら丸蔵)
- ③ 岩内商工会館
- ④ タラ丸市場
- ⑤ 清流飲料製造
- ⑥ 岩内郡漁業部同組合 養殖四組合
- ⑦ 岩内郡漁業部同組合 地方卸売市場
- ⑧ 岩内町地産産業サポートセンター
- ⑨ 食材・木製品製造
- ⑩ 水運関連製品製造
- ⑪ 産業用機械器具買受等
- ⑫ 電子部品製造



## 8. 上位・関連計画

### (1) 新たな岩内町総合計画

本計画は、岩内町のまちづくりにおける最も上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」と「基本計画」で構成される。(計画期間：平成21年度から平成30年度までの10年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

#### ■基本構想－土地利用の方針

人口の減少、少子高齢化や分権型社会の急速な進展、さらには長引く経済不況など、社会・経済環境が非常に厳しい状況にあります。このため、本町の将来の土地利用のあり方においては、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、様々な地域資源を活用した都市づくり、高齢者に配慮した生活環境の整備、さらには、温暖化対策が世界規模で求められていることから、環境にやさしい都市づくり、これらを主なテーマとしながら都市づくりを進めます。

また、地域のコミュニティや生産・生活活動に合わせた、バランスの良い生活環境の整備を進め、良好な都市形成に努めます。

#### ●農業地域

中心市街地と岩内岳山麓を中心とする丘陵地の中間に位置する農業地域は、地理的要件から今後の拡大が難しいため、農用地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物の栽培などによる農地利用を図ります。

#### ●中心市街地

商店、医療機関、金融機関、住宅等が集積し、生活機能をサポートする中心商業地であり、道の駅が設置されていることから、観光客が最初に訪れる地域です。

しかし、郊外の大型店への消費の流出による商店街の空洞化、さらには観光施設などの機能充実といった課題もあることから、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら計画的な整備が必要となっています。

また、魅力ある商店街の再生を目指すとともに、民間活力等を活用した「街なか居住」の促進について検討します。

#### ●岩内港周辺地域

漁業基地や物流機能、さらには岩内港工業団地を中心とする工業機能を有しており、漁業関連施設と一体となった有効利用について検討します。特に、岩内港工業団地については、企業立地の促進を図るため、地域資源としての深層水のPR、企業立地を促進させる誘致条件等の検討を行います。

### ●郊外地域

中心市街地と農業地域に挟まれたこの地区は、良好な住宅地域であり、既存の住環境の保全を図るとともに、未利用地や公営住宅跡地等を活用したバランスのとれた住宅地等の形成促進に努めます。

また、福祉施設が立地している円山地域に近接する地区は、福祉拠点地区と位置付け、周辺環境の保全に努めます。

### ●円山地域

この地域は、民間宿泊施設、オートキャンプ場、森林公園などが整備され、近年は民間別荘の開発も進んでおり、高原リゾート地としての機能を有しています。この地域は、本町の中でも緑の資源が豊富な地域であり、自然環境の維持・保全を図りながら、野外レクリエーション活動の場として、環境と自然との調和に努めます。

### ■基本構想－都市基盤、生活環境の整備

都市基盤、生活環境の整備には、道路、港湾の整備や公園・緑地、上下水道などの居住環境の整備が含まれ、都市の骨格形成や生活利便性の向上に重要な役割を担うものであり、まちづくりの基盤を築くものです。

さらに、産業振興に影響を及ぼす大消費地とのアクセスや、高齢化社会の進行にともない、今後増加が予想される自力での移動手段をもたない交通弱者への対応など、町内外の交通体系の検討が必要となっています

これからの都市基盤、生活環境整備の方向性は、こういった住民生活の多様化・高齢化の背景を十分に認識し、「うるおい」「ゆとり」「バリアフリー」「環境」をキーワードとした、協働の理念を活かした豊かで住みよいまちづくりを目指すことが必要です。

## ●都市基盤の整備

### ①交通体系の整備

高規格幹線道路や一般国道の整備は、地域経済の活性化や住民が安心して暮らすことができる都市基盤を実現するためには重要な施策です。

平成17年から工事が始まった一般国道276号「岩内共和道路」の早期供用開始、北海道横断自動車道の黒松内～小樽間の早期整備実現を引き続き、国等に働きかけていきます。

急速な高齢化社会の進行により、身近な移動手段であるバス等の公共交通機関の役割はその比重を増しています。

バス路線沿線町村と連携し、国、道に地域の実情に即した支援を要請していくとともに、通院、通学、買い物などの利用者の利便性の向上を図り、民間事業者と連携し、新たなバス運行ルートについての検討を進めます。

### ②生活関連道路の整備

本町の都市計画道路及び住民の日常生活に深く係わる町道については、整備水準が低いものとなっています。今後とも、下水道整備と連動しながら、市街地の発展動向及び域内・生活・通学路といった用途に沿った道路整備を進め、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー対策など安全・安心な道路空間づくりを進めます。

都市計画道路については、平成17年に策定された都市計画マスタープランに基づき、都市計画の骨格となる市街地の幹線道路を中心に整備を進めます。

整備を進めるにあたっては財源の確保という課題もあることから、将来の土地利用と整合性のとれた道路網の見直しと、道路幅員構成の見直しによる事業費の抑制を図る必要があります。従って今後は、事業化に合わせた都市計画の変更を行いながら都市計画道路の整備を進めます。

町道の整備については、整備水準の低い、主に国道229号以南の町道について防じん舗装の修繕、改良、舗装整備を進めます。

### ③港湾の整備

岩内港については、基本的な物流機能を維持するための越波対策・老朽化対策を行い、埠頭用地や臨港地区の土地利用を図りながら、沿岸域の水産資源の確保と安定供給による、水産物の付加価値向上対策と連動した水産協調型の港湾施設整備を図ります。

また、岩内港における海上輸送の拡大を進めるとともに、新たな企業立地を図りながら港湾の活用を推進します。

## ●生活環境の整備

### ①公園・緑地の整備

都市計画マスタープランを基本として、自然や歴史を活かした特色ある都市公園の整備を推進します。

既存の街区公園等については、整備後かなり時間が経過し、少子高齢化などによる地区住民の年齢構成の変化から、公園に対する地区住民のニーズが変化しているため、これに応じた整備を図るとともに、住民、団体との協働を活かした整備・管理体制の構築を検討します。

新たな都市公園や緑地などの適正配置や整備を推進するため、緑の基本計画の策定に向けた検討を行い、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進します。

### ②上下水道の整備・推進

本町の水道施設は、老朽化が著しい現状であり、安全で安心な水を安定供給するため、早急に計画的な改修、整備を推進するとともに、給水区域内における未整備箇所については、積極的な整備を図ります。

下水道の整備は、市街地の発展や都市形成に変化をもたらし、経済活動に影響を与える都市基盤のひとつであり、特に生活環境の向上や豊かな自然の保全、公共用水域の水質保全を図る上から事業の推進を図ります。

併せて、岩内・共和下水道管理センターについては、岩内、共和両町の汚泥処理等の効率的な管理を目指し整備を図ります。

### ③町営住宅の整備と管理

町営住宅の整備と管理については、町営住宅ストック総合活用計画に基づき、将来人口の推計と財政状況を考慮し、将来需要に向けた計画的な建替え、住替え及び維持保全等を推進し、老朽化した町営住宅の除却・用途廃止を行い管理戸数の適正化を目指します。また、これと並行して民間活力の導入も含め、跡地の有効活用を促進するとともに、周辺地域を含めた中でのコミュニティ形成を促し、地域住民が安心して暮らせる住環境の整備を図ります。

#### ④ごみ処理体制の確立

平成20年6月から実施された「家庭系ごみの有料化」を契機として、ごみや環境に対する住民一人一人の意識の高揚を促し、自主的なごみ減量化と資源化への取り組みを推進します。

今後のごみ処理の適正かつ効率的な推進を図るため、より一層の広域処理体制の確立を目指します。

#### ⑤防災体制の充実

防災体制の充実については、人的・物的な防災体制の確立と、防災従事者の業務の習熟に努めながら、住民への防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、広報活動の積極的な展開を図ります。

さらに、災害の発生に備え、災害時要援護者の避難支援体制の確立に努めるとともに、泊発電所の安全確保と監視体制の強化・充実を事業者及び関係機関に求めます。

#### ⑥墓地管理の適正化

町が管理する墓地は、東山墓地、岩内墓園、島野墓地の3ヵ所であり、現在、新規の使用許可を行っているのは、岩内墓園のみとなっています。今後は、住民要望も踏まえ、より現状に即した管理が可能となるよう条例整備等の検討など、利便性の向上に努めます。

## ■土地利用－具体的な個別施策

### ●農業地域

- ①農業振興地域内の農用地については、農業者の利用実態に合わせた見直しを行い、土地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物による農地利用を進めます。
- ②増加傾向にある遊休農地については、今後休耕農地となり近隣農地に悪影響を及ぼすことから、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農地利用の集積を促進します。
- ③その他の農業地域については、山林地と農地及び住宅地の緩衝地帯として、野生動物被害を防止する視点を含め有効な保全に努めます。

### ●郊外地域（住宅地の形成）

- ①町営住宅やオープンスペースを有する宮園地区及び野東川以南と以西の野東地区は、良好な自然環境を活かした静かで落ち着いたある低層住宅、中層住宅として良好な住環境の保全に努めます。
- ②中心市街地に近く、大規模な町営住宅団地が立地する東山地区及び栄地区は、交通条件に恵まれた利便性の高い中層住宅地として住環境の保全に努めます。
- ③大規模町営住宅団地として建替整備された東宮園団地や東山団地及び町営・道営住宅の野東団地等については、良好な住環境の維持保全に努めるとともに、引き続き栄団地の建替整備を推進します。
- ④今後計画的に除却・用途廃止される町営住宅跡地は、移住の受け入れも視野に入れた民間による開発も含め、効率的で利便性の高い住宅地等の形成が図られるよう住環境の整備に努めます。
- ⑤円山地域に近接する福祉施設が立地している地区については、福祉拠点地区として周辺環境の保全に努めます。

### ●中心市街地（商業地の形成）

- ①国道229号を軸とする商業地域については、既存の商業集積を活かした中心市街地として、今後も商業・サービス機能等の集積を図ります。
- ②本地域は近年、人口・世帯数の減少や空き店舗の増加等により活力の低下が見られることから、民間等の活力による誰もが安心して便利に暮らすことのできる「街なか居住」の促進を図るとともに、住民が交流し、にぎわいを創出できるような公共施設や店舗等の導入を目指します。
- ③道の駅やタラ丸市場の密接な連携を図ることによって、観光客や来町者が気軽に買い物等を楽しめるような商業地形成に努めるとともに、飲食、文化施設、歴史遺産等との連携を強化し、回遊性や多様性のある中心市街地の形成に努めます。

- ④商業者自らが行う空き地を活用した駐車場の整備や、空き店舗を活用した特色ある活動の拠点づくりと国道の緑化空間を活用した花の植栽を促進します。にぎわいと活力のある商店街の再生を目指すために、ソフトやハード面の施策展開について、商業者とともに計画的な検討を行います。
- ⑤国道から分岐した岩内小沢線（国道276号）沿線は、交通の利便性を活かした各種沿道サービスの立地促進を図るとともに、中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある各種サービス機能の集積に努めます。

#### ●岩内港周辺地域（港湾活用と工業地区の形成）

- ①港湾背後の大浜地区や大和・御崎地区は、水産加工場や倉庫・運輸施設等が住宅と混在する軽工業地としての形成に努めます。
- ②漁港や漁業関連施設の立地する地区は、深層水を活用した漁業関連施設の整備や特色あるみなとまちとしての形成を図り、工場や港湾施設及び物流施設の立地する地区は、今後も港湾関連の流通業務施設や工場の立地を促進すべき地区として、効率的な土地利用を目指します。
- ③新規誘致企業の立地する工業地区は、地場産業サポートセンターを中心として深層水関連の新規企業の立地が図られる土地利用を目指します。

#### ●円山地域

- ①円山地域周辺は、農用地域や森林地域の保全を図る中で、既存民間施設やレクリエーション施設等の有効活用や森林公園を含めた自然環境の保全・活用に努めます。
- ②市街地南部の野東清住線の沿線住宅等の立地については、可能な限り計画的な土地利用の誘導を図ります。既設別荘地については、移住受け入れ住宅としての活用もできることから、今後建物用途の混在による住環境の悪化を防ぐため、居住者が主体となった地区計画制度の導入や、特定用途制限地域の指定について検討します。
- ③機械部品製造業が立地する地区は、周辺の自然環境を活かした先端技術産業や、工芸品等の周辺環境に悪影響を及ぼさない企業立地の促進を図ります。

### ●その他特色ある拠点の形成

- ①寺社や歴史的文化遺産が集積する岩ヶ嶺通や神社通を軸とする地区を特色ある交流拠点として、環境整備や歴史的遺産の保全に努めます。
- ②八幡通を軸とする行政・業務地区は、各種行政・業務生活関連施設の集積を図るほか、敷地内の緑化を促進し、緑豊かな空間づくりを目指します。
- ③飲料水製造工場やし尿処理施設の立地する野東地区は、これらの施設利用に限定されていることから、周辺地域の環境対策に配慮した軽工業地としての形成に努めます。
- ④野東、敷島内を含む西部地区については、下水道整備と連動して、都市計画道路（国道229号線）整備など、住環境の保全を含めた生活環境の整備が図られるよう、関係機関と協議を進めます。

### ■交通体系の整備－具体的な個別施策

- ①一般国道276号「岩内共和道路」の早期供用開始に努めます。
- ②北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備の実現に努めます。
- ③住民の利便性の向上を図るため、新たなバス運行ルートを含めた対応策について、バス事業者等と協議・検討を進めます。

### ■道路の整備－具体的な個別施策

#### ①都市計画道路の変更

将来の土地利用と整合性のとれた道路網の整備推進は必要であり、そのため、整備の優先度が高く整備実施可能な道路については、幅員構成等の見直しを行うための都市計画変更を行います。

#### ②都市計画道路の整備

都市計画道路として、国道229号線及び停車場通、高校前通、薄田通の整備を推進します。

#### ③生活関連道路の整備

- ・町道の防じん舗装の摩耗及び老朽化対策を推進
- ・町道の砂利道舗装化の計画的な推進
- ・臨港道路の摩耗及び老朽化対策の計画的な実施
- ・橋りょうの長寿命化修繕計画の策定



### ■公園・緑地の整備—具体的な個別施策

- ①中心市街地における各街区公園については、役割や位置付けを整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図ります。
- ②町営住宅の除却、用途廃止による跡地を活用した計画的な住宅地整備に併せ、緑の基本計画の作成に向けた検討を行い、身近で良好な、誰もが安心して利用できる公園などの配置、整備を進めます。
- ③公園や公共施設を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ④公園施設については、老朽化した遊具などによる人身事故を未然に防ぐため、点検整備や住民ニーズに応じて必要な更新を図り、適正な管理に努めます。
- ⑤街区公園の管理については、身近に利用する住民が中心となり、町内会や地域団体による公園の管理に向けた検討を進めます。
- ⑥リゾートパークオートキャンプ場については、利用者アンケート調査等の結果を踏まえ、使用環境の改善を図るためのコテージの内装改修などを図ります。
- ⑦新港地区の緑地については、港における住民の憩いの場として維持保全を図ります。
- ⑧野東川や運上屋川などの自然に恵まれた良好な河川の維持を図り、川とのふれあいや観察などを楽しめるような河畔空間の保全に努めます。
- ⑨市街地内の緑豊かなオープンスペースを形成している地区については、良好な緑地空間として保全、活用を図ります。

### ■下水道の整備—具体的な個別施策

- ①公共用水域の水質保全に必要な事業としての啓発を図ります。
- ②普及率の向上による下水道事業会計の健全化を図るため、下水道事業による生活環境の快適さのPRを実施します。
  - ・水洗化のための補助制度及び融資あっせん制度の周知、活用
- ③岩内・共和下水道管理センターの整備については、今後の汚水処理量の増加に対応し、安定した処理を図るため、水処理施設の増設及び発電機の設置を検討します。

### ■町営住宅の整備—具体的な個別施策

- ①栄団地は平成21年～24年の間において、2棟56戸の建替整備を行います。また、建替整備や町道の整備に併せて、民間による町営住宅跡地を利用した利便性の高い戸建住宅地や民間賃貸住宅に向けた整備を図ります。
- ②老朽化住宅については、平成24年までに災害復旧住宅（相生、西宮園、島野団地）の84戸、平成29年までに東相生（簡2）、相生（簡2）団地の127戸を移転し、順次除却を進め、用途廃止を行います。
- ③耐火構造の町営住宅は、長期利用を図るため修繕計画を策定し、住替事業及び計画的な公募の受け皿として活用します。
- ④地域住民や入居者同士が相互に健康づくりや生きがいを持てる生活環境の整備に努めます。

## ■ごみ処理対策－具体的な個別施策（抜粋）

### ①広域ごみ処理場

南後志地域廃棄物処理連絡協議会でのごみ処理計画を踏まえ、将来的な処理施設の整備を検討します

- ・構成町村と岩内地方衛生組合との取り組みの確認
- ・岩内地方衛生組合と他の衛生組合との共同処理体制の検討

### ②新たな一般廃棄物最終処分場の建設

岩内地方衛生組合を中心に、関係町村と連携しながら、新たな一般廃棄物最終処分場建設計画を進めます。

## ■墓地管理の適正化－具体的な個別施策

現在、東山墓地、島野墓地の管理については、岩内町墓園条例の規定に準拠しており、今後、一層の適正化を図るための条例等の整備を図ります。

## ■防災体制の充実－具体的な個別施策（抜粋）

### ①避難環境の整備

避難施設の安全性を向上させるため、各施設の耐震化に取り組むとともに、避難施設への迅速かつ適切な救援物資の供給体制の整備を図ります。

### ②冬季避難ルートの確保

除雪、排雪を徹底し、冬季における避難ルートの確保を図ります。

## ■商業の振興－具体的な個別施策（抜粋）

### ①魅力ある個店づくりによる商店街の活性化

商店街を形成する各個店が、地域資源などを活用した魅力ある商品・サービスを提供することにより、商店街全体の魅力の向上を目指します。

- ・新商品、新サービスの開発支援（町の支援補助金等の活用）

### ②少子高齢化社会に対応した商店街形成

人口減少、少子高齢化を考慮し、子育てコミュニティや高齢者コミュニティ機能を併せ持ち、子育て世代や高齢者に配慮したコンパクトで環境にやさしく、安心してゆとりを持ちながら買い物を楽しめる商店街の形成を図ります。

- ・空き店舗対策と連携したコミュニティスペースの確保と展開

### ③街なかのにぎわいを創出

中心市街地における各個店、商店街、関係団体との連携を深め、観光とも連動した「岩内らしさ」をPRできる集客力の高いイベント開催等により、商店街全体のにぎわいを創出します。

- ・街なか活性化事業の推進
- ・商店街活性化事業等の活用

## ■観光の振興－具体的な個別施策

### ①地域資源を活かした観光情報の発信

観光協会と連携を図りながら、新たな観光資源の発掘、既存資源の見直し、背景、歴史を含めた新たな角度からの観光情報の整理を行い、情報の集約発信ができる環境をつくります。

- ・新たな視点（歴史、文化、自然、食など）を盛り込んだ観光情報誌の作成
- ・マスコットキャラクターたら丸の活用

### ②にぎわいと地場産業の連動

祭事、観光イベント、商店街イベント等のにぎわいを地場産業の振興につなげる施策の構築を図ります。

- ・行事情報の収集発信
- ・にぎわいづくりのための体制整備の検討

### ③観光客ニーズに応じた受け入れ体制の再整備

郷土の自慢やイベント、道路情報、観光客が求めるタイムリーな情報を集約し、常時発信できるシステムの向上を図ります。

- ・新しい観光ニーズに対応するための研修会の開催支援
- ・観光客に好まれる食事、おみやげの開発支援

### ④「ふれあい」と「きめ細やかなもてなし」の醸成

郷土を愛する地元観光ボランティアの創出を図るとともに、観光へのさらなる意識の高揚を図ります。

- ・観光ボランティアガイドの育成
- ・岩内を知るための研修会、見学会の実施

### ⑤エリア別観光振興

#### ○街なか地区（中心市街地）

- ・情報発信拠点としての「道の駅」の再構築
- ・名産品リストの拡充、観光ルート情報の集約発信

#### ○円山地区

- ・新たな泉源の掘削
- ・安らぎ、リフレッシュが体験できる環境づくりの支援
- ・長期滞在をテーマとした民間施設の協力体制づくりの推進

#### ○雷電地区

- ・自然景観をテーマとした観光フィールドの構築

### ⑥広域観光の推進

ニセコ圏、積丹圏、岩宇圏等それぞれの圏域での観光客の誘導と相互の連携・強化を図ります。

- ・広域観光ルートの拡充検討
- ・しりべしミュージアムロード事業の推進

## ■学校教育の充実—具体的な個別施策（抜粋）

### ①教育環境の整備

学習内容、学習形態に対応する施設・設備の整備及び小中学校施設の耐震性の向上を図るとともに、学校の適正配置の見直しを検討します。

- ・教材及び各種備品の計画的な整備
- ・小中学校の耐震診断及び耐震工事の実施
- ・学校の適正配置に向けた調査及び検討

## (2) 岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

本方針は、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域毎に北海道が定めた都市計画の基本的な方針である。(目標年次：平成32年)

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本方針については、平成27年度に見直しが予定されている。

### ■都市づくりの理念

岩内町では、「協働のまちづくり」、「地域資源の再認識・再活用によるまちづくり」を基本とし、「地域資源を活用した都市づくり」、「高齢者に配慮した生活環境の整備」、「地球環境に優しい都市づくり」を進めることとしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

### ■主要用途の配置の方針

#### ①住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は、岩内運動公園周辺及び野束川沿いの宮園地区に配置し、低層住宅を主体とし周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲などに配置し、利便性の高さや住環境の保全が調和した中密度の住宅地の形成を図る。

#### ②商業業務地

- ・本区域の商業業務地は中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・3号停車場通（主要道道岩内洞爺線）との交差点を中心に3・3・1号229号線（国道229号）の沿道に配置し、近隣町村を商圏とする商業機能の集積や観光施設との連携を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・2号岩内小沢線（国道276号）の沿道に配置し、背後地の住宅地や沿道の利便性の向上を図る。

#### ③工業・流通業務地

- ・岩内港新港地区には専用工業地及び流通業務地を配置し、新たな企業立地や大規模工業施設、流通業務施設の立地に対応することにより、工業・物流機能の集積を図る。
- ・岩内港の背後地及び海岸沿いの地区には、一般工業地及び流通業務地を配置し、水産加工施設や流通業務施設の立地を図るとともに住環境の保全に配慮する。
- ・岩内港の工業・流通業務地には用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図るとともに、都市機能と港湾機能の連携により、港町らしいにぎわいの創出を図る。

## ■土地利用の方針

### ①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・大浜地区及び御崎地区については、住宅と水産加工場等が混在した土地利用が図られてきているが、今後も住環境の保全に配慮しながら住工混在の土地利用を維持する。

### ②居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・野東地区のうち道路が未整備の住宅地については、道路整備に併せて住環境の改善を図る。

### ③優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

### ④災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・灌水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制するとともに、災害を防止するために適正な措置を講じる。

### ⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地周辺の豊富な農地、森林は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維持保全を図る。

### ⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・岩内港において公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。
- ・用途白地地域のうち、浜中地区の国道229号沿道については、無秩序な沿道土地利用が進みつつあることから、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。
- ・円山地区は、丘陵地の眺望を活かした別荘などの土地利用が無秩序に進んでいることから、特定用途制限地域等を定め、周辺環境の保全と土地利用の整序を図る。

### (3) 岩内町住生活基本計画

本計画は、今後の住宅施策として必要となる取組みについての基本となる計画であり、岩内町の住宅施策の推進に資することを目的として策定したものである。(計画期間：平成24年度から平成33年度までの10年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

#### ■子育てに配慮した住環境づくり

身近な公園づくりに対する高い要望や、地域別の公園の整備状況などの特性を踏まえ、公共用地などを活用して子どもが身近に安全に遊べる公園づくりを進めるとともに、主要施設等を繋ぐ安全に歩ける緑豊かなネットワークを構築するなど、住まいを取り巻く周辺における子育てを支援する住環境づくりを行う。

#### ■まちづくりとの連携による利便性の高い住まいづくり

定住人口の増加によるまちなかの活性化など、まちづくりとの連携を視野に入れ、空き店舗・空き地などの既存ストックの活用を含めて、まちなかにおける賃貸住宅整備に対する支援を検討する。

また、町営住宅の再編に伴う跡地の利用促進も含め、道路・公園・下水道など安全・快適かつ良質な住環境づくりのための都市基盤の整備に関する検討を行っていく。

#### ■持ち家の取得等に向けた環境づくり

岩内町内における高い定住意向等に対応する受け皿として、町営住宅跡地等においては、今後の岩内町における良好な定住環境づくりを先導していく、良質な宅地供給に資する道路や公園等の基盤整備に関する検討を行っていく。

また、民間賃貸住宅居住世帯における戸建住宅意向に対応するため、新築とともに中古住宅も含めた持ち家取得のための助成を検討する。

#### ■良好な住環境の保全

地域に誇りを持てる特色ある住環境の創出に向け、地区計画やまちづくり協定なども視野に入れ、良好な住宅地景観・住環境づくりのための誘導方策の検討を行う。

また、地域の景観上の阻害要因となっている、倒壊などの危険性を有する空き家について、解体支援等も含めた対応策の検討を行う。

花いっぱい運動花苗配布の継続実施や拡大など、住民主体の環境美化活動や景観づくり活動などへの支援を行う。

(4) 岩内町公営住宅等長寿命化計画

本計画は、町営住宅における老朽化団地の早期解消にあわせ、維持管理団地における適正な管理とともにコスト低減等を図ることを目的として策定したものである。(計画期間：平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

■各団地・住棟の活用方針

岩内町においては、「用途廃止」と判定された老朽化の著しい町営住宅の解消が、最も優先的に取り組むべき喫緊の課題と考えられることから、用途廃止予定団地からの入居者の住替用住戸の確保を行っていくとともに、改善の必要な住棟においては、財政状況・緊急性・必要性等を勘案し、整備時期の調整について継続的に検討を行っていく。

表 3 次判定結果

団地名	合計棟数(棟)	合計管理戸数(戸)	区分	構造	階数	建設年度	棟数(棟)	管理戸数(戸)	3次判定結果			
									3次判定	摘要		
東山	14	300	公営	耐火	4	H10	1	32	個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
									個別改善(長寿命化型改善)			
									個別改善(安全性確保型改善)			
大浜	1	32	改良	耐火	4	H20	1	32	個別改善(長寿命化型改善)			
栄	1	56	公営	耐火	4	H22.24	1	56	個別改善(長寿命化型改善)			
相生1号棟	1	24	公営	耐火	4	S55	1	24	個別改善(長寿命化型改善)			
相生2号棟	1	24	公営	耐火	4	S56	1	24	個別改善(長寿命化型改善)			
東宮園	8	184	公営	耐火	4	S61	1	16	個別改善(長寿命化型改善)	個別改善(居住性向上型改善)		
											個別改善(福祉対応型改善)	
											個別改善(長寿命化型改善)	
											個別改善(居住性向上型改善)	
											個別改善(福祉対応型改善)	
											個別改善(長寿命化型改善)	
											個別改善(居住性向上型改善)	
野東1号棟	1	24	公営	耐火	4	S59	1	24	個別改善(長寿命化型改善)			
宮園	20	84	公営	簡平	1	S49	7	28	修繕	住替用受け皿として、当面は維持管理が必要		
									修繕			
									修繕			
野東	23	92	公営	簡平	1	S52	7	28	修繕	住替用受け皿として、当面は維持管理が必要		
									修繕			
									修繕			
									修繕			
									修繕			
みどりヶ丘	35	164	改良	簡二	2	S41	10	50	用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
南栄	27	104	公営	簡平	1	S37	3	12	用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
高台	2	8	公営	簡平	1	S46	2	8	用途廃止			
東相生	41	208	改良	簡二	2	S43	16	86	用途廃止			
									用途廃止			
相生	11	50	公営	簡平	1	S48	8	32	用途廃止			
									用途廃止			
西相生	6	32	公営	簡平	1	S46	6	32	用途廃止			
東宮園	4	16	公営	簡平	1	S44	4	16	用途廃止			
鳥野B	22	106	改良	簡二	2	S40	9	50	用途廃止			
									用途廃止			
									用途廃止			
鳥野D	3	12	公営	簡平	1	S45	3	12	用途廃止			
									用途廃止			

これら「用途廃止予定団地」から、「維持管理予定団地」への早急かつ円滑な入居者の住替を行う



## ■建替団地の整備エリアの検討

### ●「相生・野東南部・宮園エリア」の考え方

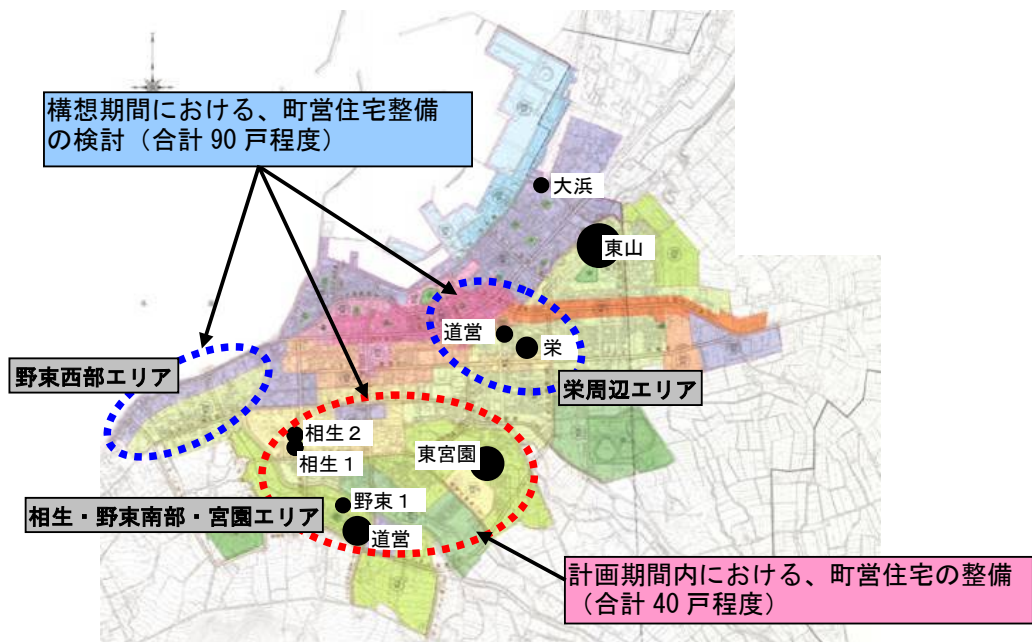
- ・全町の中でも特に用途廃止予定団地が多く立地しているエリアであり、今後は管理戸数の大幅な減少により地区コミュニティの変化が懸念される状況にある。
- ・用途廃止により、建替用地として活用可能な大規模用地が発生することなどから、計画期間においてはこれら用地の活用のもと、新たな町営住宅の整備を行うとともに、構想期間においても整備を検討する。
- ・住宅地として魅力のある地区づくりに向け、町営住宅の整備にあわせた地区のシンボルとなる公園や生活道路の整備なども検討を行っていく。

### ●「栄周辺エリア」の考え方

- ・岩内町の中心市街地や商業施設等が集積している八幡通に近く、また高次の医療施設がエリア内に立地しているなど、生活利便性の高い地区といえる。
- ・「まちなか居住」の推進などのまちづくり施策との連動により、中長期的視点での町営住宅のあり方を検討することとし、構想期間における整備を検討する。

### ●「野東西部エリア」の考え方

- ・入居者の需要、利便性、管理の効率化等の観点から、現在の当該エリアにおいては、当面は用途廃止団地の跡地を活用した定住施策の推進など、町営住宅以外の施策展開により地区の定住人口の維持・確保を促進していく。
- ・町営住宅については、地区環境整備の動向を見据えながら、構想期間内において整備のあり方について検討を行う。



#### (5) 岩内町第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

本計画は、「地域包括ケア」の取組みを進め、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた岩内町で、継続して生活できるよう支援することを目的に策定したものである。（計画期間：平成24年度から平成26年度までの3年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成27年度に次期計画の策定が予定されている。

#### ■重点的な取組みを検討する事項－高齢者の居住に係る施策との連携

##### ●高齢者がいつまでも暮らせる住まい・環境づくり

高齢者が安全に安心して日常生活を送るため、いつまでも暮らせる住まい・環境づくりとして、公営住宅や民間住宅、さらには周辺環境におけるバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの導入、コミュニティ施設の整備など、公営住宅・道路・公園・建築などハード部門との連携による高齢者に配慮した取組みを進めます。

また、ボランティア団体や民間業者等による高齢者世帯向けの除雪サービスの充実促進や、町道除排雪事業のきめ細かな実施に努めるとともに、高齢者のための緊急通報システムの普及や安否確認の電話サービス・訪問サービスの拡充、さらには、住宅改修への助成検討やサービス付き高齢者向け住宅の誘致など、ソフト施策の展開による高齢者の生活支援を図ります。

## (6) 岩内町次世代育成支援行動計画

本計画は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、次世代の親の育成、親子が利用しやすい生活環境の整備等の推進について策定したものである。(計画期間：平成22年度から平成26年度までの5年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成27年度に次期計画の策定が予定されている。

### ■行動計画—子育て支援の推進

#### ●遊び場の確保

##### ・屋内の遊び場の確保

すでにある施設などの活用や利用方法の見直しを行い、一年を通じて誰でも気軽に利用できる屋内の遊び場の確保を検討します。

##### ・各種公園の整備

町内には大小21の都市公園があり利用されています。しかし、子どもの遊び場、親子の交流の場という意味においては、安全性や公共性という面では充分とはいえません。清掃活動やマナーなども広めつつ、地域のつながりの核として、また町民の憩いの場としての本来の機能を取り戻すことができるよう、環境整備を進めます。

### ■親子が利用しやすい生活環境の整備

#### ●バリアフリーの推進

各種公共施設や民間施設、道路やトイレなど、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の整備が図られるよう、関係方面に働きかけをしていきます。

## (7) 岩内町障害者計画・岩内町障害福祉計画

本計画は、障害者福祉法及び障害者自立支援法を踏まえ、岩内町に住むだれもが、人として尊重され、自らの生き方を選び、地域の一員として自立した生活ができることを目指すものである。(計画期間：平成24年度から平成26年度までの3年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成27年度に次期計画の策定が予定されている。

### ■施策の展開—共に支えあうまちづくり

#### ●住環境の整備

だれもが利用する公共の場や施設などは、物理的バリアフリー化が必要です。町においても、道路の点字表示や段差等の解消がされている部分がありますが十分とはいえません。また、公営住宅においては、手すりやエレベーターの設置、車イスでも通行ができる通路など、バリアフリー化が徐々に進んでいますが、新築住宅に限られています。

今後は、「ユニバーサルデザイン大綱」に基づいた“どんな人にもやさしい”まちづくりを進めていかなければなりません。



## Ⅱ. 住民意向の把握

都市計画マスタープランの見直しにあたり、今後のまちづくりに関する住民意見の把握やまちづくりについての情報共有を図るため、次のような意向調査や懇談会を開催した。

### 【意向調査・懇談会等一覧】

#### ①町内会・自治会アンケート調査

対象者：町内の町内会・自治会の会長及び役員

内 容：町全体や地域で感じている事柄、今後のまちづくりの方向性について質問

#### ②関係者（地権者）アンケート調査

対象者：市街地の周縁部で都市的土地利用がされていない土地所有者

内 容：今後の土地利用計画についての確認

#### ③関係団体（建築士会）ヒアリング調査

対象者：北海道建築士会岩内支部会員

内 容：町内における準防火地域等についての意見聴取

#### ④まちづくり（都市計画）住民懇談会

対象者：町内在住の町民

周 知：広報、防災行政無線

内 容：都市計画に関する課題の把握と計画内容の共有化及び意見交換

これらの結果の概要については、次ページ以降に示す通りである。

## 1. アンケート等調査及び住民懇談会の結果のまとめ

アンケート等調査及び住民懇談会の結果について、その概要をまちづくりの分野別にまとめると次のようになる。

### ①都市・建設関連

#### ○住民懇談会から

- ・ 今後は人口減少が目に見えたかたちで進む。そのような中でのまちづくりを考える必要がある
- ・ 前回計画から、どのような進捗があるのか。  
→ (回答：例えば含翠園の件、国道 229 号の越波対策ほか、個別の計画は順次進めている)
- ・ 公園の配置についてはどのような状況か。  
→ (回答：現在は海側の市街地に多く配置されている状況であるが、今後は町営住宅等の跡地の活用も含め、公園の適正な配置を検討していく)
- ・ 道路を造る際には、高齢者が休めるようなところが必要ではないか。  
→ (回答：直接都市計画ではないが、ご意見があったことについて道路担当に伝える)
- ・ 財政と都市計画とどちらを優先させるのか。  
→ (回答：町の財政も重要と考える)

#### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・ 周辺の公園や緑化については、今ある公園がもっと利用されるような魅力づくりのほか、公園の整備といった意見が出されている。
- ・ 周辺の道路については、全体を通して、全く新たな道路整備を望むものは極めて少なく、今ある道路の補修・管理の充実や一部拡幅などを望む意見が多くなっている。
- ・ 学校等の立地については、まずは既存の施設を有効利用すべきという意見が多くなっている。

### ②防災

#### ○住民懇談会から

- ・ 津波の被害を考慮し、まちを高台に移すことを考える必要がある。
- ・ 避難場所として空いている団地を有効活用する。海側の野束敷島内地区から山側に避難する際の道路が必要である。

#### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・ 周辺の公園については災害時に対応できる整備が、また学校等の立地については防災に配慮した配置を望む声が多くなっている。
- ・ 大火の危険を防ぐ区域については、歴史的背景から（準防火地域の）指定区域は現在のまま、並びに防災という観点から安全を優先に考えるべきといった安全第一という意見が大半を占め、指定区域を縮小すべきという意見を大きく上回っている。

### ○建築士会ヒアリングから

- ・準防火地域については、指定当時と比べて建物の性能が向上しているため、住民が避難等の防災に対する認識を持つことを前提に、区域の縮小を検討した方が良いのではないかと意見がある一方、回答者数は低い状況であった。

## ③商業・観光・景観

### ○住民懇談会から

- ・商店街は衰退の一途であるため対応が必要である。
- ・御崎地区は江戸時代からの町であり、名所旧跡が多い。また、岩内町には歴史の古い庭園が含翠園を含めて3カ所ある。歴史資源として保全が必要である。
- ・岩内町はこれらの観光資源を活かして観光立町をめざす必要がある。
- ・山側からみる夜景が綺麗だ。これを保全するような景観条例を岩内町は持っているのか。  
→（回答：景観条例は持っていないが、ご意見があったことについて観光担当に伝える）

### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・中心市街地については、道の駅の充実による観光客の呼び込み、複合施設等による商店街の魅力づくりのほか、まちなか居住や使いやすい駐車場配置の工夫、だれもが安心して買い物ができる歩行空間の工夫など、総合的な対応策を望んでおり、町民の関心は高い。

## ④公共交通

### ○住民懇談会から

- ・将来的な学校統合に当りスクールバスを運行するとした場合、児童生徒のみならず高齢者も利用できるようにしてはどうか。  
→（回答：現在、岩内町において今後の公共交通について、広く検討している状況である）
- ・寿都方面のバスについて、国道経由のみならず、山側を通るルートも必要と考える。

## ⑤産業

### ○住民懇談会から

- ・就業の場が無いので人口が流出している。若年層が定住できるように、産業の育成が必要である。
- ・長期構想として、農地を再生エネルギーの場として活用することはどうか。

## ⑥協働

### ○住民懇談会から

- ・このような会合は繰り返し行う必要がある。
- ・このような会を開催しても参加者が少ない状況であるが、町民自身もまちづくりに対して真剣になるべきである。

## ⑦その他

### ○町内会・自治会アンケート調査から：岩内のまちの魅力や良さについて

- ・岩内の自然環境や地域資源を評価する意見が多くなっている。加えて、岩内の海の幸、山の幸、歴史・文化を評価する意見が多くなっている。

### ○市街地周縁部の地権者アンケート調査から：現在及び将来の土地利用について

- ・現在は農地や未利用地など都市的土地利用はしていないが、将来的には建築敷地として利用したい、住環境の整備を期待しているといった意見が出されている。



## 2. 町内会・自治会アンケート調査

### ■ 調査概要 ■

#### ● 調査の対象

- ・ 対象：岩内町における各町内会・自治会の会長及び役員（各町内会・自治会に2部ずつ配布）

#### ● 配布回収状況

- ・ 配布：直接配布（平成26年8月下旬）
- ・ 回収：郵送による回収

- ・ 配布箇所：82町内会・自治会
- ・ 回収箇所：64町内会・自治会
- ・ 回収率（町内会・自治会数を母数）：78%  
（公営住宅の管理会は設立趣旨が異なるため除いている）

※町内会・自治会により、回収票数は差がある。回収票数は116票。

※「第1回まちづくり（都市計画）住民懇談会」においても、上記で回答していない方を対象に、設問を抜粋してアンケート調査を行った。（回収票数：6票）⇒回収票数の合計は116+6=122票

※次ページ以降の集計グラフの右肩にある「n=122」などの表記は、サンプル数（母数）が122票であることを示す。

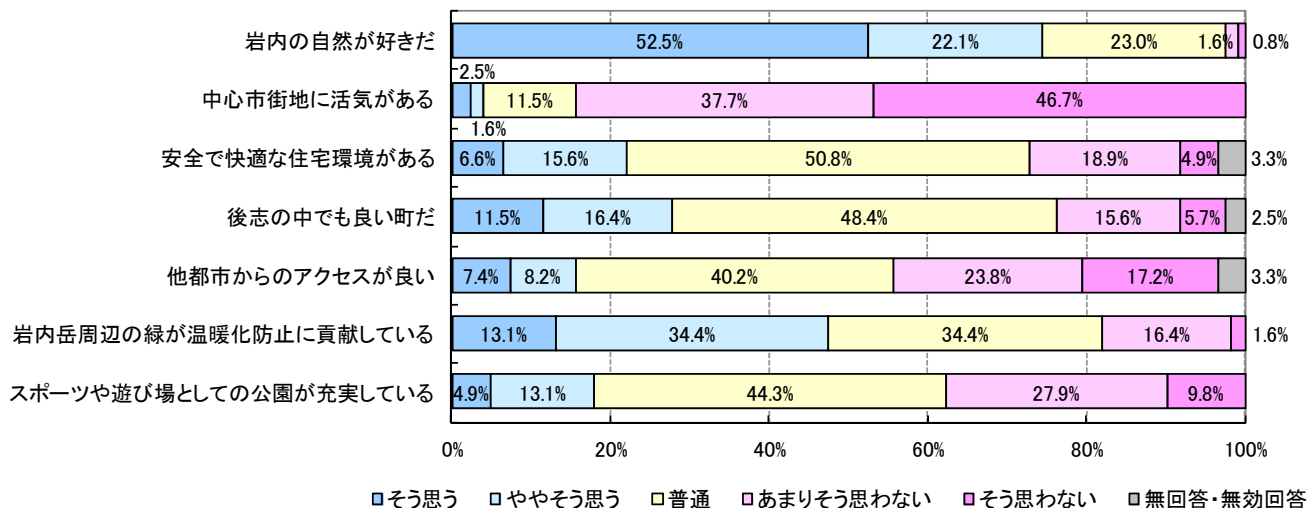
※次ページ以降の集計グラフ・集計表のパーセント表記欄は、四捨五入で表記しているため、それぞれの欄の数値を合計しても、100%にならないことがある。

問1 岩内町のまち全体について、どのようにお感じですか。  
各項目の該当する番号に1つ『○』を付けてください。

景観や自然環境については、魅力を感じており、緑が担う温暖化防止の役割も認められている。一方、中心市街地については活気がないと評価が良くない。住環境・交通環境は普通という評価である。

【岩内町のまち全体について】

n=122



カテゴリ	そう思う	やや そう思う	普通	あまり そう思わない	そう 思わない	無回答・ 無効回答	サンプル数
岩内の自然が好きだ	64	27	28	2	1	0	122
	52.5%	22.1%	23.0%	1.6%	0.8%	0.0%	100%
中心市街地に活気がある	3	2	14	46	57	0	122
	2.5%	1.6%	11.5%	37.7%	46.7%	0.0%	100%
安全で快適な住宅環境がある	8	19	62	23	6	4	122
	6.6%	15.6%	50.8%	18.9%	4.9%	3.3%	100%
後志の中でも良い町だ	14	20	59	19	7	3	122
	11.5%	16.4%	48.4%	15.6%	5.7%	2.5%	100%
他都市からのアクセスが良い	9	10	49	29	21	4	122
	7.4%	8.2%	40.2%	23.8%	17.2%	3.3%	100%
岩内岳周辺の緑が温暖化防止 に貢献している	16	42	42	20	2	0	122
	13.1%	34.4%	34.4%	16.4%	1.6%	0.0%	100%
スポーツや遊び場としての公園 が充実している	6	16	54	34	12	0	122
	4.9%	13.1%	44.3%	27.9%	9.8%	0.0%	100%

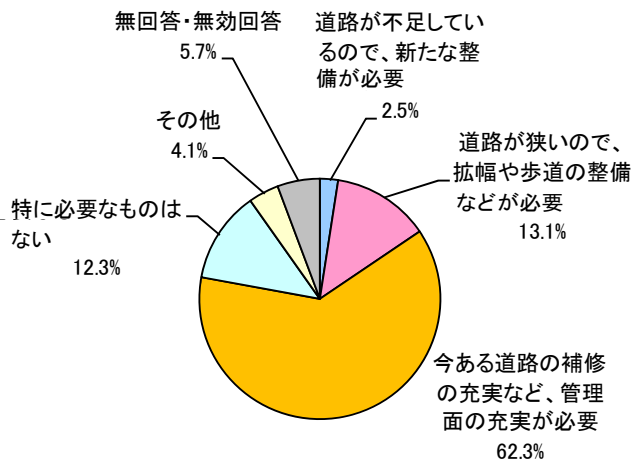
問2 皆様の町内会・自治会における周辺の道路について、どのようにお感じですか。  
該当する番号に1つ『○』を付けてください。

1. 道路が不足しているため、新たな整備が必要
2. 道路が狭いので、拡幅や歩道の整備などが必要
3. 今ある道路の補修の充実など、管理面の充実が必要
4. 特に必要なものはない
5. その他 ( )

道路・交通環境については、新規路線の開発を望むものは極めて少なく、今ある道路の維持管理の充実や、一部拡幅などを望む意見が多くなっている。

【周辺の道路について】

n=122



カテゴリ	回答数	%
道路が不足しているため、新たな整備が必要	3	2.5%
道路が狭いので、拡幅や歩道の整備などが必要	16	13.1%
今ある道路の補修の充実など、管理面の充実が必要	76	62.3%
特に必要なものはない	15	12.3%
その他	5	4.1%
無回答・無効回答	7	5.7%
サンプル数	122	100.0%

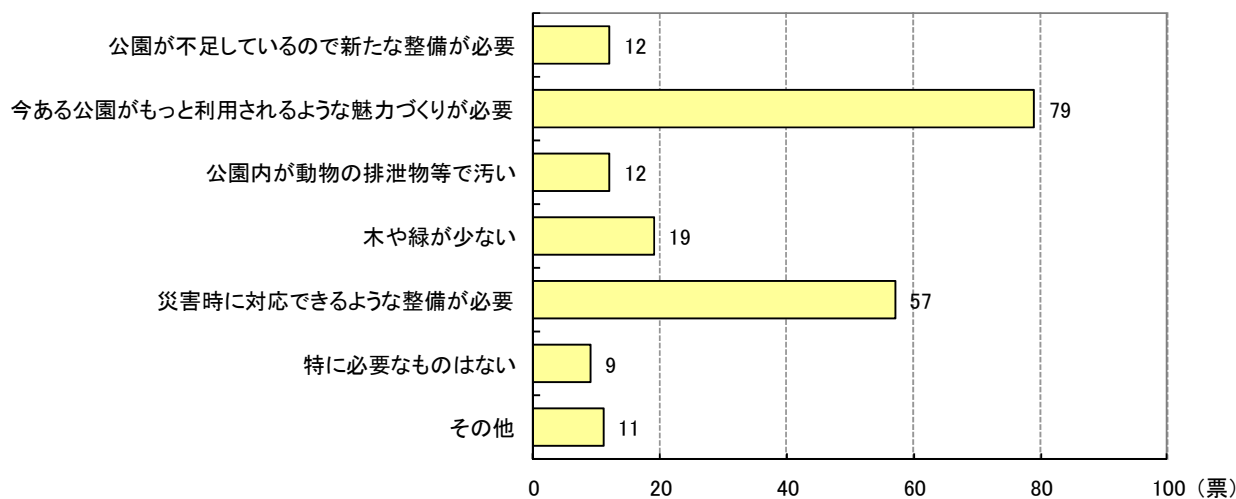
町内会・自治会名	その他
相生自治会	東西方向の歩道の整備が必要。
不明	車庫の前でも平気で止めている車を何とかしてほしい。
栄光会	歩道の整備が必要。
十間橋タウン	生活排水等の処理

問3 皆様の町内会・自治会における周辺の公園や緑化について、どのようにお感じですか。該当する番号に『○』を付けてください。(○はいくつでも可)

1. 公園が不足しているので、新たな整備が必要
2. 今ある公園がもっと利用されるような魅力づくりが必要
3. 公園内が動物の排泄物等で汚い
4. 木や緑が少ない
5. 災害時に対応できるような整備が必要
6. 特に必要なものはない
7. その他 ( )

今ある公園がもっと利用されるような魅力づくりや、災害時に対応できる整備といった意見が多くなっており、また、自由記載においては、周辺に公園等がないといった意見も寄せられている。

【周辺の公園や緑化について】



カテゴリ	回答数
公園が不足しているので新たな整備が必要	12
今ある公園がもっと利用されるような魅力づくりが必要	79
公園内が動物の排泄物等で汚い	12
木や緑が少ない	19
災害時に対応できるような整備が必要	57
特に必要なものはない	9
その他	11
サンプル数	199

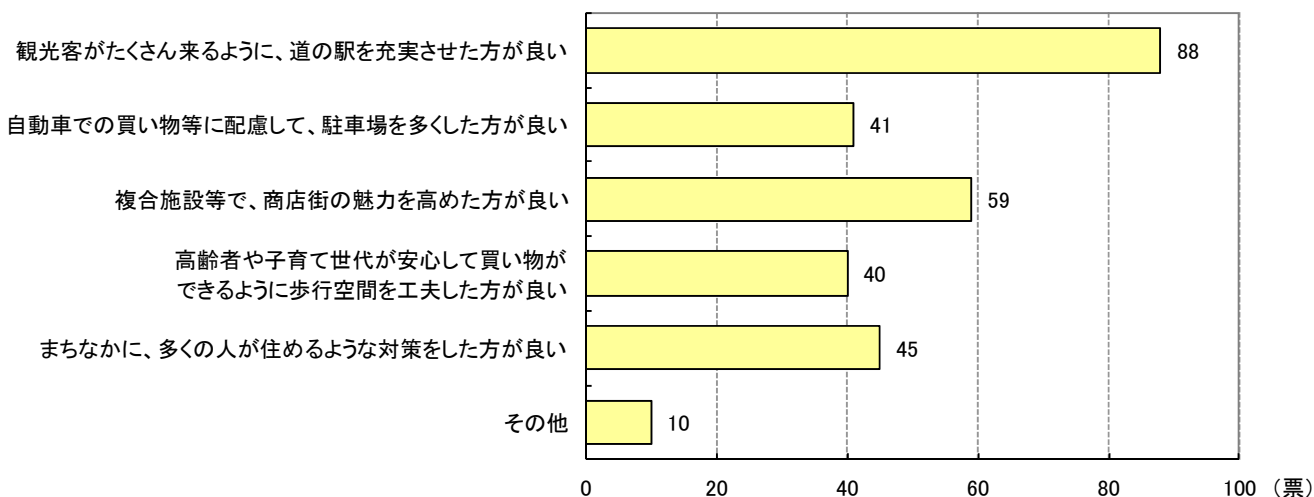
町内会・自治会名	その他
福寿会	周辺に公園等がない。
大浜東大通り会	みずしま公園は木が多すぎる。個人が植えた人もいる。
新東山町内会	公園は排雪の堆積場となっているので融雪後は十分なケアが必要。
不明	道路脇の雑草を何とかしてほしい。
万代仲通り会	今の公園は公園の役目をはたしてないと同時に公園ではない。
高台自治会	大雨の時のハザードマップ等も必要なのでは。
岩内町西宮園会	少子高齢化に対応できる健康重視したものや高齢者が身近で楽しめるなど、また少なくなった子供たちが活発に運動できる近隣もしくは地区公園の整備が必要。
野東第二区自治会	公園等ナン
住民懇談会	公園があっても整備・管理が悪い。
住民懇談会	トイレがあるなら。

問4 岩内町の中心市街地について、皆様のお考えに近いものに『○』を付けてください。  
(○はいくつでも可)

1. 観光客がたくさん来るように、道の駅を充実させた方が良い
2. 自動車での買い物等に配慮して、駐車場を多くした方が良い
3. 複合施設等で、商店街の魅力を高めた方が良い
4. 高齢者や子育て世代が安心して買い物ができるように歩行空間を工夫した方が良い
5. まちなかに、多くの人が住めるような対策をした方が良い
6. その他 ( )

中心市街地については、回答欄から複数の対応策を選択している人が多く、その関心の高さがうかがえる。具体的には、道の駅の充実による観光客の呼び込み、複合施設等による商店街の魅力づくりのほか、まちなか居住や使いやすい駐車場配置の工夫、だれもが安心して買い物ができる歩行空間の工夫など、総合的な対応策を望んでいる。

【中心市街地について】



カテゴリ	回答数
観光客がたくさん来るように、道の駅を充実させた方が良い	88
自動車での買い物等に配慮して、駐車場を多くした方が良い	41
複合施設等で、商店街の魅力を高めた方が良い	59
高齢者や子育て世代が安心して買い物ができるように歩行空間を工夫した方が良い	40
まちなかに、多くの人が住めるような対策をした方が良い	45
その他	10
サンプル数	283

町内会・自治会名	その他
福寿会	市街地は閉店多く大変わびしい印象。行政・商店街共に本気になって活性化に取り組んでほしい。特にこの10年くらいはさびれる一方である。
旭町内会	商店の人々にも少し町内へ目を向けてほしい。(ニーズ把握)
新東山町内会	まちなかに人々のふれ合う場所の設定を工夫する必要があるのではないかと。
福泉会	中心市街地の活性化のために複合施設は魅力的ですが、市街地で土地の確保が可能かどうか。買物広場も含める現在の店舗兼住宅の現状では？運営形態や参加方法などで？独自色を出させる店が理想だと思ふ。
万代仲通り会	既存の公園(災害時の避難場所の整備と活用を強く望む)
高台7区町内会	トイレ
岩内町西宮園会	既存商店街を若者等が活用できるよう、店舗部分改築費用の支援策。
はまなす町内会	たら丸市場が活用されていない。解散して自由市場に使用する。
清住第一町内会	商店の多くは閉鎖しており、岩内町の中心市街地とはどこを意味しているのか。
住民懇談会	滞在型の観光客及び学生の合宿所などがあるといいのでは？

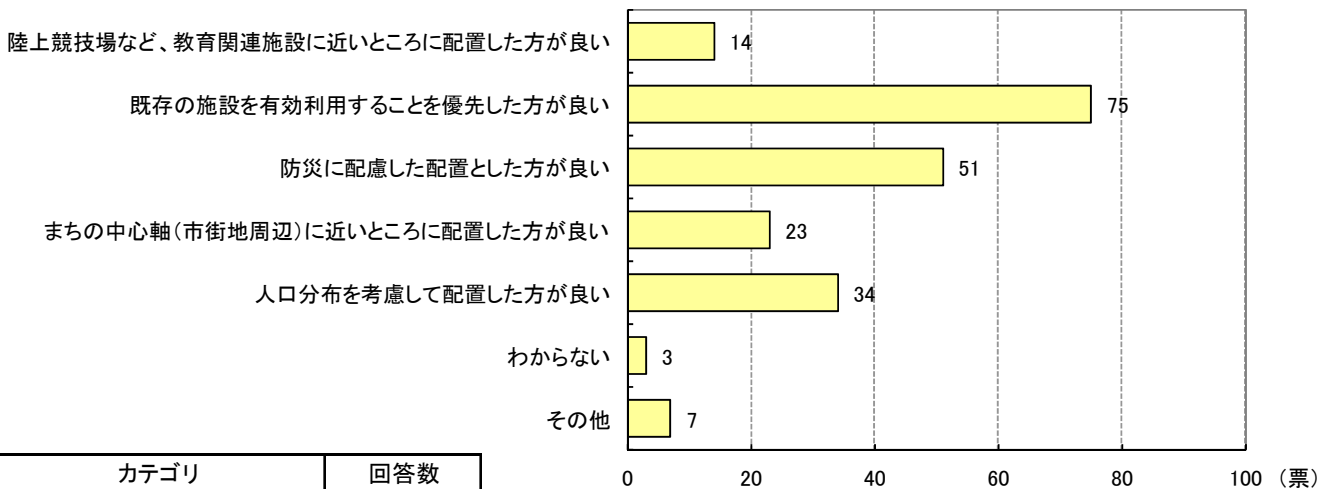
問5 人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な住みよいまちづくりを行うためには、将来的には公共施設の配置検討も考えられます。  
そこで、皆様にお尋ねします。

5-1 学校等の立地について、皆様のお考えに近いものに『○』を付けてください。  
(○はいくつでも可)

1. 陸上競技場など、教育関連施設に近いところに配置した方が良い
2. 既存の施設を有効利用することを優先した方が良い
3. 防災に配慮した配置とした方が良い
4. まちの中心軸（市街地周辺）に近いところに配置した方が良い
5. 人口分布を考慮して配置した方が良い
6. わからない
7. その他（ ）

学校等の立地については、まずは既存の施設を有効利用すべきという意見が多くなっている。配置に関しては、防災に配慮した配置が最も多く、次いで、人口分布を考慮した配置がこれに続いているが、一方で中心市街地への配置という意見もみられる。

【学校等の立地について】



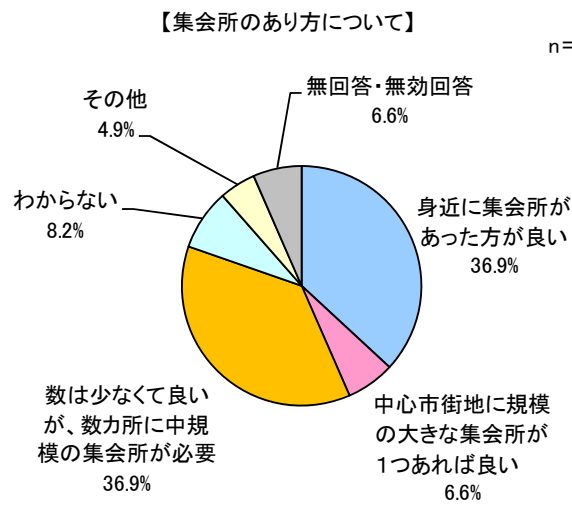
カテゴリ	回答数
陸上競技場など、教育関連施設に近いところに配置した方が良い	14
既存の施設を有効利用することを優先した方が良い	75
防災に配慮した配置とした方が良い	51
まちの中心軸(市街地周辺)に近いところに配置した方が良い	23
人口分布を考慮して配置した方が良い	34
わからない	3
その他	7
サンプル数	207

町内会・自治会名	その他
東山町内会	既存の施設の耐震化を進めて有効活用をする。
親菜会	小中ともに現在の場所で良いと思います。
新東山町内会	箱物は不要。ソフトで知恵をしぼるべきだ。
岩内町西宮園会	人口減少により保育所や小中学校の統廃合はいずれ早い時期に出てくると思われる。統合する場合の立地点は既存施設も含め十分検討する必要がある。合せてスクールバス等の運行検討も必要と考える。
野東第二区自治会	今では遅いだらうけど、子供人口が減少しているのだから、中央小一校にすれば良かったと思う。
清住第一町内会	学校等の等とは？少子化が進む中、保育所の統廃合が必要と考えられるが、1保育所か、2保育所になるのか。立地条件を検討。
住民懇談会	母親の働く場所から保育所が近かった方がよい。(距離のことではありません)

5-2 集会所のあり方について、皆様のお考えに近いものに1つ『○』を付けてください。

1. 身近に集会所があった方がよい
2. 中心市街地に規模の大きな集会所が1つあればよい
3. 数は少なくてよいが、数カ所に中規模の集会所が必要
4. わからない
5. その他 ( )

集会所については、身近な集会所を求めるものと、数カ所に中規模な集会所を求めるものに、大きく二分されている。中心市街地に大規模な集会所があればよいとするものは少ない。



カテゴリ	回答数	%
身近に集会所があった方がよい	45	36.9%
中心市街地に規模の大きな集会所が1つあればよい	8	6.6%
数は少なくてよいが、数カ所に中規模の集会所が必要	45	36.9%
わからない	10	8.2%
その他	6	4.9%
無回答・無効回答	8	6.6%
サンプル数	122	100.0%

町内会・自治会名	その他
新東山町内会	現状の公的施設の利用緩和を図るべきだ。
不明	なくてもよい。
栄光会	現在の利用状況を考慮し統合も含めて検討の要あり。
野東第二区自治会	現状のままでよい。
野東第二区自治会	町内会の人数が減っている為あらかじめ集会所はいらない。





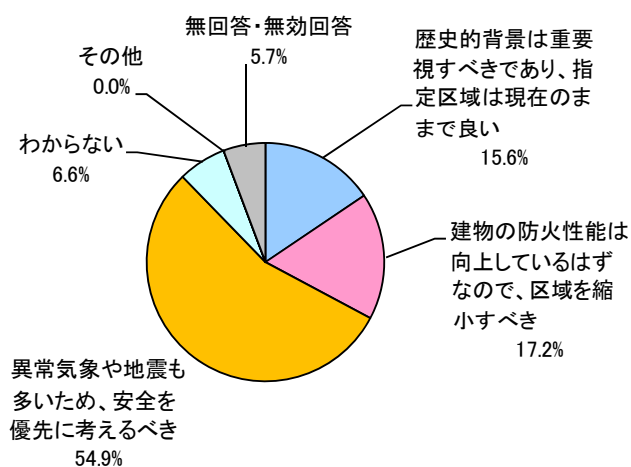
問7 岩内町では、昭和29年の「岩内大火」の経験により、火災の危険を防ぐ区域が、他の町と比較して広く指定されています。この区域内で建築する場合、防火のため一定の制限がかけられます。（網入りガラスサッシ等の防火戸仕様とするなど）  
 大火から60年経過した現在、皆様のお考えに近いものに1つ『○』を付けてください。

1. 歴史的背景は重要視すべきであり、指定区域は現在のままで良い
2. 建物の防火性能は向上しているはずなので、区域を縮小すべき
3. 異常気象や地震も多いため、安全を優先に考えるべき
4. わからない
5. その他（ ）

大火の危険を防ぐ区域については、歴史的背景から（準防火地域の）指定区域は現在のまま、並びに防災という観点から安全を優先に考えるべきといった安全第一という意見が大半を占め、指定区域を縮小すべきという意見を大きく上回っている。

【大火の危険を防ぐ区域について】

n=122



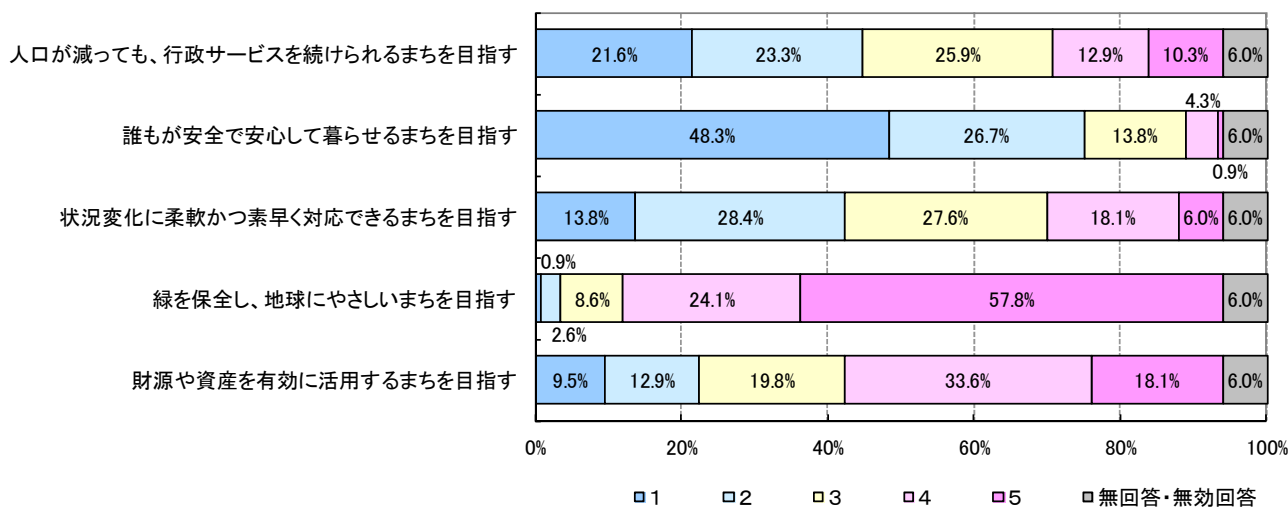
カテゴリ	回答数	%
歴史的背景は重要視すべきであり、指定区域は現在のままで良い	19	15.6%
建物の防火性能は向上しているはずなので、区域を縮小すべき	21	17.2%
異常気象や地震も多いため、安全を優先に考えるべき	67	54.9%
わからない	8	6.6%
その他	0	0.0%
無回答・無効回答	7	5.7%
サンプル数	122	100.0%

問8 岩内町のまちづくりで、次のような課題を想定しています。  
皆様が重要と思われる順番に番号を付けてください。

提示した5つのまちづくり課題のうち、誰もが安全で安心して暮らせるまちの重要度が高く評価されている。また、人口が減っても行政サービスを続けられるまち、状況変化に柔軟かつ素早く対応できるまちについても一定の評価がなされている。

【まちづくりで想定している課題について重要と思われる順番】

n=116



カテゴリ	1	2	3	4	5	無回答・無効回答	サンプル数
人口が減っても、行政サービスを続けられるまちを目指す	25	27	30	15	12	7	116
	21.6%	23.3%	25.9%	12.9%	10.3%	6.0%	100%
誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指す	56	31	16	5	1	7	116
	48.3%	26.7%	13.8%	4.3%	0.9%	6.0%	100%
状況変化に柔軟かつ素早く対応できるまちを目指す	16	33	32	21	7	7	116
	13.8%	28.4%	27.6%	18.1%	6.0%	6.0%	100%
緑を保全し、地球にやさしいまちを目指す	1	3	10	28	67	7	116
	0.9%	2.6%	8.6%	24.1%	57.8%	6.0%	100%
財源や資産を有効に活用するまちを目指す	11	15	23	39	21	7	116
	9.5%	12.9%	19.8%	33.6%	18.1%	6.0%	100%

※「まちづくり（都市計画）住民懇談会」では、設問省略

### 3. 関係者（地権者）アンケート調査

#### ■ 調査概要 ■

##### ● 調査の対象

- ・ 対象：岩内町の市街地の周縁部で、農地や未利用地となっている土地の地権者

##### ● 配布回収状況

- ・ 配布　： 郵送による（平成 26 年 8 月下旬）
- ・ 回収　： 郵送による回収
  
- ・ 配布数：合計 29 票、うち 4 通不達
- ・ 回収数：合計 9 票
- ・ 回収率： $9/25=36\%$



問3 用途地域内は、市街地としての土地利用を進める地域であることから、便利で快適な環境づくりを行っていくために「都市計画税」という目的税が課されています。この用途地域の趣旨をご理解の上、現段階でのお考えに近いものに1つ『○』を付けてください。

1. 用途地域があることで資産価値が保てる面があり、住宅等の建築敷地としての利用が想定されるので、用途地域は必要である
2. 今後の住環境の整備促進を期待している
3. 将来的にも住宅等の建築敷地として利用しないため、住環境整備はあまり望んでいない
4. 用途地域の変更は望まない
5. わからない
6. その他 ( )

・西地区においては用途地域が必要とする意見が見られ、また、両地区とも今後の住環境整備を期待する意見が見られる。

問3 用途地域について【該当するもの1つ】

カテゴリ	回答数	地区内訳
用途地域があることで資産価値が保てる面があり、住宅等の建築敷地としての利用が想定されるので、用途地域は必要である	2	東(宮園):0 西(野東):2
今後の住環境の整備促進を期待している	3	東(宮園):2 西(野東):1
将来的にも住宅等の建築敷地として利用しないため、住環境整備はあまり望んでいない	0	
用途地域の変更は望まない	0	
わからない	2	東(宮園):1 西(野東):1
その他	1	東(宮園):0 西(野東):1
無回答・無効回答	1	東(宮園):0 西(野東):1
合計	9	

問4 その他、岩内町のまちづくりに関するご意見等がありましたら、ご記入ください。

- ・現在農道として利用している道路は小・中の学生が通りますので整備して貰いたい。
- ・①西小学が浜風を防ぎ、住宅地としては良い。 ②ニ中より西小学に抜ける道路を！ ③メドチ川が大雨となると氾濫する。 ④相生神社の裏通り、敷島内道路橋が必要。

備考

- ・【問1 ①】水田。岩内一うまい米

#### 4. 関係団体（建築士会）ヒアリング調査

##### ■調査概要■

###### ●調査の対象

- ・対象：北海道建築士会 岩内支部

###### ●配布回収状況

- ・配布：29 票
- ・回収：2 票

問1 日常的な業務を通じて把握されている、準防火地域に係る住民意見を教えてください。	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の改修を行うにあたって、準防火地域内に住宅があると 10 m<sup>2</sup>以内の建築でも確認申請が必要になり、工事費もUPする。</li> <li>・新築の場合は、開口部の防火性能等が要求される為、コストアップしてしまう。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が住んでいる土地の用途地域など都市計画を把握している方は少ないと思います。また、「準防火地域」という言葉を知っている方も多くはありません。</li> <li>近年、建替等の相談で見積もりをした所、坪単価の上昇により、あきらめるケースも多々あります。</li> </ul>
問2 建築業界として、準防火地域についてご意見があれば教えてください。	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の準防火地域は、指定が広すぎると思われる。</li> <li>御崎・大浜地区の準工業・工業・工業専用地域に準防火指定では、住宅・工場等を建てるのは割高になり、ミスマッチを感じます。</li> <li>近商・商業地域内の国道兩岸 50～70m程度の指定が望ましいのでは。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 29 年の当時の単体の建物となら、密集している所などでは延焼を防ぐ為にも準防火地域として定める必要があったかもしれないが、現在では基準法でも単体規定が定められており、また、金融ローンなどでは、長期優良や省令準耐火などの設定があり、建物自体の性能が格段と上がっているので、見直しが必要だと思います。</li> </ul>
問3 岩内町は、風がつよく他都市より建物が密集しています。 準防火地域の見直しで、過去の大火の教訓が活かされなくなると思いませんか。 建築士としてのご意見を教えてください。	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の改正により、防火性能・水平応力に対する性能は、大火当時より性能は上がっており、建物は改善されていると思われる。集団規定の部分で建物の密集が予想される部分に準防火指定をされるのが望ましい。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物自体は地震力・風圧力とも計算し、耐力性能は阪神大震災の時からUPしてますし、防火性能も単体規定などで定めているので大丈夫だと思いますが、ただ、大火の教訓となると、人それぞれの防災に対する認識が一番大きいと思います。出入口のまわりには物を置かないとか避難経路や場所の把握等が必要だと思います。</li> </ul>

## 5. まちづくり（都市計画）住民懇談会

日時：平成26年9月24日（水）午後6時30分～

会場：岩内地方文化センター 2階 会議室

### ①都市・建設関連

- ・野東・敷島内地区の整備が遅れている。
- ・今後は人口減少が目に見えたかたちで進む。そのような中でのまちづくりを考える必要がある
- ・前回計画から、どのような進捗があるのか。  
→（回答：例えば含翠園の件、国道229号の越波対策ほか、個別の計画は順次進めている）
- ・公園の配置についてはどのような状況か。  
→（回答：現在は海側の市街地に多く配置されている状況であるが、今後は町営住宅等の跡地の活用も含め、公園の適正な配置を検討していく）
- ・道路を造る際には、高齢者が休めるようなところが必要ではないか。  
→（回答：直接都市計画ではないが、ご意見があったことについて道路担当に伝える）
- ・下水道を普及させていくために、個人負担を少なくすることが必要ではないか。
- ・財政と都市計画とどちらを優先させるのか。  
→（回答：町の財政も重要と考える）

### ②防災

- ・津波の被害を考慮し、まちを高台に移すことを考える必要がある。
- ・避難場所として空いている団地を有効活用する。海側の野東敷島内地区から山側に避難する際の道路が必要である。

### ③商業・観光・景観

- ・商店街は衰退の一途であるため対応が必要である。
- ・岩内町は観光立町をめざす必要がある。
- ・御崎地区は江戸時代からの町であり、名所旧跡が多い。観光資源として活かしていくことを考えなくてはならない。
- ・岩内町には歴史の古い庭園が含翠園を含めて3カ所ある。歴史資源として保全が必要である。
- ・岩内では、野生ホップが道内で初めて発見された。その他岩内の歴史を今一度再認識すべきであり、それを活用する取組を考える必要がある。
- ・山側からみる夜景が綺麗だ。これを保全するような景観条例を岩内町は持っているのか。  
→（回答：景観条例は持っていないが、ご意見があったことについて観光担当に伝える）
- ・公共施設のトイレは最低限ウォッシュレットが必要だろう。

### ④公共交通

- ・将来的な学校統合に当りスクールバスを運行するとした場合、児童生徒のみならず高齢者も利用できるようにしてはどうか。  
→（回答：現在、岩内町において今後の公共交通について、広く検討している状況である）

- ・ 寿都方面のバスについて、国道経由のみならず、山側を通るルートも必要と考える。

#### ⑤産業

- ・ 就業の場が無いので人口が流出している。若年層が定住できるように、産業の育成が必要である。
- ・ 長期構想として、農地を再生エネルギーの場として活用することはどうか。

#### ⑥協働

- ・ このような会合は繰り返し行う必要がある。
- ・ このような会を開催しても参加者が少ない状況であるが、町民自身もまちづくりに対して真剣になるべきである。



### Ⅲ. 主要課題の整理

ここでは、都市計画マスタープランの見直し課題や個別の都市計画における見直し対応、さらには平成 17 年以降の社会経済状況の変化、新たな上位・関連計画の策定や改定、まちづくりに関わる住民意向等を踏まえ、都市計画マスタープラン策定上の課題について整理する。

#### 1. 個別の都市計画課題

##### (1) 用途地域・特定用途制限地域について

###### ①用途地域の内部変更について

土地利用の方向性に変更があり、短期的視点で用途地域の内部変更が必要となっている地区は以下の箇所である。

###### ○岩内町民体育館敷地

- ・体育館が容認できる用途地域へ変更

###### ○公有水面埋め立て地

- ・陸域拡大に伴う用途地域、臨港地区の指定

###### ②用途地域の外部

用途地域の外部（都市計画区域内の白地地域）については、町内会・自治会アンケートや住民懇談会からの意見も踏まえ、自然環境の保全や人口減少下においても効率的なまちづくりを行っていくことを目指し、特定用途制限地域の指定による土地利用コントロールを検討する。

その内容の一例として、以下のような規制・誘導が想定される。

###### 【特定用途制限地域の規制内容（一例）】

###### ○沿道型：

一定の土地利用を認めつつも用途地域内への誘導を図るため集客施設等を規制

###### ○リゾート型：

自然と調和した観光リゾート開発を適切に誘導

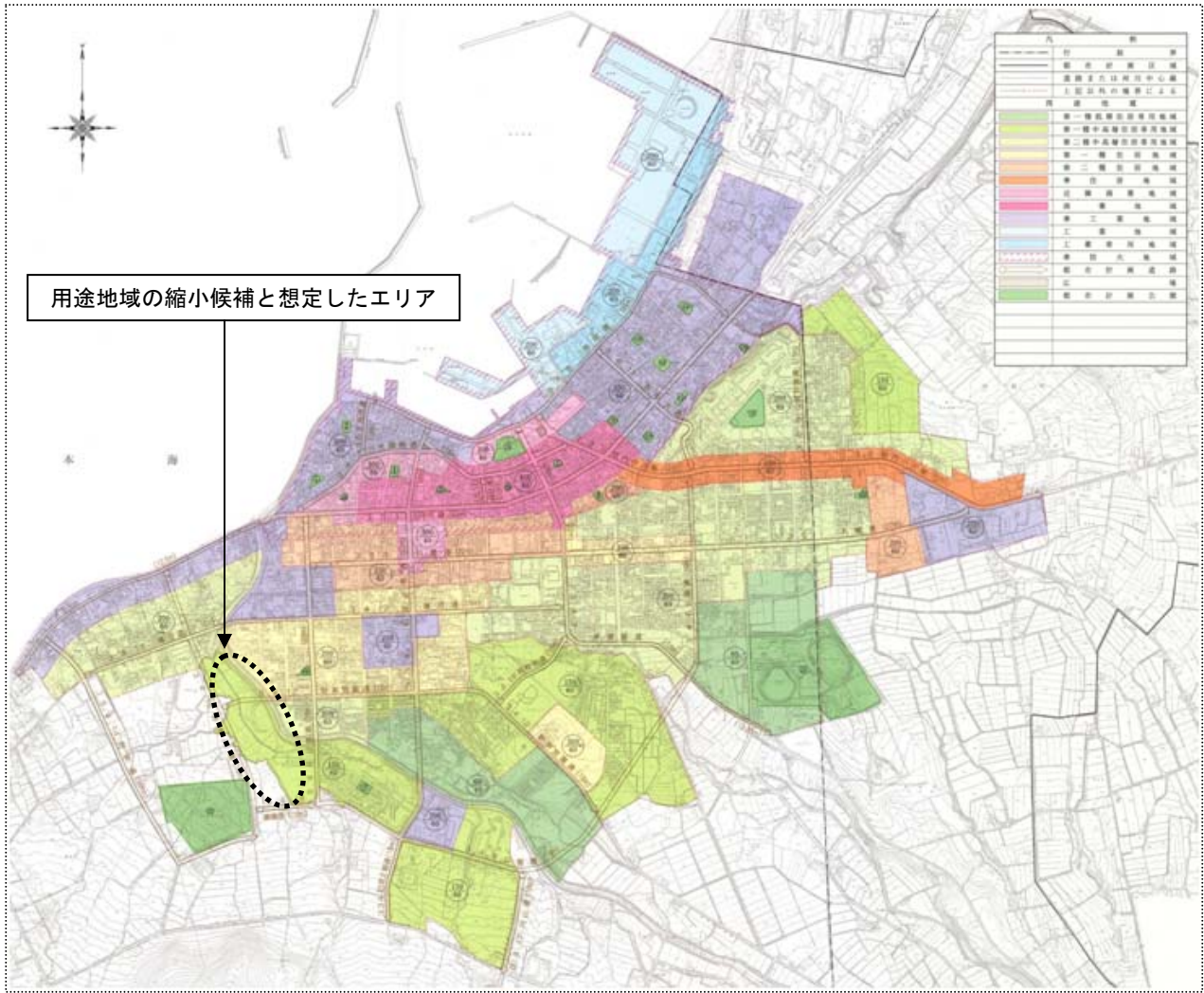
###### ○自然共生型：

豊かな自然環境や営農環境を保全するため店舗等を規制

###### ③用途地域の内部で、農地や未利用地となっているエリア

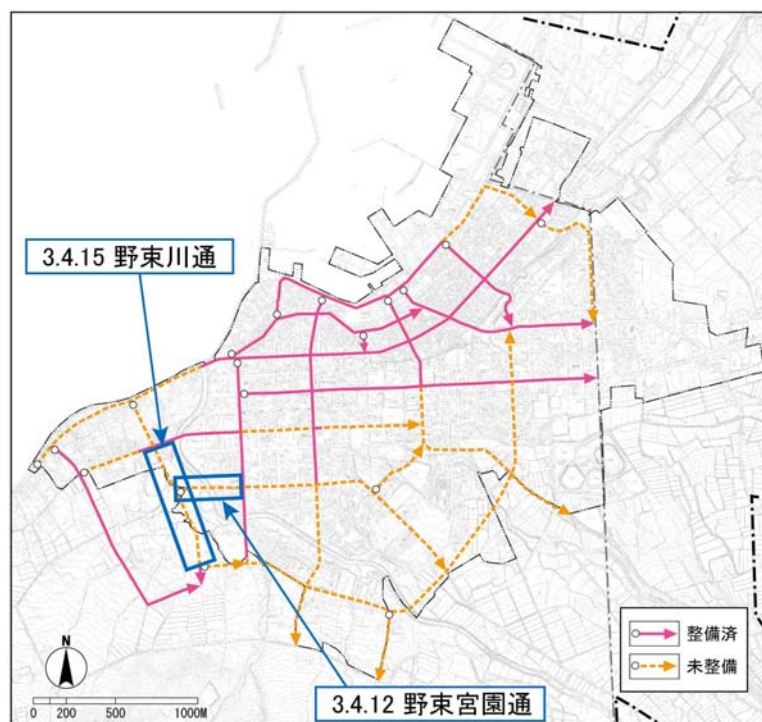
用途地域内でも特に面的に未利用地が広がっている以下の地区について、用途地域の縮小候補と想定し、土地利用に関する地権者アンケートを実施した。

その結果として、地権者から都市的土地利用の意向もみられたことから、現段階においては用途地域の縮小の方向性を明確化せず、今後の動向を見ながらその対応を検討していくことが必要と考える。



(2) 都市計画道路について

岩内町の街路の整備状況は、以下に示す様な状況であり、長期にわたって着手されていない路線もみられる。



このうち、「3.4.12 野東宮園通」、「3.4.15 野東川通」の図に示す区間においては、用途地域が当初決定時（昭和 49 年度）から指定されていたにもかかわらず、現在に至っても面的に広く都市的土地利用が図られていない状況にある。

しかし、街路の見直しはベースとなる土地利用（用途地域）の変更によってその理由の整理がなされるものであり、「(1) 用途地域・特定用途制限地域について」の③でも述べたとおり、現段階で用途地域を縮小する方向性を示さないため、短期的ではなく中長期的視点において土地利用のあり方とあわせて、その見直しについて継続的に検討を行っていく。

### (3) 準防火地域について

#### ①岩内町の準防火地域指定の経緯

岩内町では、昭和 29 年に発生した「洞爺丸台風」に起因する大火で、当時の市街地の約 8 割が焼失した経験を有している。

このようなことから、岩内町においては、準防火地域が、他の町よりも広く指定がなされている。（商業系用途地域の合計面積：約 44ha、準防火地域面積：約 172ha）

#### ②準防火地域内における防火性能に関わる概略検討

準防火地域は、大火というまちの大きな歴史的出来事を背景として指定がなされているため、その扱いについては慎重な対応が必要と考えられるが、大火から 60 年経過した現在、エリア内の建築物を取り巻く環境が当時とは変化していることを踏まえ、当該地域の妥当性を検討してくための第一ステップとして、都市の防火性能の概略を把握するための検討を行った。

近年、他都市の準防火地域見直しにおいては、その客観的根拠として、北方建築総合研究所（北総研）により、都市防火性能を評価するための手法－「C V F（Covering Volume Fraction）」を活用した防火性能の検証が行われていることから、ここでは、旭川市の例を参考とし、都市計画基礎調査の建物データをベースとしてGISにより建物構造別の延焼領域を発生させ、これにもとづいて検討を行った。その結果は次の通りである。

○ケース 1：延焼の可能性のあるエリアを、旭川市の場合と同じ 5,000 m<sup>2</sup>とした場合

⇒ 準防火地域の一部に、5,000 m<sup>2</sup>以上の延焼の可能性のないエリアがみられる

○ケース 2：延焼の可能性のあるエリアを、岩内町の気候条件（強風）を考慮して、旭川市の場合の半分（安全側）の 2,500 m<sup>2</sup>とした場合

⇒ ケース 1 に比べて、延焼の可能性のあるエリアが、ほぼ準防火地域全体に発生がみられる

#### ③アンケート調査にみる町民の関心（※町内会・自治会アンケート結果）

「火災の危険を防ぐ区域についての設問」に対しては、「歴史的背景は重要視すべきであり、指定区域は現在のままでよい」（15.6%）と、「異常気象や地震も多いため、安全を優先に考えるべき」（54.9%）とをあわせて、安全第一という考え方が約 7 割を占め、「建物の防火性能は向上しているはずなので、区域を縮小すべき」（17.2%）を大きく上回っている。

#### ④建築士会のヒアリング

準防火地域に関するヒアリング票を配布した 29 人のうち、回答者は 2 人とあまり関心が高いとはいえない結果となっているが、回答を頂いた 2 人の意見としては、準防火地域の縮小を検討すべきというものである。

また、ヒアリングからは金銭面の指摘があるが、準防火に要する金額は、一件の住宅工事費に対して 1~2%程度と考えられるため、準防火による金額アップのみで建築行為が抑制されるとは考えにくい状況にある。

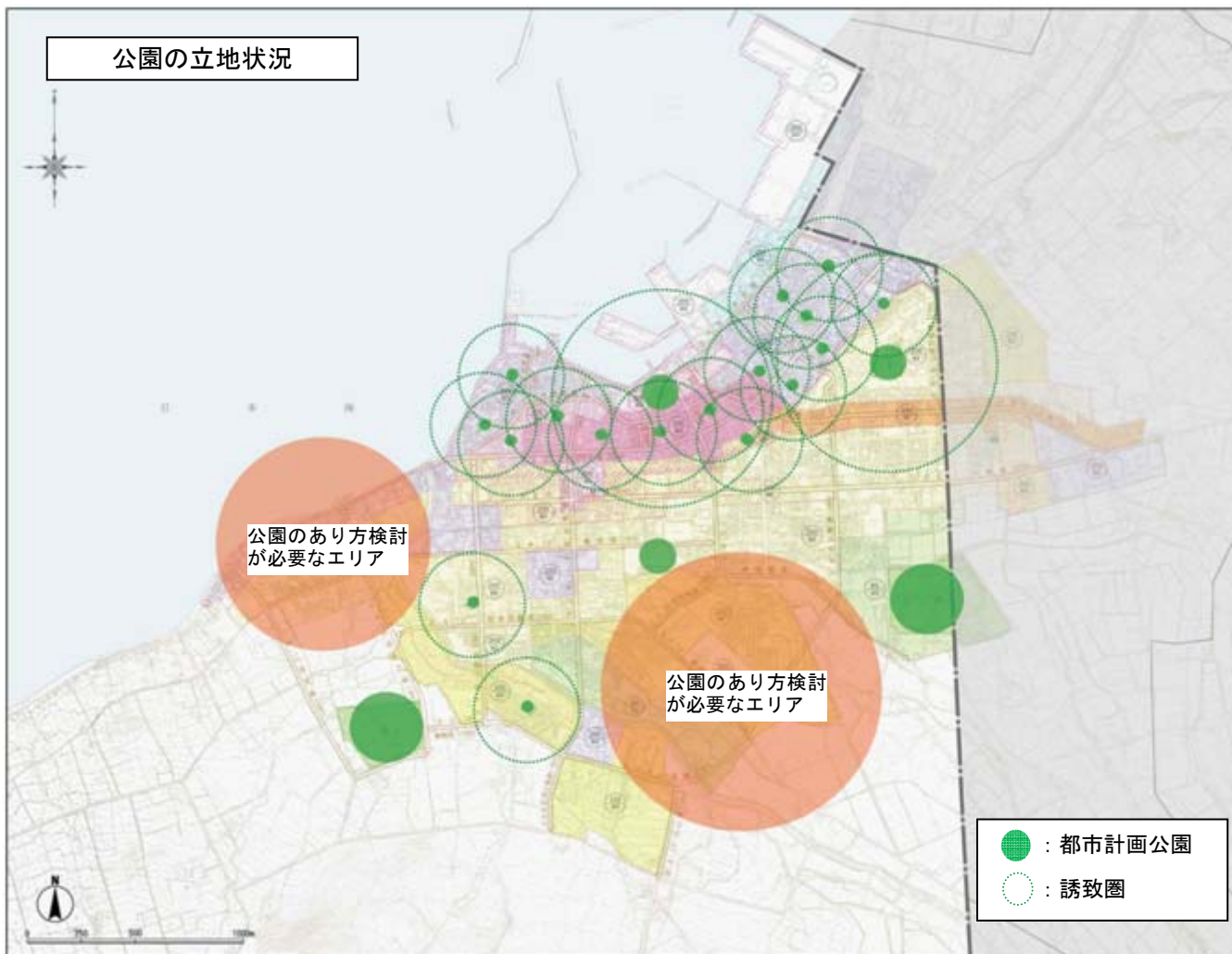
#### ⑤現時点で考えられる当面の方向性

前述の①~④までを総合的に踏まえると、現時点では準防火地域の現状維持が望ましいと考える。

### (4) 公園について

岩内町では、海側の地区においては、大火後の土地区画整理事業により高い密度で都市計画公園整備が行われている一方で、山側の地区においては、町営住宅等整備と一体的にその敷地内に児童遊園整備が行われてきた経緯があるため、都市計画公園そのものは少ない状況にある。

今後 10~15 年をめどに、山側の老朽町営住宅等の用途廃止・再編を行うことが計画されており、これに伴い団地内に一体で整備された児童遊園も廃止されると考えられることから、山側の地区においては、新たな都市計画公園整備の必要性や可能性について検討していく必要がある。



## (5) 都市施設について

一般廃棄物処理施設については、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る必要がある。

また、中間処理施設については、今後都市計画決定を行う必要がある。

## 2. まちづくりの課題

### (1) 自然や歴史的遺産の保全と活用

岩内町は海から発展した町であり、今後とも恵まれた海洋資源等を活用した産業の活性化や海水浴場の整備及び特色ある海をテーマとしたまちづくりの推進を図る必要がある。

また、近年はより一層環境にやさしいまちづくりが求められていることから、まちの緑化の推進などに配慮していくことが必要である。

ニセコ山系の一部を形成する岩内岳山麓における無秩序な開発を防ぐとともに、温泉の枯渇を引き起こさないような対策の検討及び利用しやすい温泉整備等を推進する必要がある。

野束川やポンイワナイ川等、自然に恵まれた良好な河川景観の保全を図るとともに、川とのふれあいや観察及び散策等を楽しめるような河川空間の整備が望まれる。

岩内町は古くから発展した都市であるが、大火のため現在の中心市街地の大半が焼失し、見るべき歴史的遺産として残されたものは数少ない。したがって、中心市街地の南部高台に位置し、焼失を逃れた寺社等の歴史的遺産は貴重なものであることから、これらの保全を図るとともに、帰厚院の大仏に代表されるような公開・見学が可能なものについては積極的な活用を図る必要がある。

また、木田金次郎美術館に代表される岩内町の文化的遺産・資源については、ミュージアムロードなど広域的連携の中で積極的なPRを図るとともに、郷土館の利便性も図りながら、他の史跡、祭り、郷土芸能等も含めて町民活動の中で積極的に保存・活用を図る必要がある。

含翠園については、岩内町の歴史や自然を継承するシンボルといえることから、保全・活用に向けた取り組みを行っていく必要がある。

中心市街地の軸となる229号線や駅前通の景観整備を促進するとともに、歴史的遺産の集積する岩ヶ嶺通り沿道地区（歴史ゾーン）の景観保全と活用を図る必要がある。

また、主要な公園・緑地を連絡する道路や広域を連絡する道路については、魅力ある沿道景観づくりの視点からも、植樹・植栽など緑の創出等を行っていく必要がある。

岩内神社や含翠園及び岩内高校周辺等の市街地内の緑豊かなオープンスペースを形成している地区については、歴史ゾーンや八幡通沿線の公共施設が集積するゾーン（行政・業務ゾーン）と一体化した良好な緑化空間として保全、活用を図る必要がある。

### (2) 便利で安心して暮らせる生活環境の整備

今後はさらなる少子高齢化が進行することが予想されていることから、これからのまちづくりにおいては、高齢者や次世代を担う子どもたちも含め、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要になる。

近年、全国的に大規模な災害が発生していることから、岩内町においても災害に強いまちづくりを進めていくことが必要になる。

岩内町の街区公園は合計17ヵ所整備されており、このうち中心市街地には、大火後の土地区画整理事業によって15ヵ所の街区公園が整備されているが、いずれも規模が小さく、遊具の老朽化や敷地の荒廃がみられることから、各公園の位置づけや利用方法を明らかにした上で、再整備を図る必要がある。

岩内町にはこれら街区公園のほかに近隣公園が2ヵ所整備されているが、いずれも規模が小さいため、様々な活動が可能な広い公園（地区公園）の整備、検討を図る必要がある。また、運動公園については、駐車場の拡充整備や敷地内の未利用地や利用頻度の低い施設の活用が求められている。

なお、総合公園（いわないリゾートパーク）として整備したオートキャンプ場マリレビューは町民や利用者の評判が高く、地元産業への波及効果も期待できることから、今後も適正な管理運営が望まれる。

また、これらの主な公園やオープンスペース及び寺社、公共施設等を連絡する歩行者ネットワークの形成を図るとともに、野東川や小規模河川及び海岸・港湾等における快適な散策ルートの形成が望まれる。

郊外地域においては、町営住宅等と一体的に児童遊園・緑地の整備を行っていたことから、今後の町営住宅等の再編（建替・用途廃止）に伴い、公園・緑地の適正な配置が望まれる。

誰もが安心して暮らせるような医療・保健・福祉機能の充実を図るとともに、子供達が放課後等に自由に利用できるような児童館の整備が望まれる。

文化センターに図書室が整備済であるが、より多くの蔵書数や情報サービス機能の整った独立した図書館の整備が望まれる。

岩内地域の高等教育の中核をなす岩内高校については、多様性のあるカリキュラム編成や高度な教育機能の充実等、魅力ある高校づくりが望まれる。

役場庁舎の移転整備を契機として、生活利便性向上のため周辺施設と一体的にまちの核となる拠点づくりが望まれる。

旧中央小学校の体育館は、今後は「岩内町民体育館」として活用が期待されるが、町民の健康づくりに資するようなトレーニング機能等についても配慮する必要がある。

既存の温水プールは、冬期間閉鎖しているが、町民の健康増進に資するような運用改善に努めるなど積極的な活用を図る必要がある。

旧中央小学校校舎については、今後「岩内町地域交流センター」としての利活用の促進が望まれる。

### （3）適正な土地利用と交通対策

岩内町は、今後とも人口減少することが予想されることから、将来人口規模に見合ったコンパクトで効率的な土地利用や都市基盤整備を図る必要がある。

岩内共和道路の供用など、新たな広域交通ネットワークの整備などを契機として市街地の将来動向を見据えた上で、地区の特性に応じた適切な土地利用を図る必要がある。

近年、住宅等の立地がみられる円山通の延長上の道道野東清住線や整備が進められる停車場通の沿道地区、円山地区の別荘住宅地等については、今後、適正な土地利用を誘導していく必要がある。

野東川通と野東川に挟まれた地区等については、一部で都市基盤整備（都市計画道路や公共下水道）を行っているものの、未整備地区においてはその必要性も含めて、今後の土地利用方向を再検討する必要がある。

町営住宅等の建替整備等にあわせて、生活道路等の整備推進を図るとともに、町営住宅等跡地を活

用した計画的な住宅地整備の促進を図る必要がある。

近年、整備された良好な住宅地や町営住宅等の住環境保全を図るとともに、住工混在地区における工場等の移転にあわせた住宅地としての土地利用純化の促進を図る必要がある。

岩内小沢線（国道276号）の沿道地区における沿道サービス施設等の立地促進を図るとともに、商業ゾーンにおける商業・娯楽機能の集積促進を図る必要がある。

中心市街地の準工業地域については、今後の土地利用方向を見定めるとともに、防災上の問題点を考慮しつつ、準防火地域のあり方等を検討していく必要がある。

新港地区については工場の立地促進を図るとともに、旧フェリーターミナル用地については港湾整備計画との整合性を図りながら土地利用計画の見直し検討を図る必要がある。

円山地区の工場（木地リード）が立地している地区周辺については緑豊かな内陸型工業用地として位置づけ、優良企業の誘致を図る必要がある。

229号線や岩内小沢線（国道276号）及び停車場通については、市街地の骨格道路として整備促進を図るとともに、中心市街地の区間については商業ゾーンとしての魅力ある道路空間の形成やバリアフリー化の促進を図る必要がある。

229号線の延長整備にあわせた海岸通等の延長整備を推進するとともに、市街地内の循環ルートを形成する上で重要な役割を果たす公園通のネットワーク化推進を図る必要がある。

その他の都市計画道路については、将来の市街地形態に基づいた路線の見直しや市街化の進行状況等にあわせた整備の優先度合等を検討していくとともに、岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、市街地内を密接に連絡するバスルート等の設置について検討を行う必要がある。

#### （４）中心市街地の活性化

旧国鉄用地を活用した新たなにぎわい拠点の整備検討を行うとともに、港湾と一体化した特色ある都心空間の形成を図る必要がある。

新たなにぎわい拠点の整備にあわせて、バスターミナルや駐車場及びイベント広場等のあり方を再検討するとともに、道の駅やタラ丸市場及びさわやかトイレの位置づけについて再検討を行う必要がある。

空き店舗や空き地及び未利用施設等を活用した公共施設の導入や共同店舗化事業及び再開発事業等の検討を図るとともに、商店街における駐車場や休憩施設等の整備方向について検討を行う必要がある。

中心市街地における定住人口の増加・安定化を図る上で、空き地等を活用した民間賃貸住宅や分譲住宅の整備を促進するとともに、借上げ町営住宅等の公的な住宅の整備を検討する必要がある。

共同店舗化事業や再開発事業にあわせた共同住宅の整備や、質の高い併用住宅の整備を促進することによって、職住近接型の住環境づくりやコミュニティの再生をめざすとともに、特色ある街並みの形成を図る必要がある。

飲食店街における公園・広場の整備や駐車場の整備促進を図るとともに、店舗の改築、建替にあわせた特色ある街並み形成を促進する必要がある。

港湾地区や岩ヶ嶺通り沿いの歴史ゾーン及び八幡通沿いの行政ゾーン等と、中心市街地の連携強化を図るとともに、飲食店街を含め町民や来訪者が気軽に散策や買物・娯楽等を楽しめるような歩行者ネットワークの形成を図る必要がある。





まちづくりの課題

【岩内町の現況】

- ①位置・地勢・歴史文化等
  - ・ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定され、良好な自然環境や温泉など、地域資源が豊富である
  - ・周辺自治体（ニセコ地区）で海外資本が進出
  - ・美術館、史跡等の歴史文化施設が数多く存在
  - ・今後、北海道横断自動車道の延伸や岩内共和道路の整備、さらには北海道新幹線による広域アクセス向上が見込まれる
- ②人口・世帯数
  - ・人口は昭和 55 年をピークに減少、少子高齢化傾向が進展
  - ・世帯数も昭和 55 年をピークに減少傾向が継続
- ③産業
  - ・就業者数は第 1 次、2 次、3 次産業とも減少傾向
  - ・漁獲高は近年減少から横ばいに転じ、年間商業販売額は減少傾向
  - ・年間観光入込客数は横ばい傾向
- ④土地利用
  - ・比較的コンパクトな市街地が形成
  - ・市街地周縁部を中心に未利用地が存在
- ⑤都市施設
  - ・都市計画道路の一部に未整備路線が存在
  - ・街区公園等は海側に多く、山側に少ない
- ⑥住宅
  - ・全道と比較して、公営借家比率が高い
  - ・今後、町営住宅等は再編・集約化を図る予定

【町民意見等※】

- ①岩内の魅力・良さ
  - ・岩内の自然環境や地域資源を評価する意見が多い
  - ・岩内の海の幸、山の幸、歴史・文化を評価する意見が多い
- ②都市・建設関連
  - ・今後の人口減少を見据えたまちづくりが必要との意見が出されている
  - ・公園については、既存公園の利活用のほか、新たな公園の整備といった意見も出されている
  - ・道路については、既存道路の補修・管理の充実や一部拡幅などを望む意見が多い
  - ・市街地周縁部の用途地域外未利用地については、将来的に建築敷地として利用したいといった意見が出されている
- ③防災
  - ・津波の被害を考慮し、まちを高台に移す案などが挙げられた
  - ・公園については災害時に対応できる整備が、学校等については防災に配慮した配置を望む声が多い
  - ・準防火地域の指定区域については、歴史的背景から安全第一という意見が大半を占め、指定区域を縮小すべきという意見を大きく上回っている
- ④商業・観光・景観
  - ・岩内町は歴史文化資源・景観資源を活かして、観光立町をめざすべきとの意見が出されている
  - ・中心市街地については、総合的な対応策を望んでおり、町民の関心は高い
- ⑤公共交通
  - ・将来的な学校統廃合にあたり、スクールバスの運行やバスルートの再編が必要との意見が出されている
- ⑥協働
  - ・町民自身もまちづくりに対して真剣になるべきとの意見が出ている

【まちづくりの課題のまとめ】

- 自然の保全・活用
  - ・海、山、温泉、景色等、岩内らしい自然環境の保全とこれらを生かした特色ある観光の推進や環境負荷の軽減
  - ・歴史的遺産や美術館等の文化的遺産を生かしたまちづくりと体験・交流（学習）の場づくり
  - ・特色ある河川や道路空間、海水浴場の整備や自然・営農環境の保全
- 生活利便性の向上
  - ・少子高齢化の進行に配慮したまちづくりや、災害に強いまちづくり
  - ・子供が安心して遊べる広い公園と既存の街区公園・P L（小規模な遊び場）の再整備・活用
  - ・病院の充実や児童館、図書館の整備
  - ・高次な体育・トレーニング施設の整備と保健センター及び温水プールの健康増進施設としての活用
- 交通対策、土地利用
  - ・将来人口規模に見合ったまちづくり、新たな市街地動向を踏まえた土地利用の推進
  - ・中心街の再整備と連携した国道の整備方向の検討、及び神社通りの歩道や通学路の整備
  - ・岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合のとれたバスルートの整備や道路整備の優先度合の検討
  - ・準防火地域の将来的な見直し検討と老朽町営住宅等の解消及びまちなか居住（町営住宅等や民間賃貸住宅）の推進
- 中心市街地の活性化
  - ・まちなかのぎわいづくり（公共施設や併用住宅の整備）と休憩スペースの整備及び駐車場の整備方向検討
  - ・商店街が自ら行う商店街の再整備や再開発事業等の検討
  - ・道の駅やタラ丸市場及びさわやかトイレの位置づけの明確化と再配置・再整備の検討

【見直し課題・個別都市計画課題】

- ＜都市計画マスタープランの見直し課題＞
- ①人口減少に対応した都市空間形成が必要
  - ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成が必要
  - ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成が必要
  - ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成が必要
  - ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成が必要
- ＜個別都市計画課題＞
- ①用途地域・特定用途制限地域について
    - ・白地地域については、自然環境の保全や人口減少下においても効率的なまちづくりを行っていくことを目指し、特定用途制限地域の指定による土地利用コントロールを検討する。
    - ・市街地周縁部の用途地域については、今後の土地利用動向を見ながらその対応を検討することとし、当面現状維持とする。
  - ②都市計画道路について
    - ・長期未着手路線については、ベースとなる土地利用（用途地域）の動向を見ながらその対応を検討することとし、当面既定計画通りとする。
  - ③準防火地域について
    - ・都市防火性能を評価するための手法「C V F（Covering Volume Fraction）」を活用した防火性能の概略検討結果や安全第一という住民意向等を総合的に勘案し、当面現状維持とする。
  - ④公園について
    - ・山側の老朽町営住宅の用途廃止・再編に伴い、山側の地区の公園整備のあり方を検討する。
  - ⑤都市施設について
    - ・一般廃棄物処理施設については、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る必要がある。

※町内会・自治会アンケート、地権者アンケート、建築士会ヒアリング、住民懇談会の意見より



## IV. 全体構想

### 1. まちづくりの将来像

岩内町は、漁業を基幹産業としながら水産加工業や周辺町村の商業・業務等の中心都市として、またニセコ、積丹、羊蹄山麓の広域観光拠点として発展してきた町である。

また、日本海の優れた海洋資源を有するほか、岩内岳山麓の豊かな森林や温泉及び美しい景観に恵まれた町である。

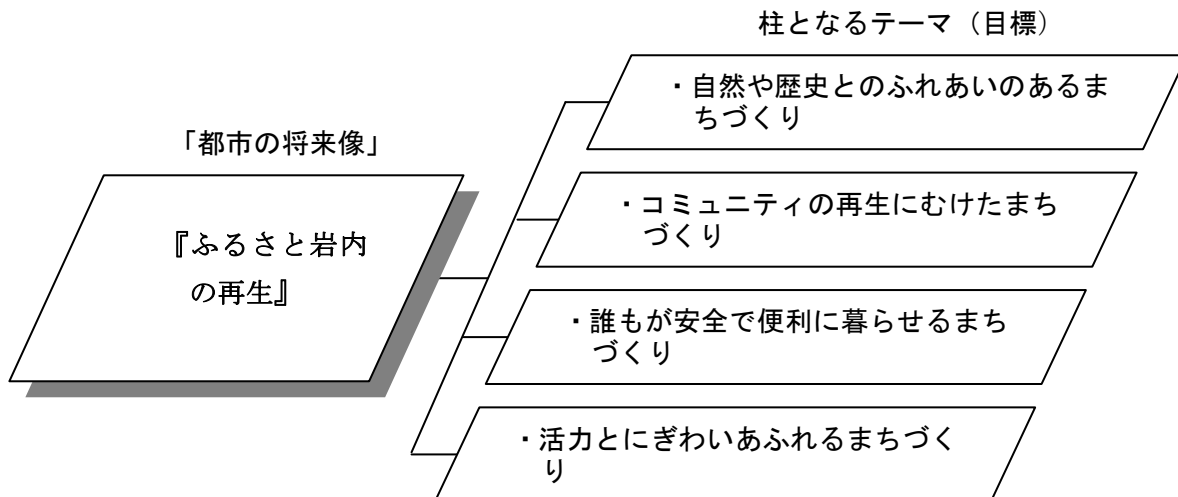
近年、岩内新港の整備やフェリー就航に伴う新規企業の立地等、新たな取り組みを行ってきたところであるが、水産資源の減少や輸入による価格低下、後継者不足による不透明な将来展望、郊外店舗の立地等による商業活動の低迷等に加え、少子高齢化や景気の低迷が続く中で、産業活動の停滞や人口減少及び地域活力の低下がみられる。このため、これからの岩内町において求められるのは、地域産業や地域が有する資源を今一度見直していくとともに、住民と行政が協力しながら共に暮らしやすいまちづくりを行っていくことが考えられる。

このような状況の中で、新たな岩内町総合計画では、「協働によるまちづくり」とともに、「少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり」、「地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくり」、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」を進めるものとしている。

したがって、岩内町都市計画マスタープランでは、これら豊かな海、山、川の特徴ある自然環境や歴史的・文化的遺産という地域資源の再認識のもとこれらを最大限に活用し、地域産業の再生を図るとともに、協働のまちづくりの視点を持ちながら、誰もが生き生きと健康で安心して暮らせるような地域社会の再生をめざす上で「ふるさと岩内の再生」を都市の将来像とし、まちづくりを進めるものとする。

### 2. まちづくりのテーマ（目標）

「ふるさと岩内の再生」をめざす都市づくりを進める上で、柱となるテーマ（目標）を「自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり」、「コミュニティの再生にむけたまちづくり」、「誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり」及び「活力とにぎわいあふれるまちづくり」として施策の展開を図る。



### ①自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり

岩内町の海、山、川の特徴ある自然環境の保全を図るとともに、これらを生かした魅力ある都市空間の形成や観光・レクリエーション活動の活性化を図る。

また、歴史的遺産や文化的遺産の保全を図るとともに、これらを生かした特色ある都市空間の形成や交流、学習活動の活性化を図る。

### ②コミュニティの再生にむけたまちづくり

少子高齢化にむけて誰もが安心して暮らせる福祉等、生活関連施設の整備や身近な生活道路及び公園、下水道等の整備促進を図る。

老朽化した町営住宅等の再編（建替・用途廃止）にあわせた良好な居住環境の形成を図るとともに、多様な住宅ニーズに対応した魅力ある住機能の形成を図る。

### ③誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり

広域交通網や港湾機能の充実を図り、他都市との連携を深めるとともに、役場庁舎を核として、高次な医療、福祉、文化、スポーツ等の活動を支える都市機能の充実に努める。

計画的な土地利用の推進や市街地内の幹線道路網の整備・充実を図るとともに、安全な歩行者ネットワークの整備やバスルートの再編を含む公共交通の利便性の確保を図る。

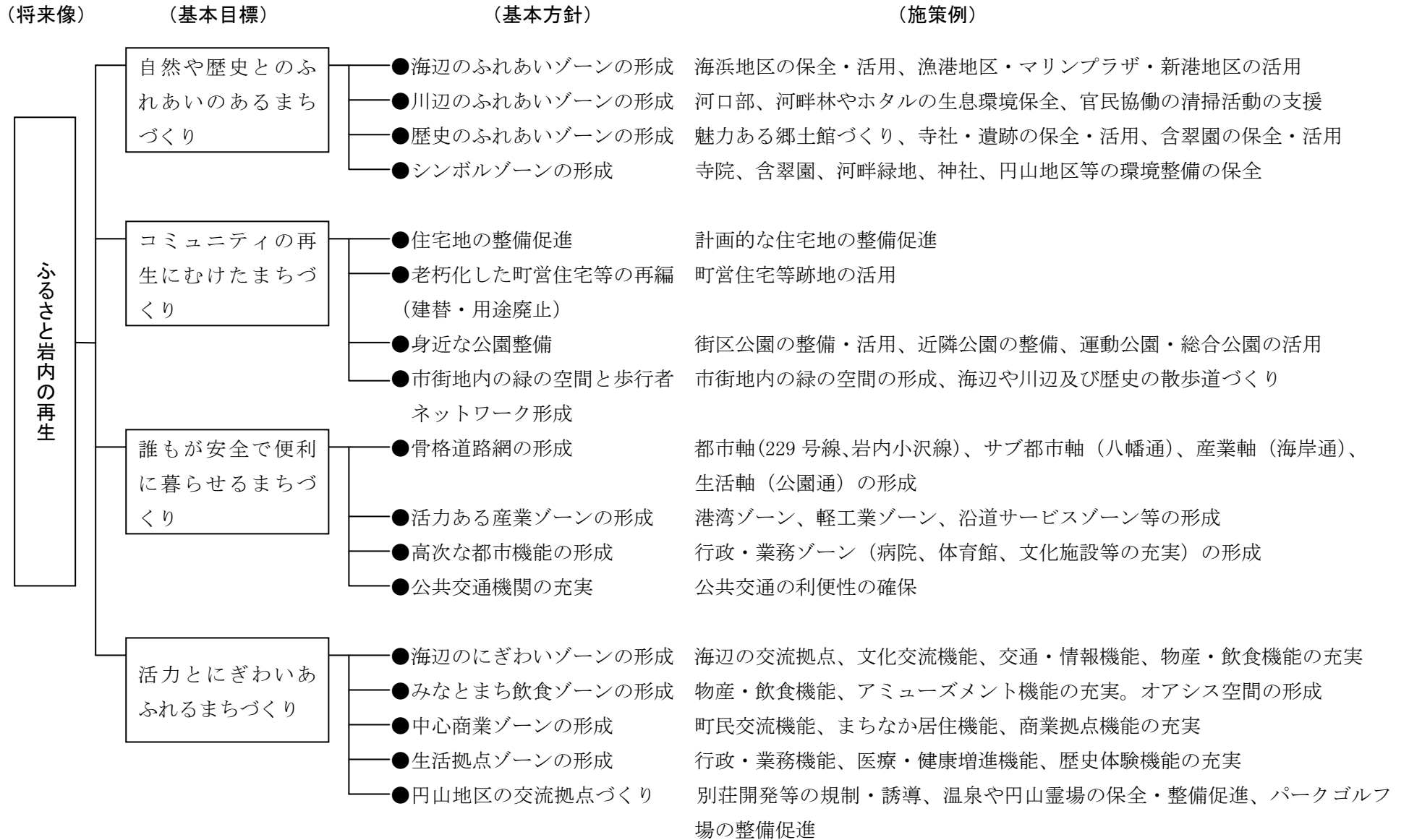
水害、がけ崩れ、その他の災害発生の可能性のある地区については市街化を抑制するなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、緑化の促進や保全に努め災害の防止を図る。

### ④活力とにぎわいあふれるまちづくり

マリパーク周辺の高次な文化、交流、物産機能の充実、再編を図ることによって特色あるにぎわいの核づくりや魅力あるみなとまち空間の創出をめざす。

商店街の再整備にあわせたまちなか居住の推進や公共施設の導入を図ることによって、にぎわいと活力ある中心市街地の形成をめざす。

岩内町都市計画マスタープランの骨子



### 3. 将来都市構造

「ふるさと岩内の再生」を図る上で必要となる都市の骨格づくりを以下のとおりとする。

#### (1) 自然や歴史とのふれあいゾーンづくり

岩内町の良好な海浜地や河川及び森林等の自然環境を生かした「海辺のふれあいゾーン」や「川辺のふれあいゾーン」の形成を図るとともに歴史的な資源を活用した特色ある「歴史のふれあいゾーン」の形成を図る。また、特に岩内町特有の都市空間や歴史的空間及び自然空間の集積するゾーンを「シンボルゾーン」として位置づけ、これら良好な空間の整備・保全により、町民が安心・安全に過ごせる都市空間の形成を図る。

「海辺のふれあいゾーン」については岩内町の特色ある海浜地区や海水浴場及び漁港等のみなとまち空間の保全や整備を図るとともに、マリンプラザや文化センター及び木田金次郎美術館の集積するマリンプラザにおける、まちの顔となる都市空間の保全・整備を図る。また、良好な港湾空間を有する旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地については、有効な活用と保全を図るとともに、「海辺の散歩道」等を整備することによって、これらの連携強化と海辺の快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

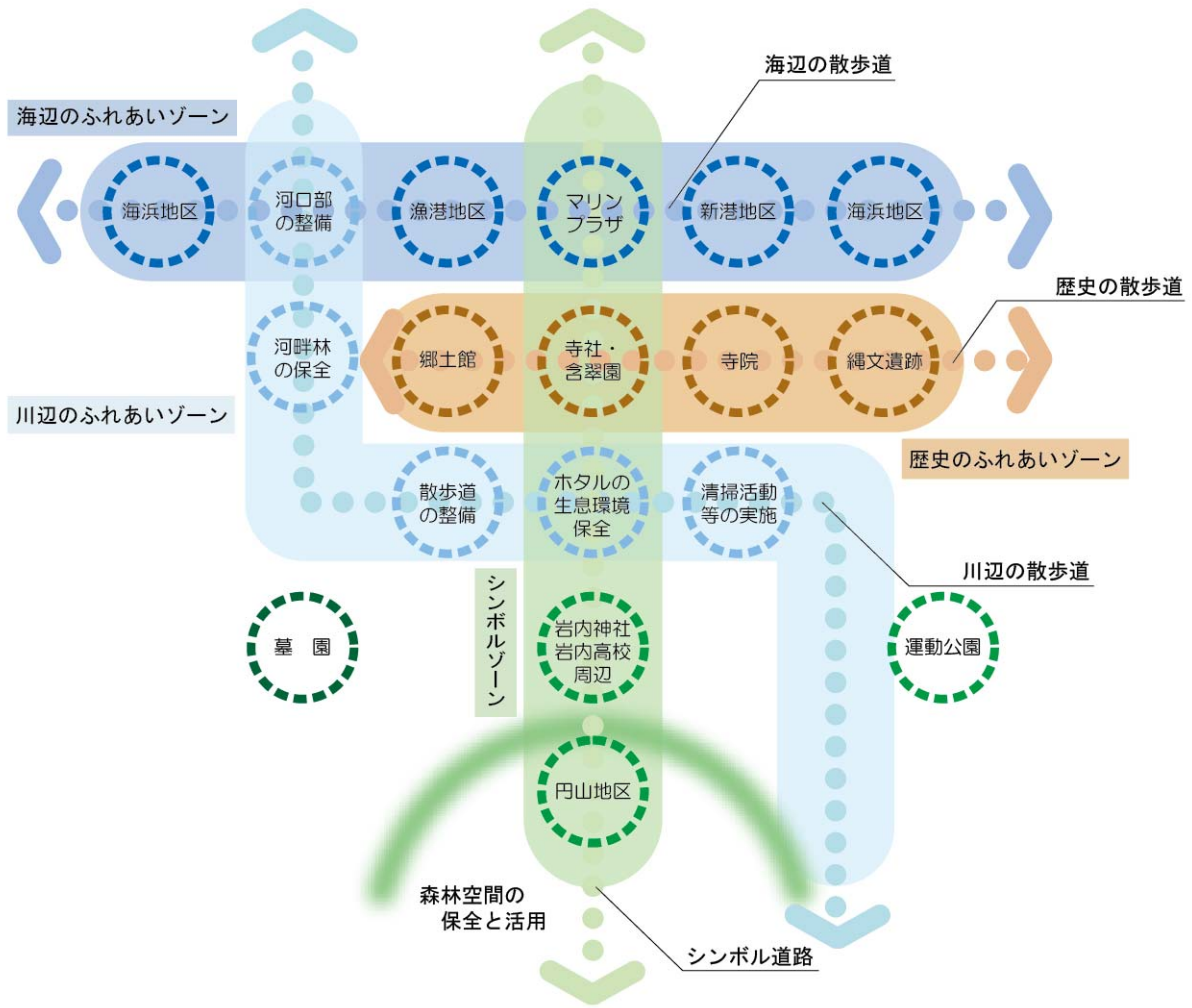
「川辺のふれあいゾーン」については、緑豊かな河畔林や清流を有する野東川やホテル等の生息する市街地内の小河川の保全・整備を図るとともに、官民が連携した清掃活動等の推進を図ることによりきれいな川づくりをめざす。また、「川辺の散歩道」等を整備することにより、各公園・緑地等の連携を強化するとともに、市街地内における快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

中心市街地に隣接する寺社や各種遺跡及び庭園等の集積するゾーンを「歴史のふれあいゾーン」として位置づけ、これらの保全や活用を図るとともに、これらを連絡する「歴史の散歩道」や特色ある道路空間及び沿道景観の整備を促進する。

マリンプラザから寺院の集積ゾーンや岩内神社、岩内高校周辺を経て、円山地区に至るゾーンを市街地の「シンボルゾーン」として位置づけ、魅力ある都市空間の保全・整備を図るとともに、円山地区に連絡する「シンボル道路」を整備することによって快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

円山地区を含む用途地域外の白地地域については、できる限り面的な開発を抑制し、既存の良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図るとともに、これら周辺の自然環境等に配慮した施設整備に努める。

【自然や歴史とのふれあいゾーンづくり】



## (2) コンパクトな市街地形成と活動軸の整備

今後の岩内町の都市づくりにおいては、将来にわたる人口減少を見据えた、まちの効率的かつ効果的な土地利用を図るとともに、岩内町の財産といえる豊かな自然や景観資源等の保全を目指すことを基本とした適切な土地利用を推進する。

このため、将来的な市街地については、人口動向や土地利用需要を的確に見極め、新たな拡大は原則抑制し、また既存市街地内未利用地については、土地の活用や転換について再検討を行うとともに、災害に強いまちづくりにも配慮しながら、コンパクトかつ効率的な市街地形成を進めていくこととする。

市街地内においては、それぞれの地区特性や建物用途などを踏まえ、かつ、役場庁舎の移転建替や新たな広域道路整備などによる土地利用上への波及効果も勘案し、計画的かつ調和のとれた市街地形成を進めていくこととする。

また、既存の小学校区をベースとして「地域コミュニティの再生」を図るとともに、町営住宅等や生活サービス機能及び公園等の適正な配置を図る。

市街地の骨格をなす「都市軸」や「サブ都市軸」及び「産業軸」の整備促進を図るとともに、各小学校区を密接に連絡する「生活軸」の整備推進を図る。

市街地内に広く位置している既存の主要な公園・緑地やオープンスペースの相互の連携を視野に入れ市街地内における緑の空間形成を図る。また、公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、主要道路（都市計画道路）の緑化の推進を位置付けることにより、公園・緑地を連絡する安心して歩ける緑化ネットワークの形成を図る。

また、郊外地域においては、町営住宅等と一体的に児童遊園・緑地の整備を行っていたことから、今後の町営住宅等の再編（建替・用途廃止）に伴い、緑豊かな市街地形成のため公園や緑地のあり方を検討していくこととする。

既存市街地の土地利用構想としては、海岸通以北を「港湾ゾーン」として位置づけ、漁港、流通・業務、物流、工業機能の集積を図るほか、港湾ゾーンに隣接する大浜地区等は、水産加工場等の「軽工業ゾーン」として位置づける。また、229号線と岩内小沢線（国道276号）を軸とする地区は「商業・業務ゾーン」・「沿道サービスゾーン」として位置づけ、魅力ある商業、業務、飲食、娯楽機能や沿道サービス機能の集積を図る。なお、八幡通を軸とする地区は「行政・業務ゾーン」として位置づけ、役場庁舎の移転整備を契機とした高次な行政、業務機能の集積を図るほか、既存の野東地区の老人福祉施設（岩内ふれ愛の郷等）周辺を「福祉拠点」として位置づける。

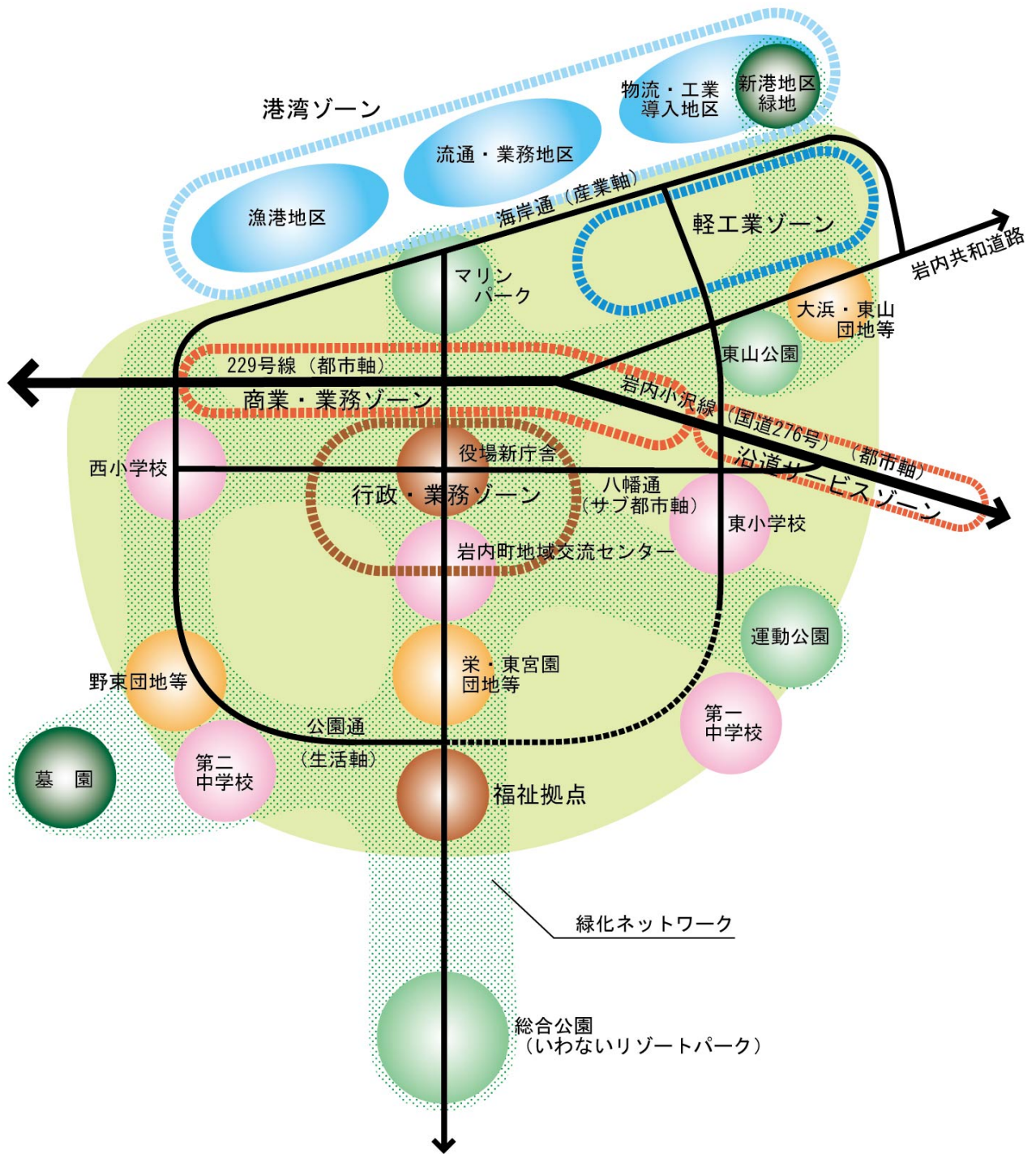
住宅地は、基本的には229号線の沿道を除く南側地区とし、既存の小学校区をベースに構成するものとするが、東側については共和町の市街地との一体的な住区構成を図るものとする。小学校や幼稚園、公園、保育所、コミュニティ施設等はバランスよく配置するとともに、町営住宅等の再編（建替・用途廃止）もしくは維持保全を図る。

229号線と岩内小沢線（国道276号）を市街地の主軸となる「都市軸」として位置づけ整備促進を図るほか、これを補完する八幡通を「サブ都市軸」として位置づけ整備推進を図る。また、海岸通は港湾地区や工業ゾーンを連絡する「産業軸」として位置づけ整備推進を図るほか、「公園通」は各小学校区を連絡する「生活軸」として位置づけ、ネットワークの形成を推進する。

なお、都市計画道路については、将来的な人口減少をイメージしたコンパクトなまちづくりとの整合のもとその役割を再度見直し、路線変更等も含めて将来的なネットワークのあり方を検討していくこととする。



【コンパクトな市街地形成と活動軸の整備】



### (3) にぎわいの核と交流拠点づくり

中心市街地に隣接した特色ある「海辺の交流拠点」の形成を図るほか、マリンプラザにおける既存施設の活用や新たな交流機能の導入により「海辺のにぎわいゾーン」の再生をめざす。また、円山地区については既存施設の活用と自然環境の保全を図ることによって広域の交流拠点としての再生をめざす。

中心商業ゾーンに併行して発展する特色ある「みなとまち飲食ゾーン」の再生をめざすとともに、229号線や岩内小沢線（国道276号）を軸とする活力ある「中心商業ゾーン」の再生をめざす。役場庁舎の移転整備を契機として、八幡通沿線における高次な行政・業務、医療、健康機能の集積と歴史体験機能の導入を図ることによって、中心商業ゾーンと一体化した「生活拠点」の再生をめざす。

下水道整備による良好な海洋の衛生環境の回復にあわせて、既存施設の活用やみなとまち広場の整備を図ることによって魅力ある「海辺の交流拠点」の形成を図るほか、マリンプラザにおける道の駅やタラ丸市場等の再編・活用や新たな交流施設の導入等により、中心商業ゾーンと一体化した活力ある「海辺のにぎわいゾーン」の形成をめざす。

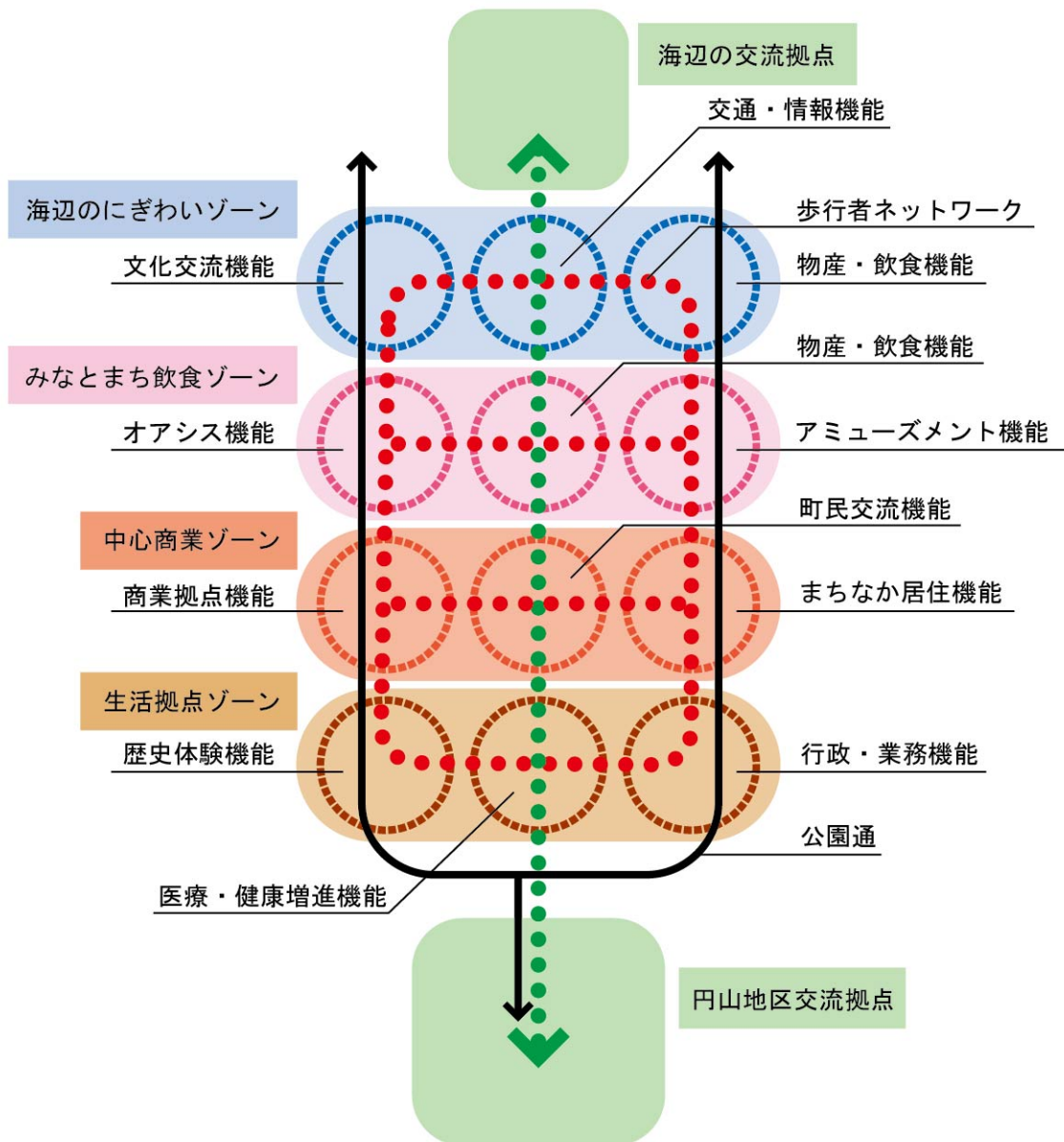
みなとまちとしての飲食機能の集積を生かし、アミューズメント機能や飲食機能及び物産・物販機能の集積を図るとともに、既存の街区公園等を活用したオアシス空間の創出を図ることによって、魅力ある「みなとまち飲食ゾーン」の再生をめざす。

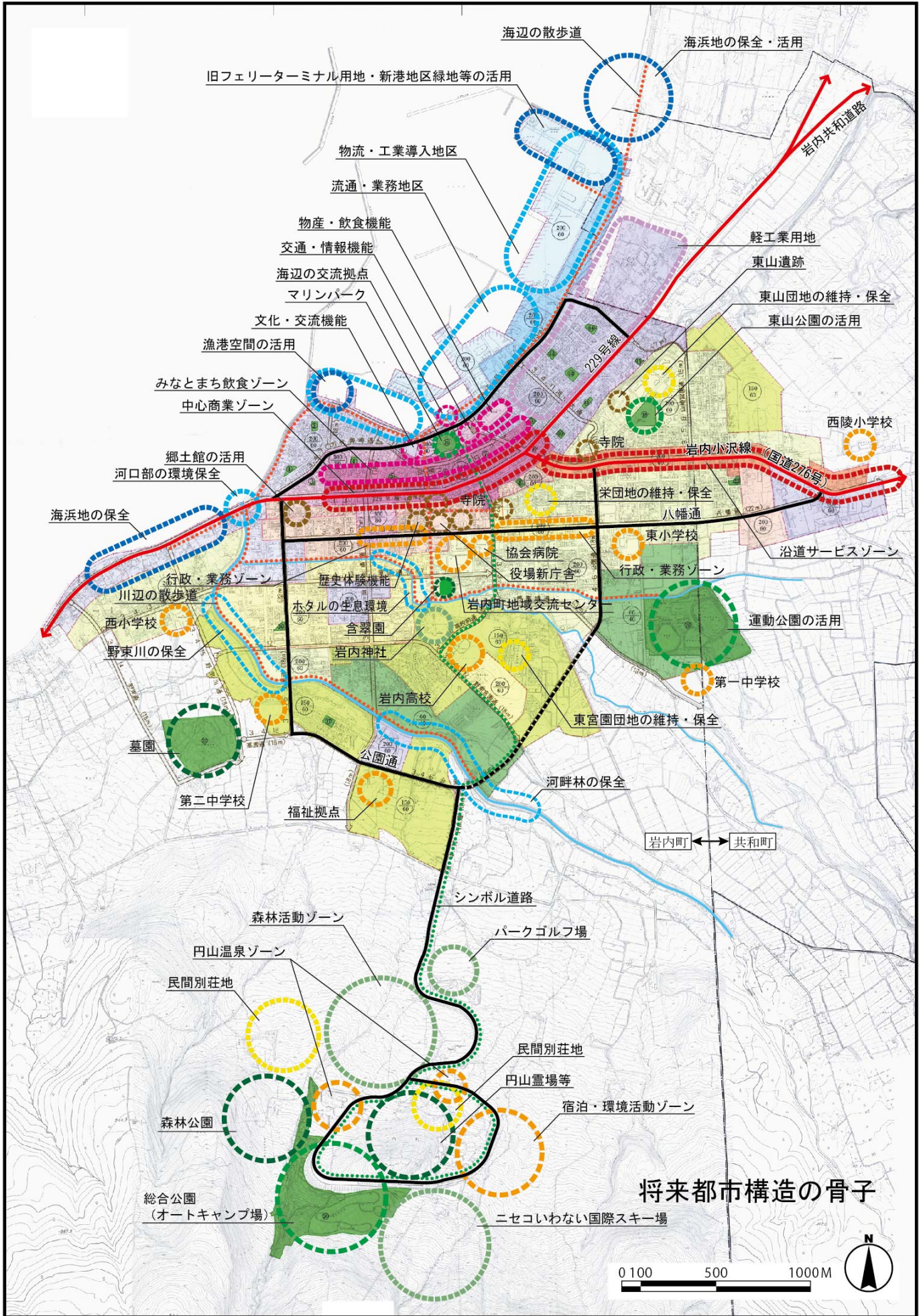
民間賃貸住宅の導入等によるまちなか居住機能の増進や公共施設の導入による町民交流機能の創出及び再開発事業等による商業拠点機能の形成を図ることによって、活力ある「中心商業ゾーン」の再生をめざす。

岩内町民体育館や岩内町民プールの有効利用を図るとともに、役場庁舎の移転整備を契機とした高次な行政・業務機能の集積や新たな歴史体験機能の導入等により、町民が活発に交流する「生活拠点ゾーン」の形成をめざす。

円山地区については、既存施設の有効利用や温泉施設の再整備を図ることによって町民のレクリエーションの場としての利用促進を図るとともに、自然環境や温泉資源及び景観へ十分に配慮しながら、新たな交流機能の導入を図ることによって「広域の交流拠点」としての魅力向上を図る。

【にぎわいの核と交流拠点づくり】





## 4. 土地利用方針

### (1) 基本的な考え方

良好な海浜地や河川及び森林等の自然環境の保全を図るとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場の形成に努める。

既存市街地周辺の優良な農地や、保安林及び民有林の保全を図るとともに、長期を見据えたコンパクトなまちづくりの実現に向けて、用途地域外の白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

既存市街地内における空き地や、港湾地区の積極的な活用を図るとともに、河畔や海辺及び歴史的・文化的遺産等の特色ある都市空間の保全に努める。

既存市街地においては、今後における市街地の状況変化に柔軟に対応するための用途地域の変更等を含め、生産・生活活動にあわせたバランスのとれた住宅地や商業地及び工業地等の形成に努める。また、町全体の都市構造を見渡しながらか、生活を支えるコンパクトなまちづくりに向けた適正な規制誘導の手法について検討するとともに、地域の景観上、阻害要因となっている倒壊の恐れのある空き家についても対応を検討する。

また、北海道の「次世代北方型居住空間モデル構想」等を参考にしながら、持続可能な都市空間形成についても検討する。

### (2) 土地利用方針

#### ①市街地周辺の土地利用

都市的土地利用の範囲は、原則として既存の用途地域をベースとした下水道全体計画区域とその周辺とし、市街地周辺の農用区域や森林地域の保全を図るとともに、近年、市街地南部の道道野東清住線等の沿線にみられる住宅等の立地については、可能な限り計画的な土地利用の整備・誘導を図る。

また、市街地周縁部の用途地域にあつて、長期にわたり都市的土地利用が図られていない地区については、今後の開発動向を踏まえながら適正な規制誘導について検討する。

#### ②誰もが安心して住み続けることのできる魅力ある住宅地の形成

野東川以南及び以西の野東地区は、良好な自然環境を生かした、静かで落ち着きのある低層住宅地もしくは、中層住宅地として位置づけられることから、既存の良好な住環境の保全を図るとともに、町営住宅等跡地を活用した特色ある住宅地の形成に努める。

また、町営住宅等を中心とする野東団地や、周辺の計画的に整備された住宅地については、良好な住環境の維持保全に努める。

大規模な町営住宅等や、オープンスペースを有する宮園地区については、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着きのある低層住宅地として位置づけられることから、西宮園団地の跡地活用や住環境整備を推進するとともに、都市計画道路の整備等にあわせた、計画的な特色ある新規住宅地の形成に努める。また、大規模町営住宅等として建替整備された東宮園団地については、良好な住環境の維持保全に努める。

中心市街地に近く、大規模な町営住宅等の立地する東山地区及び栄地区については、交通条件に恵まれた、利便性の高い中層住宅地として位置づけられることから、これら大規模な町営住宅等と一体となった住宅地整備を促進する。

また、大規模町営住宅等として建替整備された東山団地や栄団地については良好な住環境の維持保

全に努める。

中心市街地に近く、一部、水産加工場等の混在や、町営住宅等の集積がみられる高台、清住、相生地区は、住環境に悪影響を及ぼす恐れが少ない、工場や作業所及び各種業務施設等の混在する利便性の高い住宅地として位置づけられることから、今後も町営住宅等跡地を活用した整備促進を図る。

中心市街地に近く、港湾地区の背後に位置する大浜地区については、水産加工場等の軽工業施設や、運輸・建設業等の港湾関連業務施設と、住宅が混在する職住近接型の住宅地として位置づけられることから、今後とも、港湾地区に隣接した利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図る。

なお、大浜団地跡地については、利便性の高い住宅地としての整備促進を図る。

漁港背後に位置し、一部住宅等への塩害がみられる大和・御崎地区は、中心市街地に近く、水産加工場もあることから、今後とも、職住近接型の利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図るとともに、十分な塩害対策等の検討を図る。

中心市街地の大半を占める万代地区は、中心市街地として生活利便施設等が集積しており、また、近年、少子高齢化の進行等に伴い、利便性の高いまちなかでの居住ニーズが高まっていることから、中心商業ゾーン等の整備にあわせて、民間活力等を活用した、まちなか居住の推進を図る。

また、町営住宅等の跡地においては、公園等の整備を含めて周辺住環境の向上に資する活用を行っていく。

### ③にぎわいと活力のある中心商業ゾーンの形成

229号線を軸とする商業地域については、既存の商業集積を生かした中心商業ゾーンとして位置づけ、より高次の商業・業務・サービス機能等の集積を図る。

中心商業ゾーンについては、人口・世帯の減少や空き店舗の増加等により、活力の低下がみられることから、誰もが安心して便利に暮らすことのできる、まちなか居住の促進を図るとともに、町民が交流し、にぎわいを創出できるような公共施設の導入や、集客力の高い核店舗等の導入をめざす。

これら中心商業ゾーンと、道の駅やタラ丸市場の密接な連携を図ることによって、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、商業ゾーンの形成に努めるとともに、飲食ゾーンや歴史ゾーンとの連携を強化し、回遊性や多様性のある商業ゾーンの形成に努める。

商店街が自ら行う、空き地を活用した駐車場の整備や、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくりもしくは国道の緑化空間を活用した花の植栽等を促進し、にぎわいのある商店街の再生をめざす。

これらの施策展開にあたっては、商店街のソフトな施策展開を主体とした検討や、再開発事業等のハードな事業展開を主体とした検討を行い、効率的かつ効果的な商業ゾーンの整備を図る必要がある。

なお、既存の道の駅やタラ丸市場については、場所がわかりづらい、トイレや駐車場が使いづらい、魅力ある物産施設が少ないなど、様々な改善点が指摘されていることから、住民や利用者及び、商店街が一体となって、これらのあり方について検討を行う。

また、既存の中心商業ゾーンの再生方向を明らかにした上で、今後、商業機能の集約的な立地を促進できるような土地利用の誘導規制方策等について検討を行う。

### ④特色ある飲食・娯楽ゾーンの形成

岩内町においては、みなとまちの特色として、漁港背後から発展した飲食店街が、中心商業ゾーンの中通り沿いに細長く形成されており、みなとまちとして独特の雰囲気醸し出しているが、近年、漁業等の主力産業の停滞等に伴い、空き店舗や老朽施設が増加しており、飲食店街としての魅力が低

下している。

したがって、今後は、中心商業ゾーンと連携した特色ある飲食・娯楽機能の導入促進を図るとともに、既存の街区公園や空き地及び、中通り等を活用した魅力あるオアシス空間の形成に努める。

#### ⑤利便性の高い沿道サービスゾーンの形成

229号線から分岐し、札幌・小樽方面へ向かう岩内小沢線（国道276号）沿線は、交通利便性を生かした各種沿道サービス施設の立地がみられ、共和町側ではホームセンターやスーパーマーケット等の各種ロードサイド店舗の立地がみられる。

以上のことから、岩内小沢線（国道276号）沿線の地区は今後とも、沿道サービスゾーンとして位置づけ、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れが少ない、多様な沿道サービス施設の立地促進を図るとともに、これら沿道サービスゾーンは中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努める。

#### ⑥職住の近接した軽工業ゾーンの形成

港湾背後の大浜地区については、住宅地に悪影響を及ぼす恐れが少ない水産加工場や運輸・倉庫施設及び、建設関連施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づけるほか、大和・御崎地区についても、漁港背後の水産加工施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づける。

清住地区や相生地区の一部にみられる水産加工場や、運輸施設を主体とする住工混在地区については、当面、軽工業ゾーンとして位置づけるものとするが、今後、可能な限りこれらの工場等を港湾地区へ移転・誘導し、住宅地としての利用促進を図る。

工場（日本アスパラガス）やし尿処理施設の立地する地区については、これらの施設利用に限定されていることから、周辺地域への環境対策に配慮するものとする。

円山地区方面の工場（木地リード）が立地する地区については、周辺の自然環境を生かした先端技術産業や、工芸品等の周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのない企業の誘致を図る内陸型工業地として位置づける。

#### ⑦高次な物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーンの形成

漁港や漁業関連施設の立地する漁港地区については、深層水を活用した漁業関連施設の整備や、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、マリンパークに隣接した地区においては中心商業ゾーンのオアシスとなるような親水空間等の整備検討を図る。

工場や港湾関連施設及び、物流施設の立地する流通・業務地区については、今後とも港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として位置づけ、効率的な土地利用をめざす。

新規誘致企業の立地する物流・工業導入地区については、今後とも、新規企業の立地促進を図るべき地区として位置づけるほか、旧フェリーターミナル用地については、今後の状況を踏まえながら、土地利用の方向を検討していくべき地区として位置づける。

公有水面の埋立事業が竣工した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾利用を図る。

#### ⑧その他の特色ある交流拠点の形成

寺社や歴史的遺産等の集積する岩ヶ嶺通りや、神社通りを軸とする地区を歴史ゾーンとして位置づ

け、寺社の環境整備や歴史的遺産の保全等を促進するほか、岩ヶ嶺通りを歴史の散歩道として、神社通りをシンボル道路として位置づけ、各々特色ある道路空間の整備や沿道景観の創出を図る。

八幡通を軸とする地区を、行政・業務ゾーンとして位置づけ、役場新庁舎をはじめとする各種行政・業務・生活関連施設等の集積を図るほか、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりをめざす。

このうち、岩内町民体育館敷地については、適正な用途地域への変更を行う。

老人福祉施設(岩内ふれ愛の郷等)の立地する地区は、周辺地域を含めた福祉拠点として位置づけ、多様な高齢者福祉・介護機能や高齢者向け居住機能の立地促進を図る。

#### ⑨自然と調和した環境形成

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、良好な環境形成と効率的な市街地形成に向けて、建築物の立地適正化も見据えながら、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

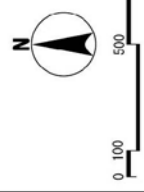
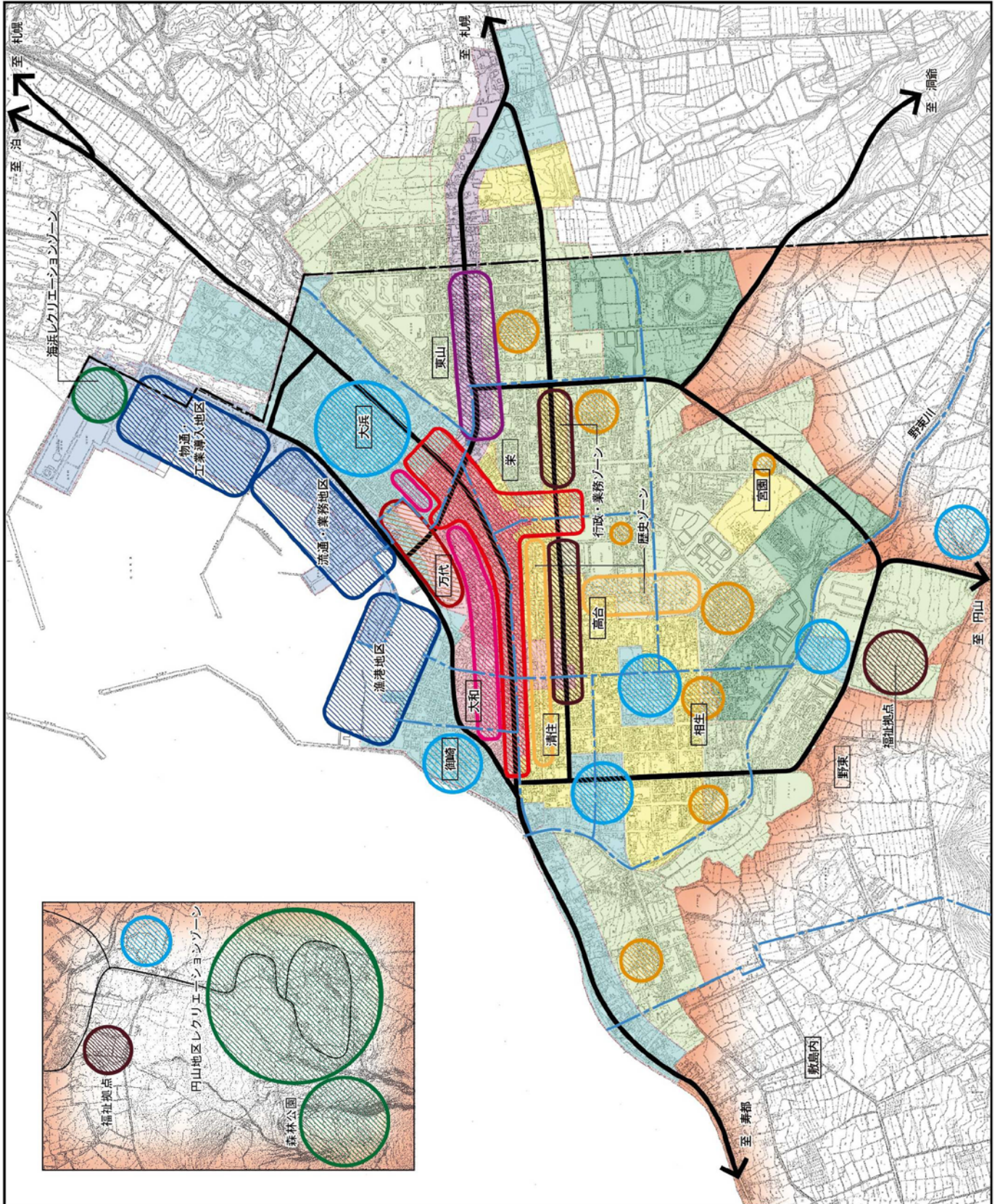
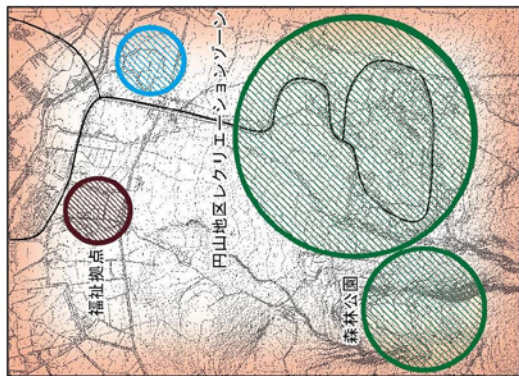
また、地域資源を再認識し、未利用エネルギーの域内循環など地域特性に応じた社会基盤の共同化や省エネ化も検討し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努める。



# 岩内町都市計画 マスタープラン

## 土地利用方針図

- 町住再編、住環境の整備推進
- 中心商業ゾーン
- 海辺のにぎわいゾーン
- 飲食ゾーン
- 沿道サービスゾーン
- 軽工業ゾーン（住工混在）
- 港湾ゾーン
- 歴史ゾーン
- 行政・業務ゾーン、福祉拠点
- 主要なレクリエーションゾーン
- 特定用途制限地域検討エリア
- 低層住居専用地域
- 中高層住居専用地域
- 住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域・工業専用地域
- 字界
- 行政区界



## 5. 交通体系方針

### (1) 基本的な考え方

岩内町と札幌方面を高速で連絡する北海道横断自動車道の整備促進を図るほか、これに接続する国道276号（岩内共和道路）の整備促進を図る。

また、岩内町と寿都方面や積丹方面を連絡する229号線や、ニセコ・洞爺方面と連絡する停車場通（道道岩内洞爺線）の整備促進を図る。

市街地内の幹線道路については229号線及び岩内小沢線（国道276号）から海岸通や公園通が分岐し、かつ八幡通や薄田通が国道を補完するような道路ネットワークの強化を図る。

公共交通は、通勤・通学・通院等、町民の日常生活を支える重要な移動手段として、岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら利便性の確保等に努める。

中心市街地や行政・業務ゾーンの軸となる歩行者ネットワークの形成を図るとともに、生活軸となる公園通や、シンボル道路として位置づけられる岩ヶ嶺通りや神社通りにおける歩行空間の整備促進を図る。

人口減少などの社会情勢の変化に対応し、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を適宜行う。

生活と密着する道路については、安全性や利便性の向上に向け、補修など管理面の充実を図る。

北海道耐震改修促進計画及び岩内町地域防災計画において、緊急輸送道路として位置づけられている都市計画道路については、防災上の役割からも整備促進を図る。

### (2) 交通体系方針

#### ① 広域交通ネットワークの強化

岩内町と苫小牧・千歳方面を連絡する岩内小沢線（国道276号）や、寿都・積丹方面を連絡する229号線は広域の幹線道路としてだけではなく、岩内町と主要な観光地を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、安全対策等を含めた整備促進を図る。

停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路としてだけではなく、本町とニセコ・洞爺方面を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、通年通行を含めた整備促進を図る。さらに、平成25年3月に泊発電所周辺地域原子力防災計画において、退避所が変更になったことから、避難路としての役割にも配慮した整備を促進する。

#### ② 市街地内の幹線道路ネットワーク形成

市街地内の幹線道路については、避難路としての役割や安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図る。

また、主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出を行っている。

市街地内の都市軸として位置づけられる、229号線の野束川以西区間の整備促進を図る。

また、野束、敷島内地区の229号線沿線から山側への避難路について、既存の道路の活用も含めてその確保を検討する。

229号線を補完する産業軸として位置づけられる海岸通については万代御崎通との一体化を図る。

市街地内の生活軸として位置づけられる公園通の整備促進を図るとともに、シンボル道路や通学路

及び、観光ルートとして重要な役割を果たす停車場通や高校前通及び、円山通の整備推進を図る。

八幡通とあわせて229号線を補完するサブ都市軸として位置づけられる薄田通の整備促進を図るとともに、シンボル道路の一部を構成する野東宮園通の終点側区間の整備推進を図る。

旧波止場通は公園通を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、終点側区間の整備促進を図る。

野東川通や野東宮園通の野東川横断区間（起点側）については、周辺の将来土地利用との整合のもと、防災等の役割を考慮しながらそのあり方等について検討を進める。

### ③公共交通機関等の充実

岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、既存の路線バスの利便性確保やまちの活性化など、今後の社会情勢の変化に応じて見直しに向けた検討を進める。

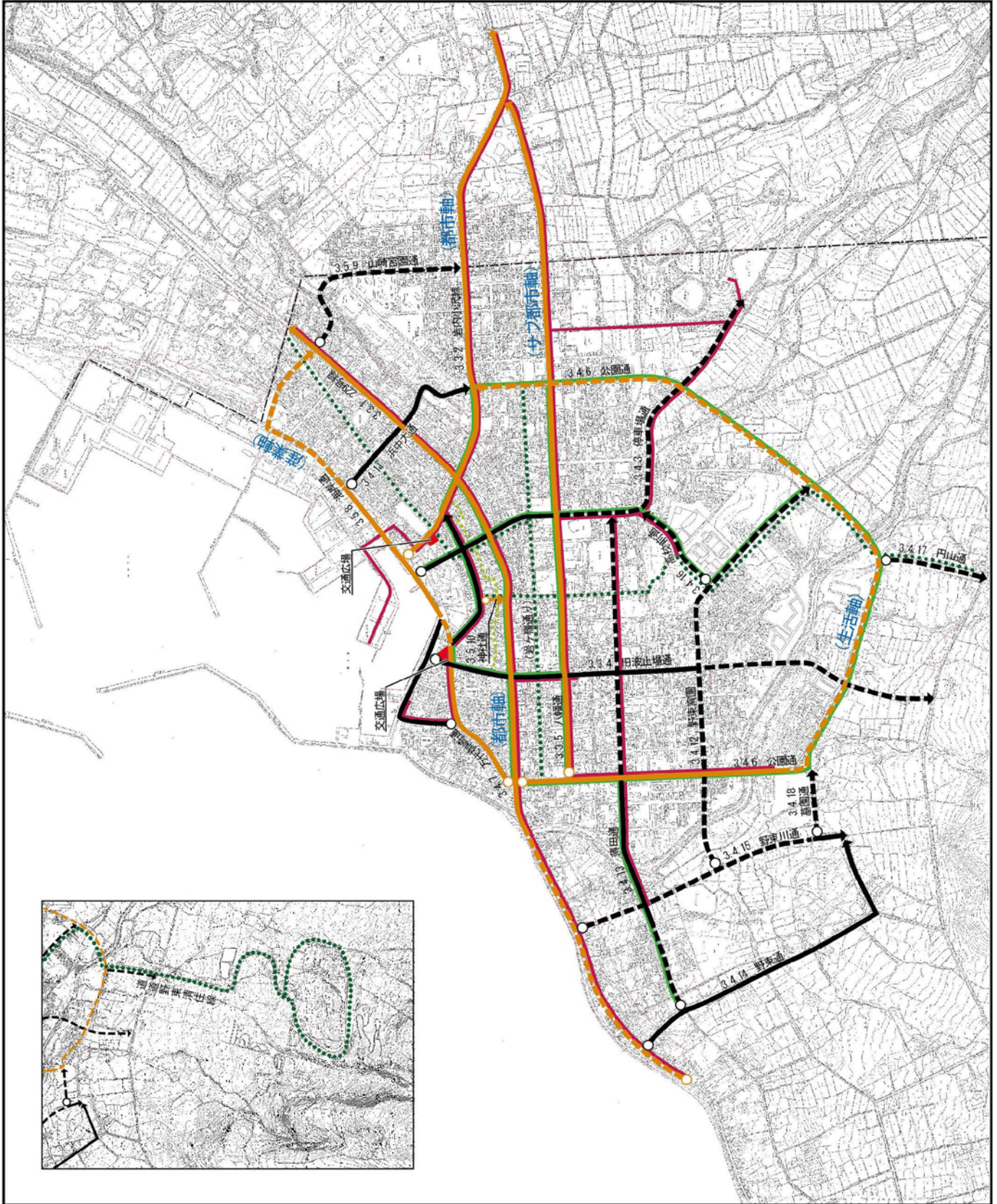
### ④歩行者ネットワークの形成

回遊性のある中心商業ゾーンを形成するため、主軸となる229号線や岩内小沢線（国道276号）に連絡する中通りの整備推進を図る。










生活軸となる公園通の整備を推進するほか、主要な通学路として位置づけられる停車場通や高校前通、薄田通及び野東宮園通の歩行空間の整備を推進する。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りや、シンボル道路として位置づけられる神社通りから円山通に至るルートにおける、特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄用地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

なお、町全体の自転車ネットワークについては、岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、今後必要に応じて検討を行う。



# 岩内町都市計画 マスタープラン 交通体系方針図

-  骨格道路 ※ (整備済)
-  骨格道路 ※ (未整備)
-  その他の都市計画道路 (整備済)
-  その他の都市計画道路 (未整備)
-  交通広場
-  緊急輸送道路
-  主な歩行者ネットワーク
-  主なシンボル道路
-  中通り

※ 骨格道路とは、都市軸、サブ都市軸、産業軸、生活軸を指す



## 6. 公園・緑地方針

### (1) 基本的な考え方

海・山など岩内町の個性といえる良好な自然環境について、保全・活用を図るとともに、岩内の大切な資源として次世代へ継承していく。

既存の街区公園や近隣公園、運動公園及び、総合公園の活用を図るとともに、自然や歴史を生かした特色ある都市計画公園の整備推進を図る。

中心市街地における各街区公園の役割を整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図る。

街区公園や近隣公園については、海側に多く山側に少ないという状況を勘案し、整備促進が遅れている地区における計画的な、新たな都市計画公園の整備推進を図る。

円山地区における主なレクリエーションゾーンや新港地区における新港地区緑地の整備活用を図る。

良好な河川空間の保全・活用を図るとともに、市街地東部における急傾斜地等の保全に努める。

市街地内における主なオープンスペースの保全・緑化等を促進するとともに、市街地周辺の優良な農地や樹林地の保全に努める。

自然や歴史とのふれあいを楽しむことのできる特色ある散策路の整備・推進を図る。

岩内町地域防災計画では、ヘリコプターが離着陸可能な場所のうち、東山公園と岩内運動公園の2つの都市計画公園を位置づけているが、その他の都市計画公園についても、災害時の避難等の用に供することも考えられるため、適正配置に努める。

### (2) 公園・緑地方針

#### ①住区基幹公園の整備・活用

町営住宅等の建替整備や用途廃止及び、計画的な住宅地整備等にあわせて、身近な街区公園等の整備推進を図るとともに、中心市街地における既存の街区公園の有効活用について検討を行う。

既存のマリンパークや東山公園の活用を図るとともに、町営住宅等の跡地を利用した特色ある近隣公園等の整備に努める。

#### ②都市基幹公園の活用

既存の運動公園や総合公園（いわないリゾートパーク）の活用を図るとともに、官民が連携した緑化活動や花の植栽等の支援・促進を図る。

#### ③特殊公園等の整備・活用

既存墓園の活用を図るとともに、必要に応じて拡大も検討する。また、都市計画決定を行った歴史的に価値のある庭園（含翠園）の保全・整備を図る。

#### ④その他の公園・広場・レクリエーションゾーンの整備・活用

新港地区における、新港地区緑地の活用を図る。

中心商業ゾーンにおける海辺のオアシス空間となるような、みなとまち広場の整備推進を図るとともに、道の駅における既存広場の有効活用を図る。

円山地区におけるパークゴルフ場や円山展望台及び、散策路等の整備・活用を図るとともに、森林

公園やニセコいわない国際スキー場の活用を図る。

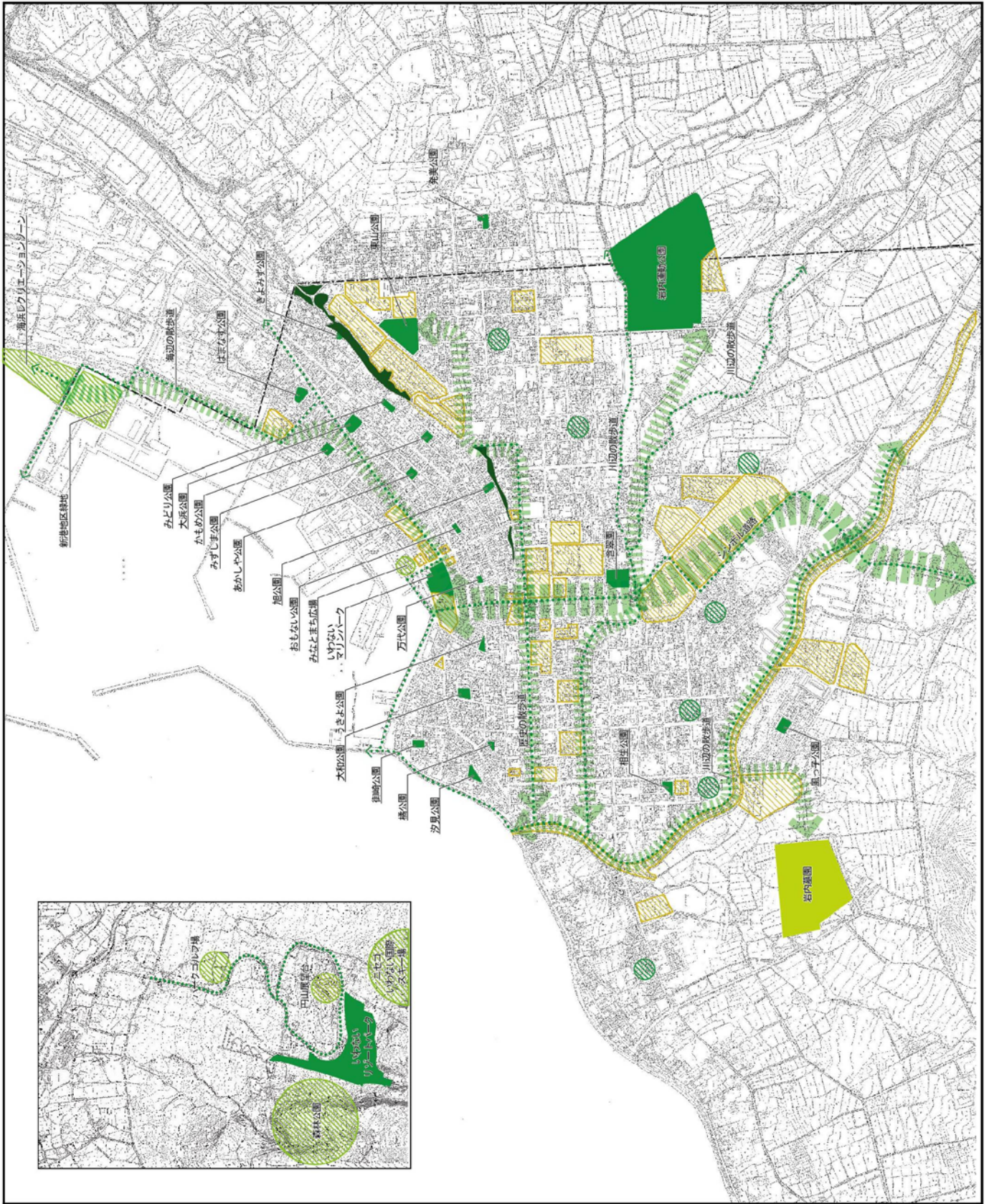
#### ⑤主な散策路の整備・活用

漁港とマリンパークを連絡する海辺の歩行者ネットワークや、旧国鉄跡地を活用した特色ある歩行者・自転車道の整備推進を図るとともに、これから分岐し新港地区緑地や新港護岸の遊歩廊及び、海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク（海辺の散歩道）の形成をめざす。

市街地内を流下する野東川や運上屋川及び、ポンイワナイ川等の護岸整備とともに河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成をめざす。

岩ヶ嶺通り等の歴史を生かした特色ある歩行者ネットワーク（歴史の散歩道）の充実を図るとともに、神社通から高校前通及び、野東宮園通を経て、円山通に至る特色ある歩行者ネットワーク（シンボル道路）の形成をめざす。

また、公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、主要道路（都市計画道路）の緑化の推進等により、安心して歩ける緑化ネットワークの形成を図る。



# 岩内町都市計画 マスタープラン

## 公園・緑地方針図

- 都市計画公園
- 都市計画公園(構想)
- 主なオープンスペース・緑地
- 急傾斜地等
- 都市計画墓園
- その他の公園、広場、主なレクリエーションゾーン
- 主な散策路
- 緑化ネットワーク



## 7. その他の都市施設の整備方針

### (1) 基本的な考え方

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため下水道整備を促進する。

また、し尿処理施設の老朽化や今後の住宅の立地状況を見据えながら、汚水処理のあり方について検討を進める。

自然環境などに配慮しつつ、防災と親水を目的として河川空間の整備に努める。

岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は都市施設の市場として、その機能の維持保全に努める。

岩内町霊苑は都市施設の火葬場として、その機能の維持保全に努める。

一般廃棄物処理施設については、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る。なお中間処理施設については、今後都市計画決定を行う。

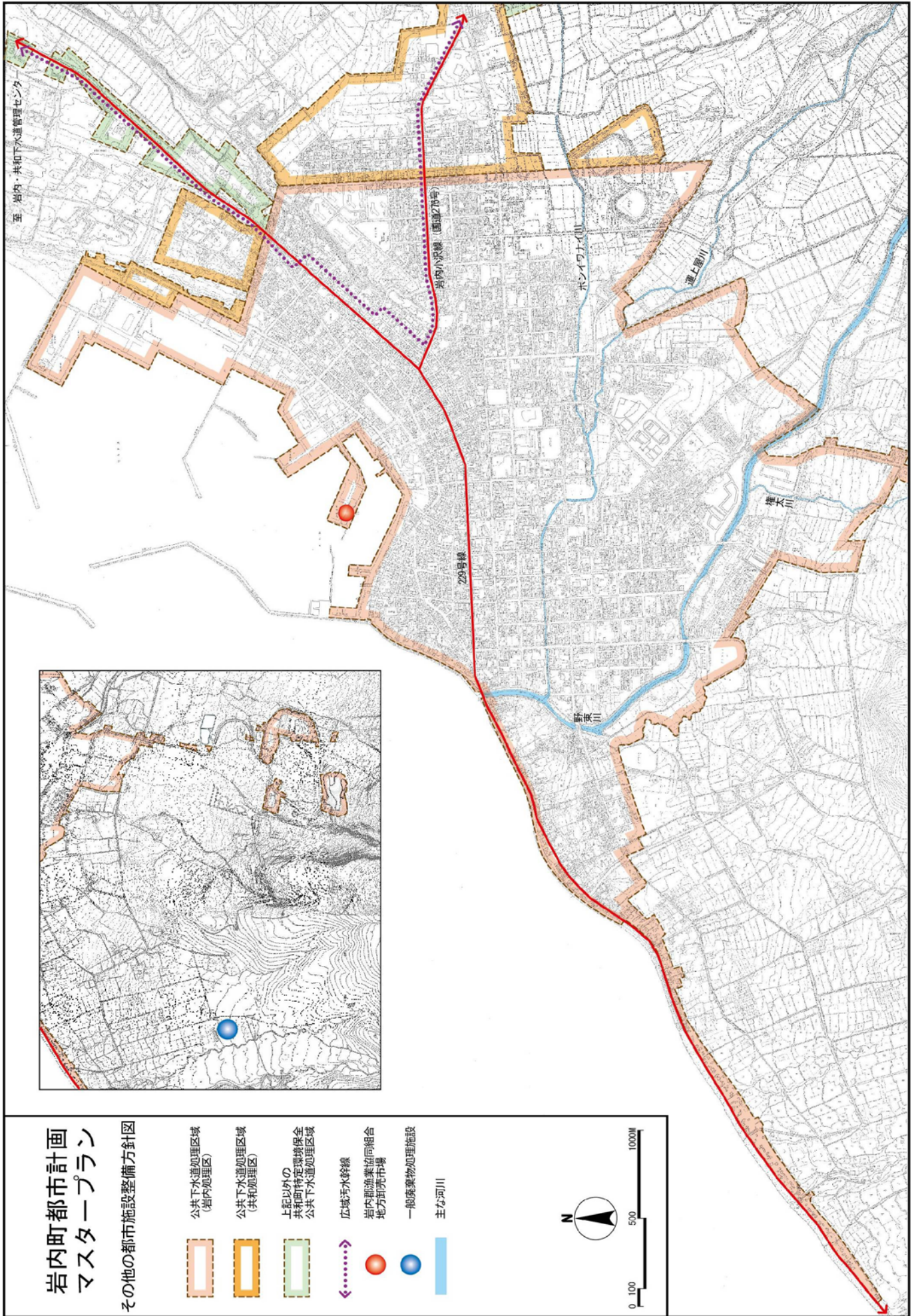
産業廃棄物処理施設については、民間整備が基本となっているが、施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合は、道に対して都市計画の案の申し出等を行う。

### (2) 主要な施設の整備方針

生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目的として、将来的な土地利用と整合性を図りながら公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図る。



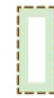




野東川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う河川空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。





# 岩内町都市計画 マスタープラン

## その他の都市施設整備方針図

-  公共下水道処理区域  
(岩内処理区)
-  公共下水道処理区域  
(共和処理区)
-  上記以外の  
共和画特定環境保全  
公共下水道処理区域
-  広域汚水線
-  岩内郡漁業協同組合  
地方卸売市場
-  一般廃棄物処理施設
-  主な河川



0 100 500 1000M



## V. 実現化方策の検討

### 1. 実現化への取組み方針

都市計画マスタープランは、都市計画法で位置づけられているように、住民の意見を反映させて作成するものであり、より多くの住民が都市計画等、まちづくり全般に関心を持ち、理解を深め、共通の認識や目的をもつ中で、自らが参加・活動することによって実現化への一歩が踏み出されるものであるといえる。

したがって、都市計画マスタープランの策定を契機として、町民等がまちづくり全般に渡って企画・構想・計画等の各段階から実施まで、気軽に参加できるような仕組みづくりについて検討を行うとともに、町民と民間企業及び行政等が役割分担し、連携しながら「協働」によるまちづくりを進めることができるような適切な合意形成の機会づくりに努める。

また、本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、重点的に展開すべき施策や優先的に実施すべき施策を抽出し、関係機関との協議を踏まえ、より具体的な検討と持続的な事業推進を図る。

図 住民参加(協働)によるまちづくりの仕組みづくり

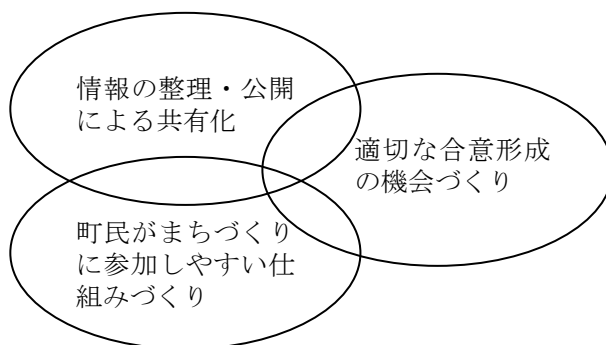
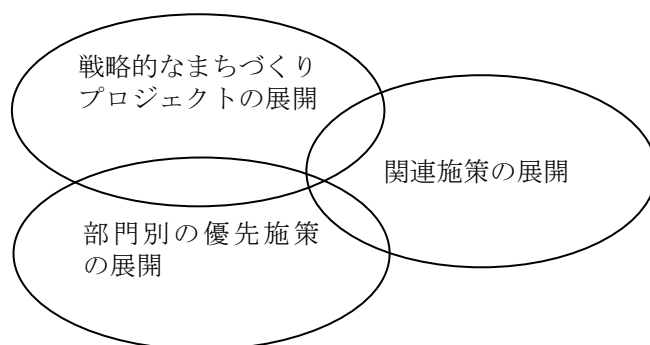


図 効果的なまちづくりの進め方



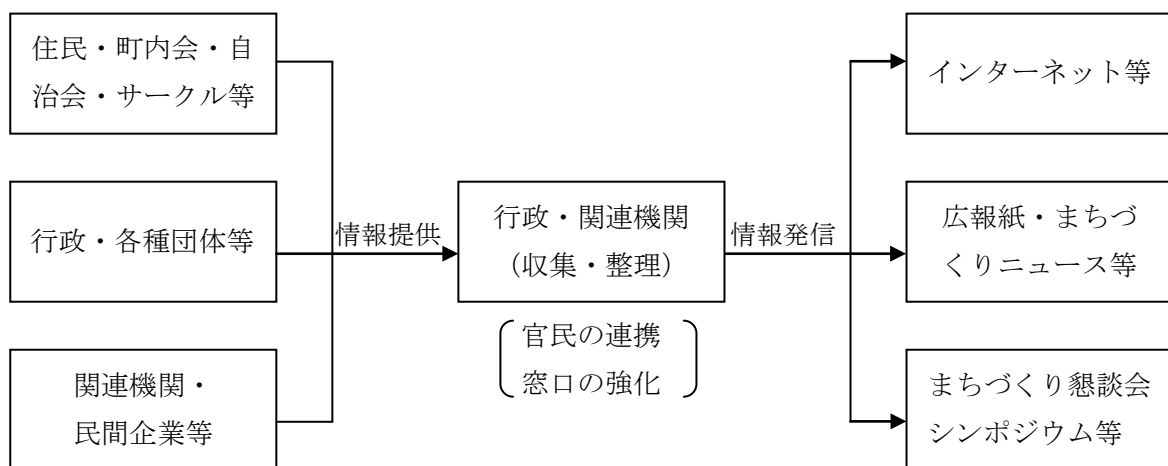
## 2. 住民参加（協働）によるまちづくりの仕組みづくり

### （1）情報の整理・公開による共有化

既存の都市づくりに係わる情報を収集・整理するとともに、広報紙やインターネット・ホームページ及びまちづくり懇談会等の開催により、積極的な情報提供を行いながら、町民と行政等の情報共有化をめざす。

情報の収集・提供にあたっては、住民や町内会、自治会、各種サークル及び任意団体等が情報を提供しやすい仕組みづくりを検討するとともに、生活・住宅等、まちづくりや暮らし全般に係わる総合的な情報提供を図ることによって、より多くの人が参加できるような仕組みづくりの検討に努める。

図 まちづくり情報の収集・発信の仕組みづくり

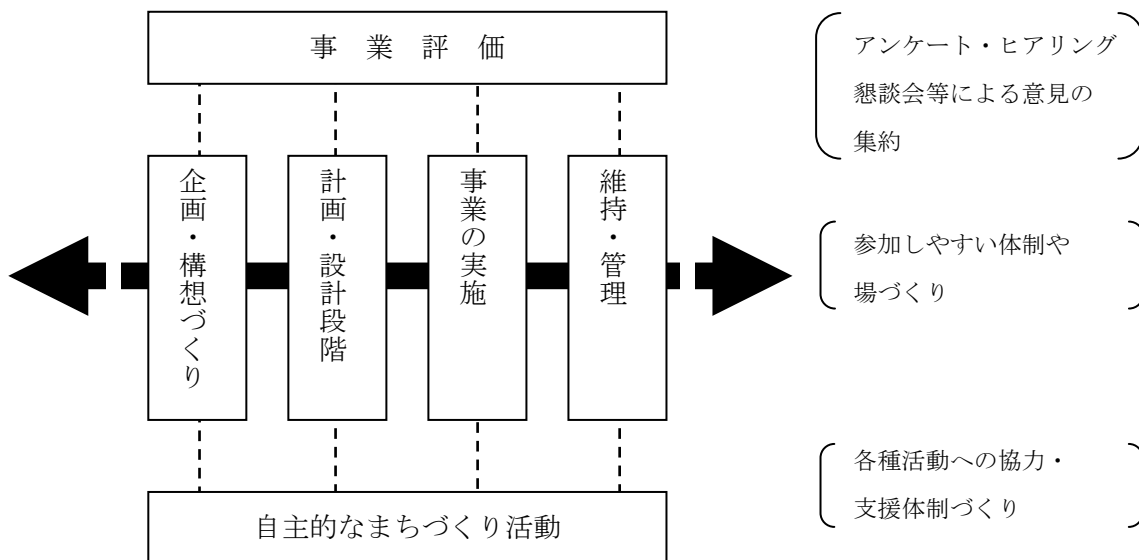


### （2）町民が参加しやすい仕組みづくり

町民が都市計画に関わる各種事業に対して、企画・構想づくりや計画・設計段階、事業実施段階及び維持・管理まで自ら気軽に参加できるような体制や場づくり等に努めるとともに、各段階における事業評価についても、アンケートやヒアリング調査等により町民の意見が反映できるような仕組みづくりに努める。

また、町民が自ら主体的に行う各種まちづくり活動に対しても、これを積極的に支援する体制や制度づくりの検討に努める。

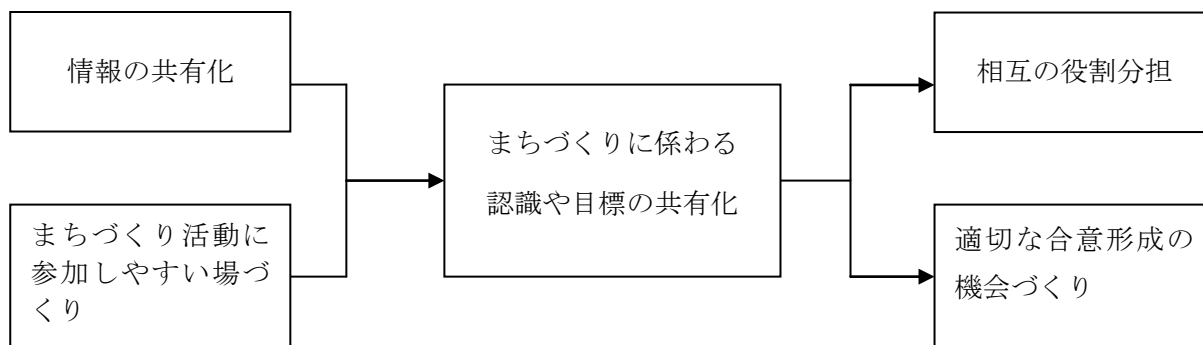
図 町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくり



(3) 適切な合意形成の機会づくり

町民と行政等が情報を共有化し、町民自らまちづくりに参加しやすい体制や場づくり等が行われることによって、まちづくりに係わる共通の認識や目標が生まれることから、次にその目標の実施にむけて、相互に果たすべき役割を明らかにするとともに、各種施策の展開に際して相互の適切な合意形成を図れるような機会を積極的につくりだしていくことをめざす。

図 適切な合意形成の仕組みづくり



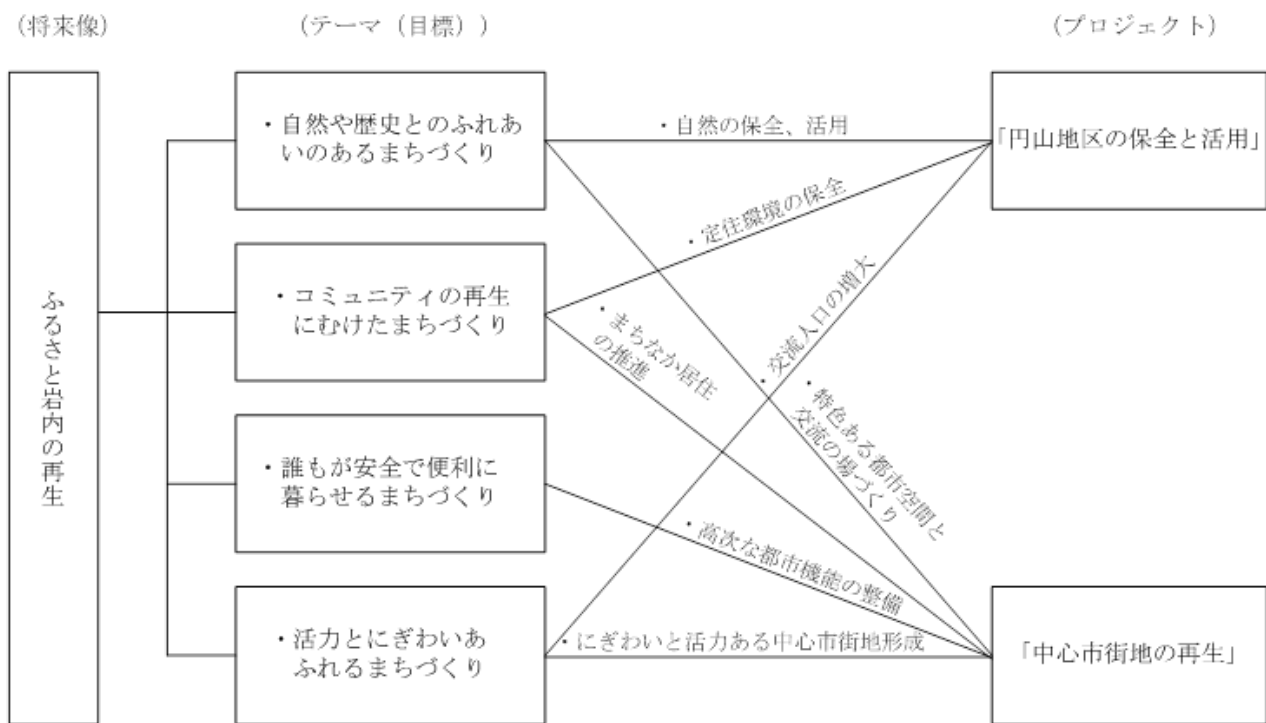
### 3. 効果的なまちづくりの進め方

#### (1) 先導的なまちづくりプロジェクトの展開

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、将来像の実現にむけた柱となるテーマ（目標）に直結する「中心市街地の再生」及び「円山地区の保全と活用」を先導的なまちづくりプロジェクトとして位置づける。

また、当初策定時に実施した町民検討委員会でのアンケート調査や平成26年8月に実施した町内会・自治会アンケート調査においても、商店街の魅力向上や道の駅の充実など中心市街地の整備に係わる施策や、岩内の良好な自然環境や景観など円山地区を中心とした自然の保全と活用に係わる施策が優先度合いが高いものとして位置づけられている。

図 先導的なまちづくりプロジェクトの位置づけ



## ①中心市街地の再生方向

中心市街地の再生方向としては、みなとまち岩内の特色を生かした『岩内らしいにぎわいある中心市街地づくり』とし、第1に、既存の都市基盤施設や生活関連施設の集積を生かしながら、誰もが「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をめざす。

借上げ公営住宅の導入や民間賃貸住宅の建設促進及び空き家・空き地の有効活用を図ることによって、誰もが便利に暮らせるようなまちなか居住の推進を図るとともに、誰もが利用しやすく、各種コミュニティ活動等の拠点となるような公共施設等の導入を図る。また、交通の結節点等における駐車場の確保に努めるとともに、229号線における花いっぱい運動の促進や、中通りにおける歩行空間の確保及び神社通り等の整備等を推進することによって、まちなかの快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

第2に、商店街や飲食店街の整備を促進するとともに、「にぎわいと魅力ある中心商業ゾーンの形成」をめざす。

市街地再開発事業等の導入により、核店舗や生活関連施設、住宅及び駐車場等からなる拠点施設の整備を推進するとともに、商店街や飲食店街の整備にあわせて、魅力ある広場（パティオ）やポケットパークの整備促進を図る。また、空き店舗や遊休施設及び空き地を活用して住民のイベントや各種まちづくり活動等の拠点となるような場づくりをめざす。

海辺のにぎわい拠点となるような親水空間の整備にあわせて、既存の道の駅やタラ丸市場の有効活用を図るとともに、これらと既存商店街を結ぶ魅力ある物産・飲食ゾーンの形成を促進する。

第3に、高齢者や若年層等、「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」をめざすものとし、まちなか居住の推進にあわせて、高齢者や若年夫婦等が安心して暮らせるような居住環境の創出を図るとともに、福祉・保健施設や子育て支援施設の導入を図る。

また、主な生活道路のバリアフリー化を促進するとともに、既存の街区公園を活用したオアシス空間の創出や防災拠点の整備を図る。

なお、中心市街地の整備方向については、行政だけでなく商工会議所や商店街等が連携しながら中心市街地の活性化に向けた各種計画・事業等の検討を行うものとし、都市計画マスタープランでは特に、土地利用や都市施設及びこれらと密接に関連する事項について検討を行っている。

これらの施策の推進にあたっては、公共施設の再編・集約化や民間施設の集約化、並びに両者の連携など、建築物の立地適正化も見据えながら進めていくものとする。

図 中心市街地の再生方向

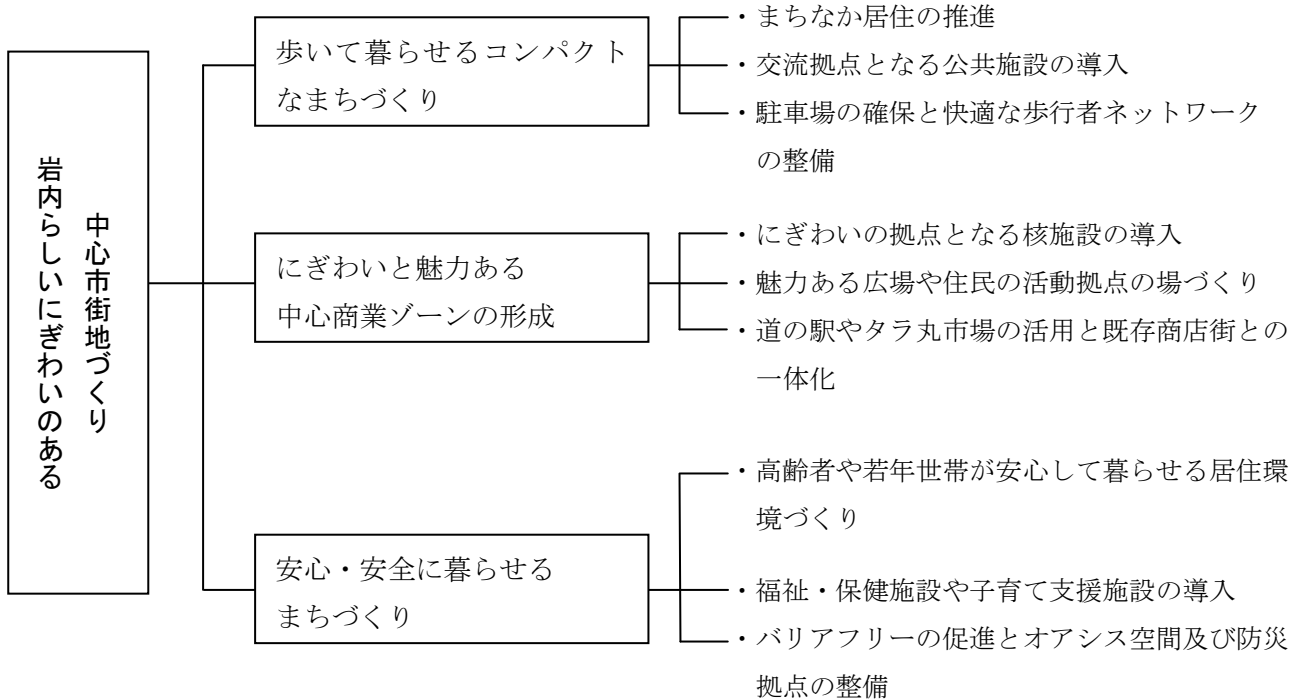
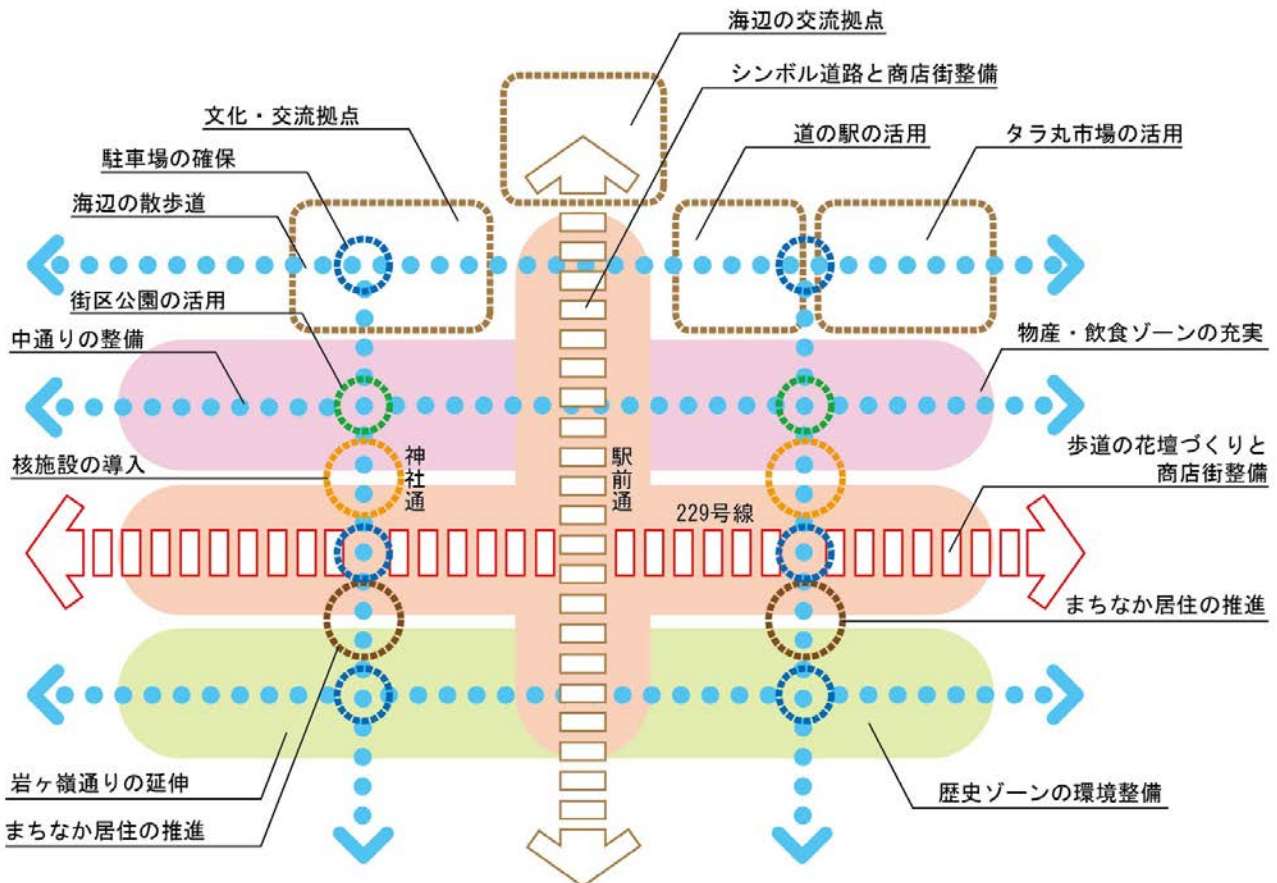


図 中心市街地の再生イメージ





## ②円山地区の保全と活用方向

円山地区の整備方向としては、豊かな農業・森林資源を生かした『森と田園に囲まれた魅力あるふるさとづくり』とし、第1に、農地や森林等の自然と調和した土地利用をめざす。

円山通の延長上の一部住宅等が立地している道道野東清住線沿いは、周辺の農業地域と調和した円山地区の玄関口となるため、特定用途制限地域の導入を促進する。また、当該道路は円山地区にアクセスする主要道路として質の高い道路景観の整備促進を図るとともに、沿道における優良農地や良好な農村景観の保全を図る。

既に整備された開発区域（アリスの里や文化村等）については、質の高い居住環境の保全を図るとともに、今後の開発については自然環境との調和を十分に配慮した規制誘導を検討する。

第2に、町民だけではなく観光客等も、森林等を生かした各種文化活動や野外レクリエーション活動を楽しめるような「森の交流環境づくり」をめざすものとし、これらの整備にあたっては自然環境との調和や景観の保全を最大限に考慮するほか、森の再生等、積極的な環境整備に努める。また、既存の各種レクリエーション施設や温泉、宿泊施設等については、既存の良好な自然や景観の保全及びデザインの統一にむけたルールづくりを検討するとともに、相互の連携を強化することによって有効な活用を図る。

第3に、地区全体だけではなく町民の貴重な財産である「特色ある自然景観の保全」をめざすものとし、既存の優良な農業地域については、積極的な保全を図るとともに、農家民宿や体験農場等の整備にあたっては、特色ある農村景観の保全に配慮する。また、道道野東清住線等については、質の高い道路景観の整備にあわせて眺望の良い場所における展望スペースの確保や沿道の良好な自然環境の保全を図るとともに、地区全体の優良な森林空間や自然景観の積極的な保全にむけたルールづくりについて検討を行う。

図 円山地区の保全と活用方向

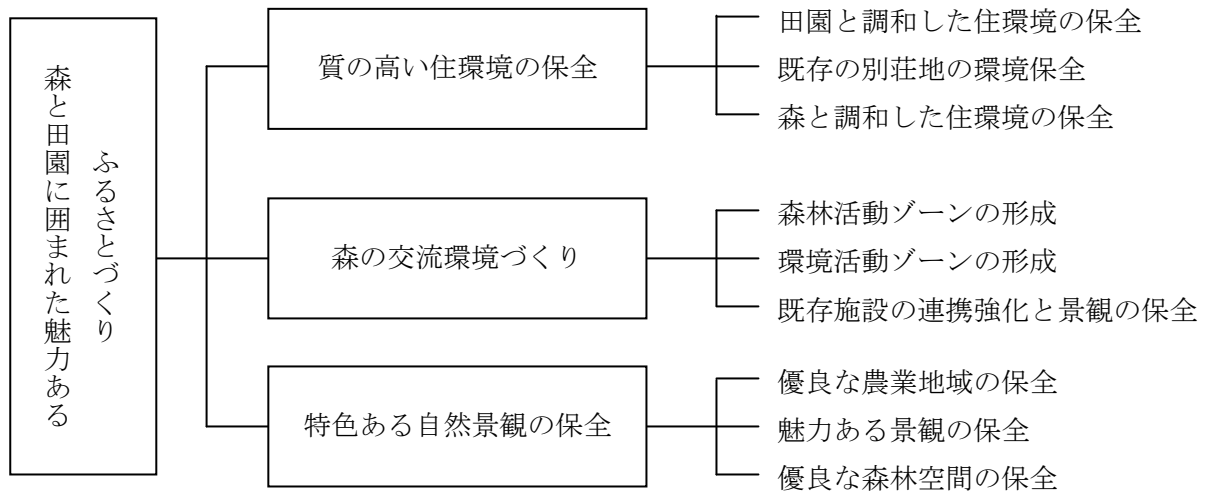
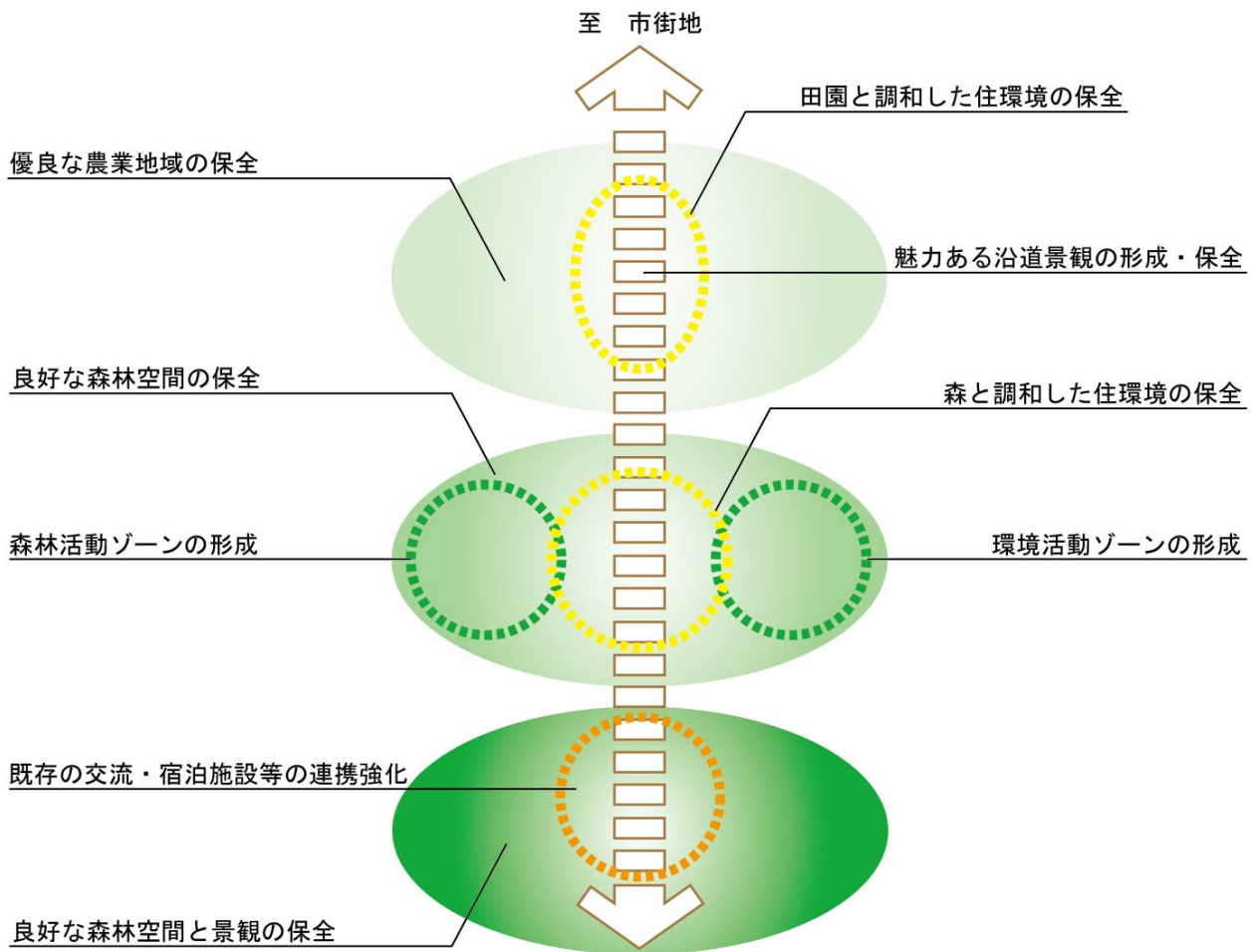


図 円山地区の保全・活用イメージ



## (2) 部門別の優先施策の展開

### ①土地利用の規制・誘導

都市計画マスタープランに基づき、今後の状況変化に対応していくために都市計画用途地域見直しの必要性について検討を行うとともに、港湾整備事業の進行にあわせた臨港地区の変更を行う。

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、土地利用方針に沿って、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

### ②道路・交通施設

229号線の野東川以西区間の整備促進を図る。

停車場通（道道岩内洞爺線）や旧波止場通（道道野東清住線）、円山通の整備と良好な道路景観の形成を促進する。

市街地内の生活軸として重要な役割を果たす公園通の整備推進を図るとともに、八幡通を補完する薄田通の整備推進を図る。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りの延伸整備や、シンボル道路として位置づけられる神社通から円山通に至るルートにおける特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄跡地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

### ③公園・緑地等

円山地区における良好な森林の保全・活用に努めるとともに、良好な田園景観の保全に努める。

中心市街地における既存の各街区公園の役割を整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図る。

野東川等の河川空間の保全を図るとともに、ポンイワナイ川や運上屋川等を含めた河畔の歩行者ネットワークの形成を図る。

都市計画マスタープランに基づき「緑の基本計画」を策定するとともに、市街地内の良好なオープンスペースの保全や、町民が主体となった花いっぱい運動や緑化運動及びクリーンナップ運動等の支援・促進を図る。

## (3) 関連施策の展開

中心市街地の整備を促進する上で、中心市街地の活性化や、市街地再開発事業、まちなか居住等の推進にむけた各種計画・事業の検討をするとともに、良好な景観資源を活用したまちづくりを進めるため景観計画の策定についても検討する。

都市計画マスタープランの実施にむけ、町民検討委員会のメンバーを含めた町民参加による組織づくりや、町民等が自主的に行う各種まちづくり活動の支援にむけた体制づくり等の検討に努める。

なお、都市計画マスタープランについては、総合計画等の上位計画との整合性に配慮しながら、概ね10年毎の見直し・検討に努める。